



第4次 出雲市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

ぬくもりのある福祉のまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～



令和5年(2023)3月
出雲市
出雲市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	4
第2章 第3次計画の取組.....	16
1. 第3次計画における取組の状況と課題.....	16
2. 市民アンケート調査からみた現状と課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1. 基本目標.....	26
2. 基本方針.....	27
3. 計画の体系.....	29
第4章 第4次計画の取組.....	30
基本方針1 安心・快適な暮らしの推進.....	30
基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供.....	38
基本方針3 地域福祉の充実・強化.....	42
第5章 計画の進捗管理.....	48
1. 進捗管理手法.....	48
2. 進行管理体制.....	48
第6章 各地区の取組状況.....	49
資料編.....	92
資料1. 統計データ.....	92
資料2. 市民アンケート調査結果.....	101
資料3. 出雲市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	113
資料4. 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱.....	115
資料5. 出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿.....	117

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域社会の中で、できる限りその人らしい暮らしができるように公的な福祉サービスの充実を図り、住民同士の助け合いや支え合いの基盤をつくっていくことが必要です。

「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

本市においては、平成9年(1997)に制定した「出雲市福祉のまちづくり条例」の基本方針を基に地域福祉の推進に取り組んできました。これをうけて平成19年(2007)に同条例に基づく「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進するため、市民、事業者、市、出雲市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が果たすべき役割を具体的に決めました。平成25年(2013)には計画の見直しを行い「第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、基本目標に「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を掲げ、これを実現するための3つの基本方針を軸に、地域住民や公私の社会福祉関係者が連携しながら地域福祉の推進に努めてきました。さらに平成30年(2018)に計画の見直しを行い、「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、「前計画」という。)」を策定し、従前の計画の基本目標及び基本方針を引き継ぐとともに、「総合的な相談体制の確立」を基本項目の筆頭に掲げ、取組を推進してきました。

地域福祉を取り巻く課題

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化に伴い、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。様々な社会構造の変化は人々が関わり合いを持ち相互に支え合う機会の減少をもたらし、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、孤独死や自死など、地域における生活課題・福祉課題を深刻なものにしています。

さらに、全国的に大規模な自然災害が多発する中、地域での支え合いの力が必要とされています。また、孤独や孤立に起因した子どもや障がい者、高齢者が犠牲となる痛ましい事件などを防ぐために、地域福祉が果たすべき役割はより重要となっています。

また、令和2年(2020)1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、以降、私たちの生活は一変しました。経済活動の停滞等の影響により、生活の困窮をはじめとした様々な不安や悩みを抱える人が増加し、それまで内在していた孤立・孤独などの問題が表面化し深刻化することとなりました。

「地域共生社会」の実現を目指して

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが、日々の暮らしにおいて人とのつながりを持ち、その人らしい生活を送ることができる社会を形作っていく必要があります。

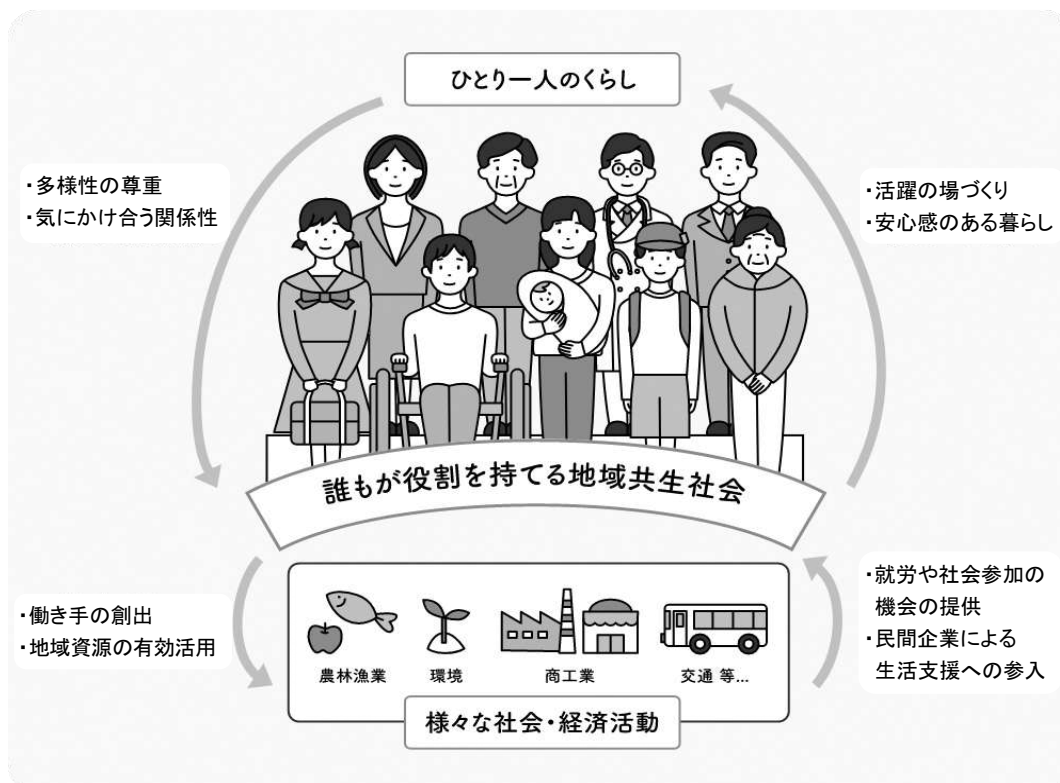
国においては、社会福祉法の改正により、従来の支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える地域住民の支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、各自治体においては分野を超えた包括的な支援体制を整備することが求められています。

本市においては、社会構造の変化を確実に捉え、福祉施策をさらに充実させることにより地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、「第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

（平成29年（2017）2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>) を一部加工

地域福祉の推進に向けた国の動向

国においては、平成28年(2016)6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針が提示されました。同年7月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されました。

令和2年(2020)6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」ことが示されました。生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設が新たに規定され、令和3年(2021)4月に施行されました。

【近年の主な地域福祉に関する国の動向】

年	内 容
平成27年 (2015)	生活困窮者自立支援法施行(生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行う等支援の拡充)
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定(「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を提示)
平成28年 (2016)	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
	「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」の方針の提示
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成29年 (2017)	改正社会福祉法施行(社会福祉法人制度の改革、福祉人材の確保の促進)
	「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
平成30年 (2018)	改正社会福祉法施行(地域共生社会の実現に向けた理念の明確化、地域福祉計画の充実)
	改正生活困窮者自立支援法施行(包括的な支援体制の強化、居住支援強化)
	令和22年(2040)を展望した社会保障・働き方改革本部において、地域共生・地域の支え合いの実現に向けた取組が論点の一つの柱として位置づけられる
令和元年 (2019)	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)にて、「断らない相談支援等の包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性を示す
令和2年 (2020)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活困窮者自立支援制度の一部対象者や要件を緩和
令和3年 (2021)	改正社会福祉法施行(「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業「重層的支援体制整備事業」施行)
	孤独・孤立対策の重点計画策定(孤独・孤立対策推進会議決定)

2. 計画の位置づけ

計画の位置づけ

【地域福祉計画の位置づけ】

地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく行政計画となります。地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、同法第4条（地域福祉の推進）や同法第106条の3（包括的な支援体制の整備）等に示された地域福祉の理念を具体化するための方策として策定するものです。

併せて、令和5年度（2023）から開始する重層的支援体制整備事業を推進するため、社会福祉法第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業計画を本計画と一体的に定めます。

【地域福祉活動計画の位置づけ】

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である出雲市社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民や福祉事業者等と連携調整し行う「福祉のまちづくり」を推進することを目的として策定します。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連】

両計画は、本市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、共通の理念や方向性に基づき、一体的に策定しています。

計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とします。

計画の策定経過

本計画は、本市の地域福祉を取り巻く現状分析や、これまで行ってきた前計画の評価、市民アンケート調査、パブリックコメント結果等市民の意見を基にし、有識者や福祉関連団体等の代表者等からなる出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会における施策の検討等によって策定しました。

出雲市重層的支援体制整備事業計画

近年の少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、ひきこもりや社会からの孤立化、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の分野別の支援体制では対応が困難になっている現状があります。そのような中、課題を抱えた人に寄り添いながら包括的な支援を行うため、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、重層的支援体制整備事業の取組を推進することとし、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施します(表1)。そして、本市の各事業と連携を図ります(表2)。

【重層的支援体制整備事業の概要】(表1)

①包括的な相談支援

区分	内容
包括的な相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関の連携により対応する ・複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う
アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関等とのネットワークにより潜在的な対象者を把握する

②参加支援

区分	内容
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

③地域づくりに向けた支援

区分	内容
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人をコーディネートする ・地域における拠点の形成や地域活動の活性化を図る

【重層的支援体制整備事業 各事業の概要】(表2)

区分	分野	事業名	事業の概要
包括的 相談支援 事業	介護	高齢者あんしん支援センター運営 事業	地域包括支援センター7箇所の設置、運営を行う
		包括的・継続的ケアマネジメント 支援事業	地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携し、研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う
	障がい	障がい者相談支援事業	(機能強化事業) 専門職員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導助言を行う
	子ども	母子健康包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を強化するために、体制整備および相談支援の強化を行う
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立を促進するため、相談事業を行う
多機関協働 事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	複雑化・複合化した課題を抱える世帯等について、関係機関が連携し包括的な支援を行う
アウトリーチ 等を通じた 継続的 支援事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	課題を抱える対象者について、訪問等による働きかけを行い信頼関係を築き、継続的な関わりを持ち必要な支援につなぐ
参加支援 事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	既存の福祉サービス等では対応できない人のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用し支援を行う
地域づくり 事業	介護	地域介護予防活動支援事業	高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるように、地域のふれあいサロンや介護予防活動等を支援する
	介護	生活支援体制整備事業	生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する
	障がい	地域活動支援センター事業	(機能強化事業) 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の福祉基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行う
	子ども	子育て支援センター運営事業	親子の遊び場を提供するとともに、子育ての不安解消のため、相談に応じたり、子育て関連情報を提供したりする子育て支援拠点施設を運営する
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	地域の多様な関係機関が、地域課題等を共有し協働体制を構築し連携する

本市では、重層的支援体制整備事業を「福祉総合相談支援事業」において、次の方針に基づき実施し、多機関が連携して課題を解決できる体制を構築し運用します。

①既存の相談窓口の活用

市や市社協では、分野ごとに様々な相談窓口が整備されています。これらの既存の相談窓口を活用することを基本とします。

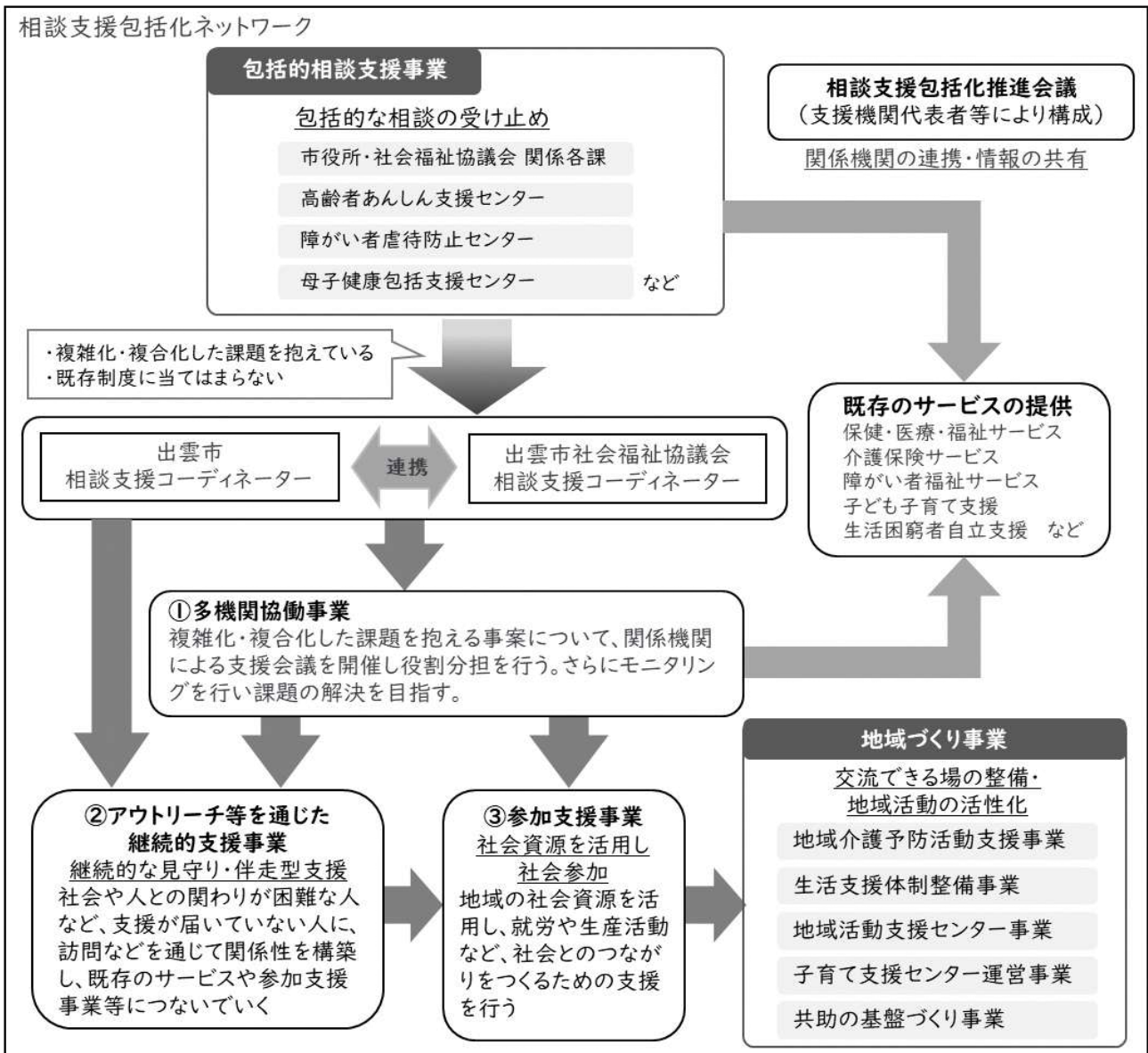
②相談支援コーディネーターの配置

各相談窓口で受け付けた相談について、既存の制度に当てはまらない場合や、どこが主担当になるのか判断に迷う場合などに、必要な関係部署間の調整を行う「相談支援コーディネーター」を配置し、迅速で継続的な支援を可能にします。

③社会福祉法人等との連携

地域において、課題を抱える対象者と関わりを持つ社会福祉法人や民生委員児童委員、ケアマネジャー等から、必要に応じて相談支援コーディネーターにつなぐことで、課題の早期発見が期待できます。

【福祉総合相談支援事業 相談支援包括化ネットワーク】



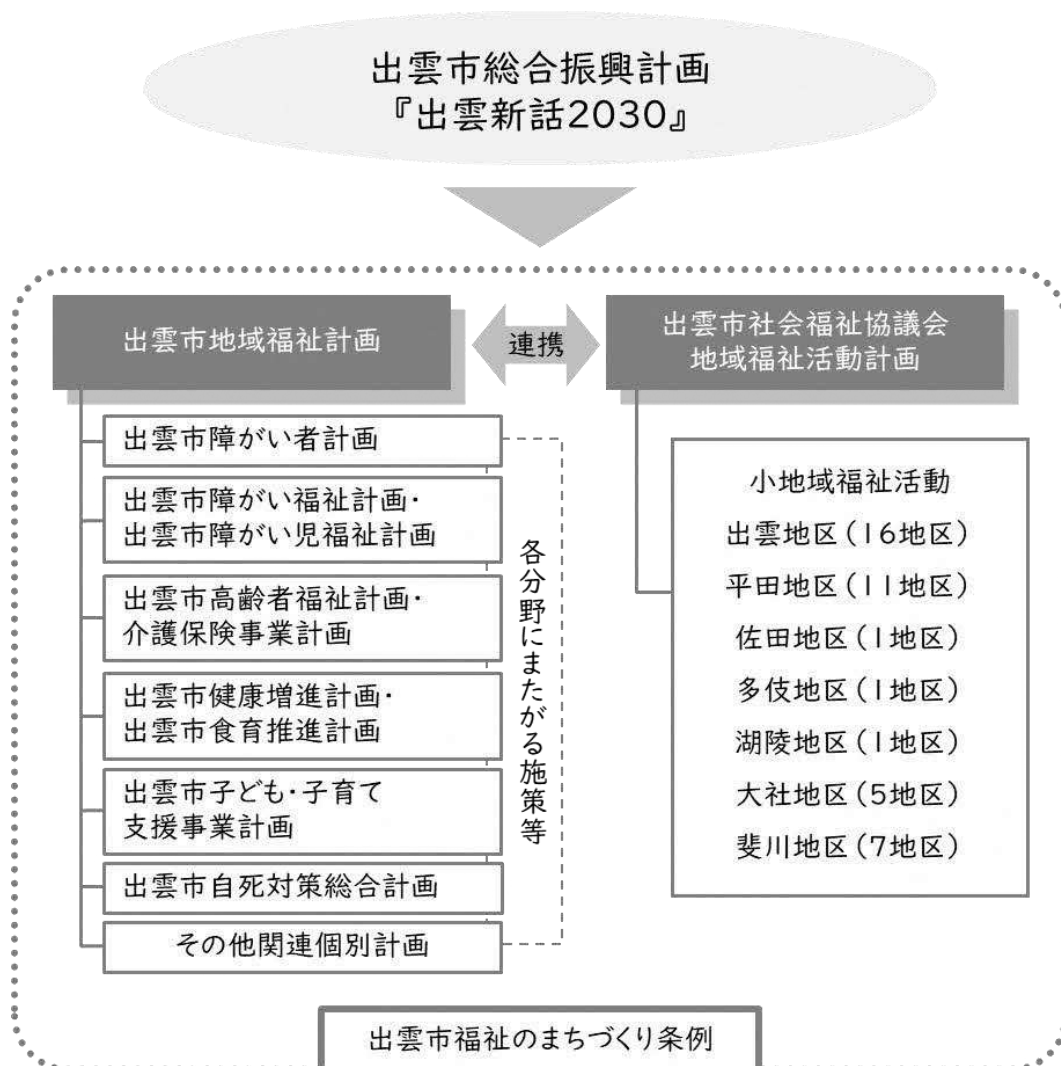
他計画との関連

本市では、まちづくりの最上位計画として「出雲市総合振興計画『出雲新話2030』」を策定し、各種施策を推進しています。出雲市地域福祉計画は、この出雲市総合振興計画の福祉分野に関する施策を具体化するための計画として位置づけられます。また、福祉分野の上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の視点や理念、推進方針などを明示し、総括する役割を持ちます。

そして、市社協が策定する「出雲市地域福祉活動計画」と密接に関連するため、両者の整合をとりつつ、連携して施策を推進することが求められます。

本計画は障がい・高齢者・子育て等関連する個別計画の上位計画にあたることから、具体的な取組方針・施策等については個別計画に委ねつつ、これらの関連する個別計画との整合性に配慮しながら地域福祉全体の方向性を示す計画として策定しています。次ページ以降に、関連する個別計画の概要を示します。

【計画の位置づけイメージ】



関連する個別計画の概要

【本計画及び関連する個別計画の対象年度】

区分	～R4(～2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画 (H30～R4)	第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (R5～R9)				
障がい者計画	第2次出雲市障がい者計画 (R3～R8)					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期出雲市障がい福祉計画・ 第2期出雲市障がい児福祉計画 (R3～R5)					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期出雲市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (R3～R5)					
健康増進計画・ 食育推進計画	出雲市健康のまちづくり基本計画 (第2次出雲市健康増進計画・第3次出雲市食育推進計画) (H30～R9)					
子ども・子育て 支援事業計画	いきいき子どもプラン ～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～ (R2～R6)					
自死対策総合計画	出雲市自死対策総合計画 (R1～R5)					

第2次出雲市障がい者計画

対象年度	令和3年度(2021)～令和8年度(2026)
根拠法	障害者基本法
計画の目的等	障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備することで、障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現を目指す。

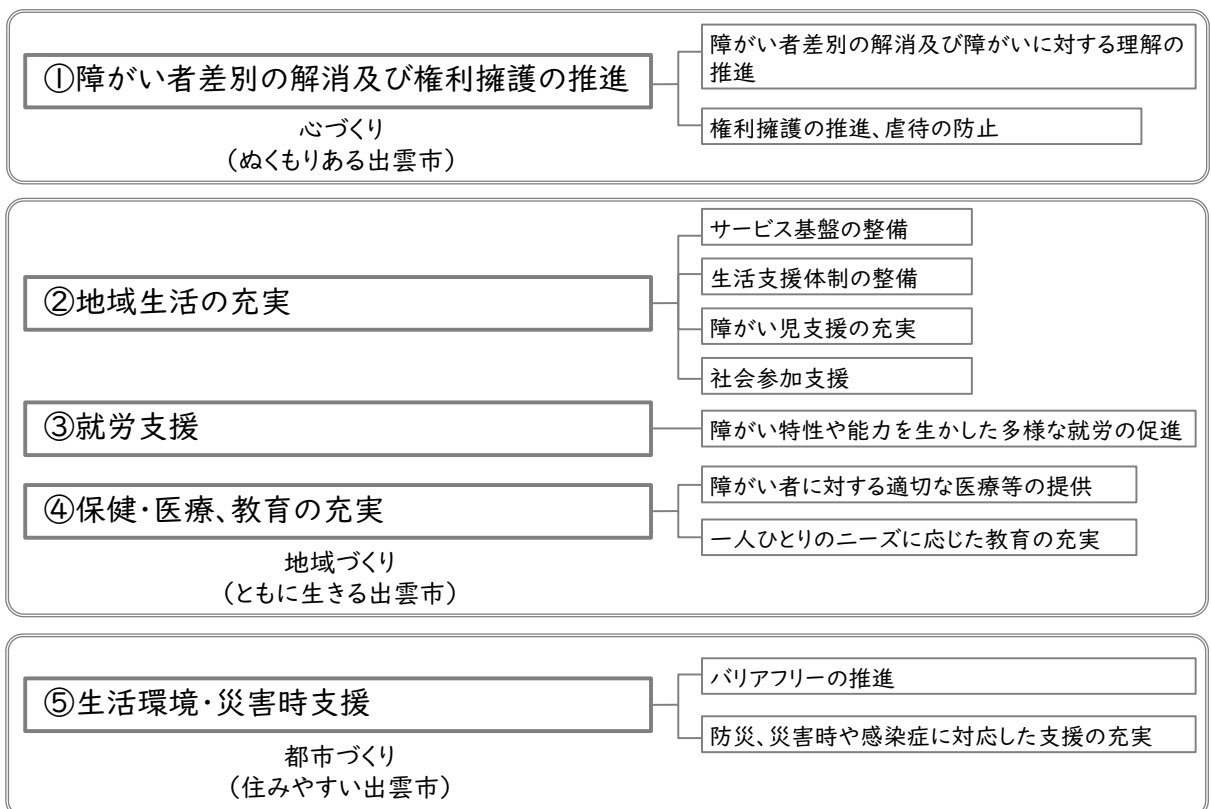
【目標】 障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします

【方針】

障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します

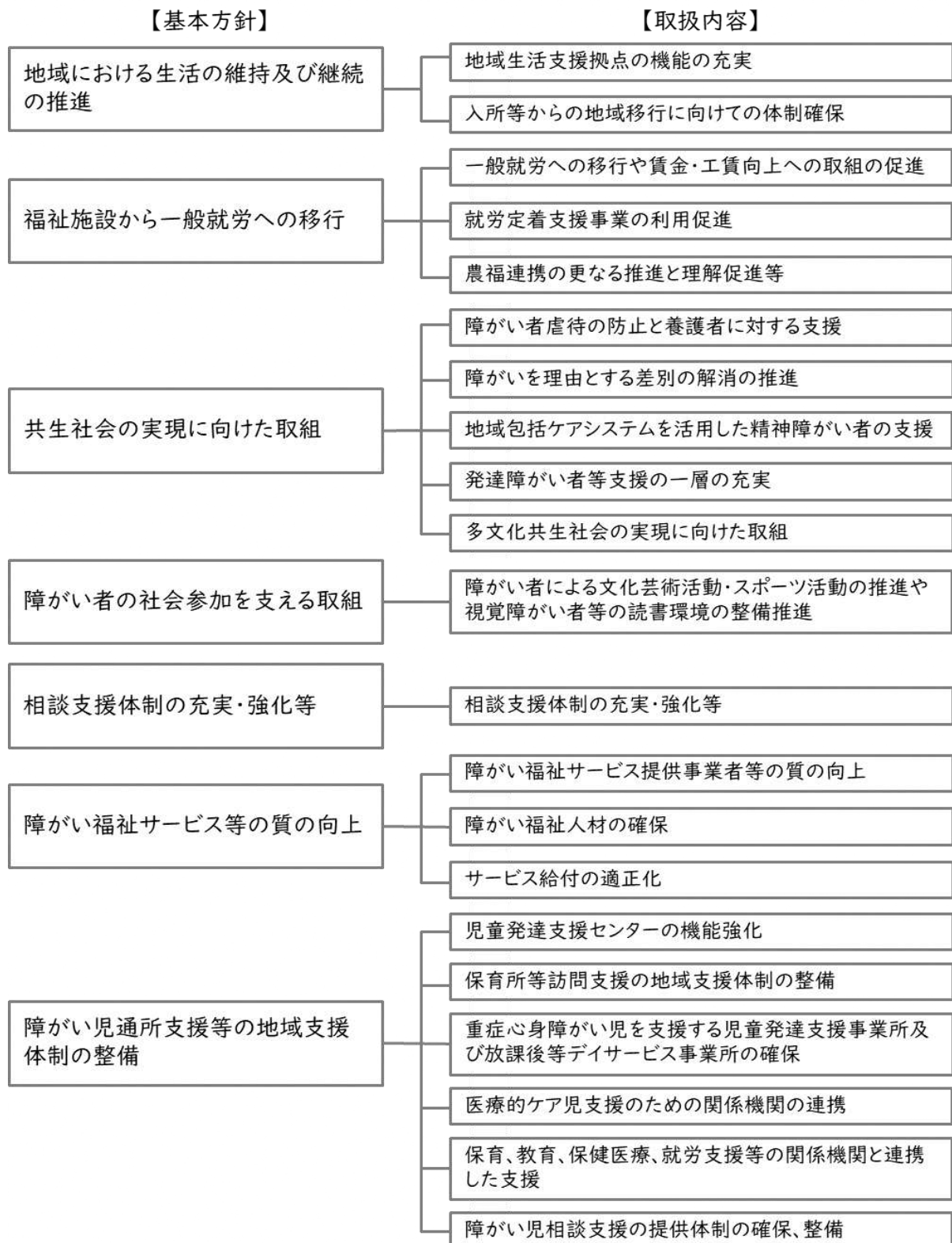
- 理念① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重
- 理念② 地域社会の構成員としての自立支援
- 理念③ 障がいの有無にかかわらず共生できる社会づくり

【基本施策】



第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画

対象年度	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)
根拠法	障害者総合支援法、児童福祉法
計画の目的等	障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保と向上に向けた環境整備を通して共生社会を実現する。



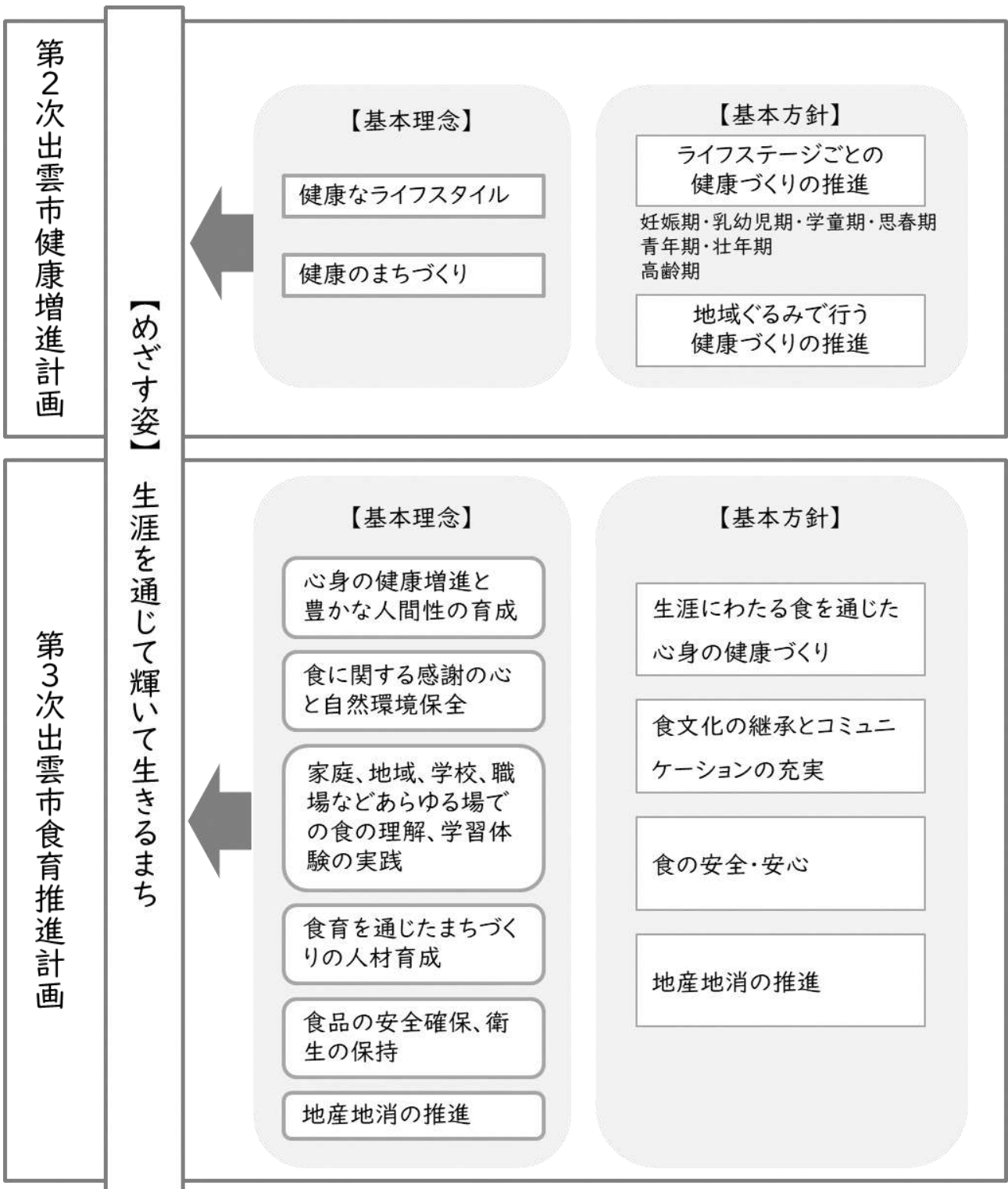
第8期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

対象年度	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)
根拠法	介護保険法
計画の目的等	<p>「住み慣れた地域で、自分らしく生きる」という誰もが望む暮らしを、限られた資源と人材により実現し、介護保険事業を安定的かつ持続的に運営していくことを目的に作成。</p> <p>高齢者一人ひとりが、多様な価値観や意思を尊重され、人生の最終段階までその尊厳が保持されながら、安心して生活できることを目指す。</p>

計画目標	行動指針	地域包括ケアを推進する施策
高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できること	<p>高齢者の自立を支える</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活機能の自立を支援していくとともに、健康づくり・介護予防・交流の場や就労的な活動など社会参加を促し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合うことのできる社会の形成を進めます。</p>	<p>2 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくり・介護予防の推進 ② 在宅生活を支えるサービスの充実 ③ 高齢者の社会参加と生きがいづくり
	<p>高齢者の生活を支える</p> <p>加齢や疾病の過程でも、高齢者が住み慣れた地域で適切なケアを受けられるよう、身近な地域における介護サービス基盤の整備と介護人材の確保、医療と介護の連携、認知症施策の推進及び相談援助体制の構築を進めます。</p>	<p>3 安心して暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療・介護の連携 ② 認知症ケアの推進 ③ 高齢者の権利擁護 ④ 安心できる住まい
		<p>4 介護サービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス種別事業費の推計 ② 介護サービスの基盤整備目標 ③ 介護人材の確保・定着に係る施策の推進 ④ 介護サービスの質の確保と介護給付の適正化 ⑤ 出雲市独自サービス ⑥ 自然災害・感染症対策に係る体制整備
		<p>1 地域包括ケアを支える機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括ケアシステムの構築 ② 地域ケア会議の推進 ③ 高齢者あんしん支援センターの機能強化

出雲市健康のまちづくり基本計画

対象年度	平成30年度(2018)～令和9年度(2027)
根拠法	健康増進法、母子保健法、食育基本法
計画の目的等	市民一人ひとりが健康なライフスタイルを身につけるとともに、健康なまちづくりを推進することなどを通じて健康寿命の延伸を図り、生涯を通じて輝いて生きるまちを実現する。



～いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画

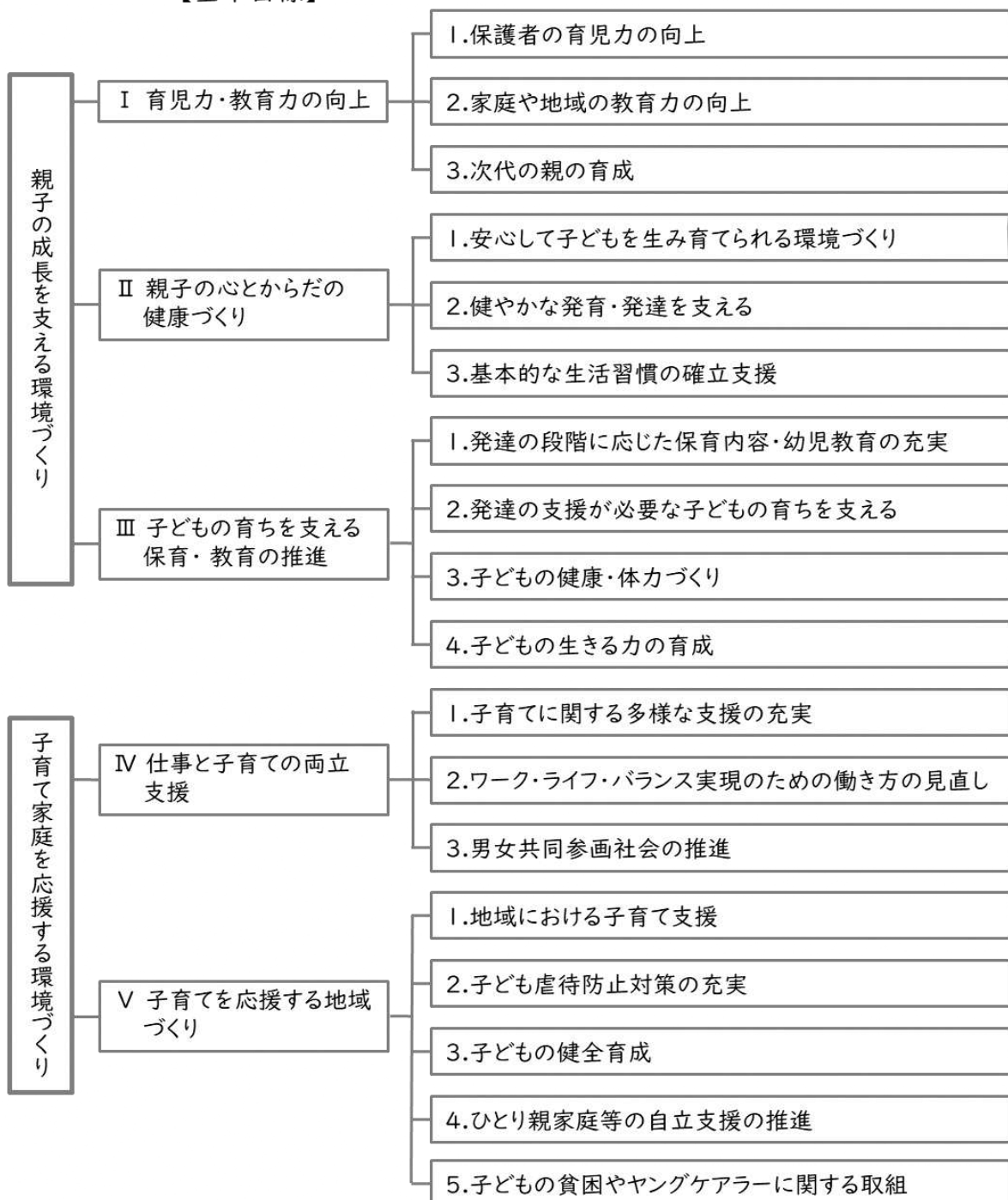
対象年度	令和2年度(2020)～令和6年度(2024)
根拠法	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法
計画の目的等	親子の成長を支える環境づくりと子育て家庭を応援する環境づくりを通して子育てに喜びを実感できる社会を実現することで、「子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも」を目指す。

【めざす姿】 子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも

【基本理念】 子育てに喜びを実感できる社会の実現

【基本目標】

【基本施策】



出雲市自死対策総合計画

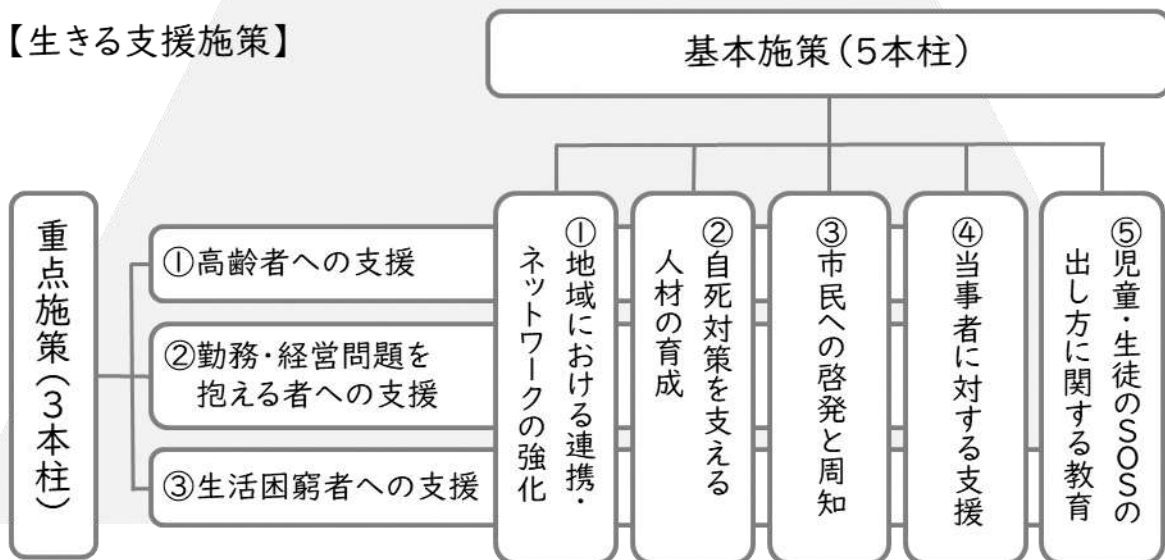
対象年度	令和元年度(2019)～令和5年度(2023)
根拠法	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
計画の目的等	市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自死に追い込まれることのない出雲市」を市内や関係機関・団体と連携して目指す。

【基本理念】「誰も自死に追い込まれることのない出雲市」をめざします

【基本方針】

- ①「生きることの包括的な支援」としての自死対策を推進します
- ②関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進します
- ③対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させます
- ④自死対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進します
- ⑤関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組みます

【生きる支援施策】



第2章 第3次計画の取組

1. 第3次計画における取組の状況と課題

前計画では、基本目標「ぬくもりのある福祉のまちづくり」と、その実現のための基本方針「1. 安心・快適な暮らしの推進」「2. 連携・協働による福祉サービスの提供」「3. 参加と支え合い」に基づき各施策を推進しました。それらの取組の状況を検証し、課題を明らかにします。

基本方針1. 安心・快適な暮らしの推進

基本項目1-1. 総合的な相談体制の確立

めざすもの	誰もが適切な福祉サービスを受けることができるようにしたい
実施項目	1-1-1. 相談窓口の充実・連携
	1-1-2. 情報提供体制の充実

取組の状況と課題

- ・ 複雑化・複合化した課題を抱える対象者に、関係機関が相互に連携・協働しながら総合的に対応できる体制づくりに市と市社協がともに取り組んでいます。
- ・ 令和2年度(2020)から開始した福祉総合相談支援事業では、分野ごとに整備されている様々な相談窓口を最大限に活用しながら、関係機関の連携・調整を行う「相談支援コーディネーター」(7ページ参照)を配置し、対象者が抱える課題が重度化・長期化することを防ぐ体制を構築しました。少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化による孤立などが社会的に課題となる中、引き続き取組を推進する必要があります。
- ・ 情報提供体制については、SNS^{注1}やチャットボット^{注2}の運用などインターネットの活用や、子育てガイドブック、「福祉のしおり」など紙媒体によるもの、また、声の広報や点字広報による情報提供など、広報媒体の多様化を図っています。あらゆる人々に必要な情報を届けるために、今後も継続して推進します。



^{注1} SNS: Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略称で、Facebook、Twitter、Instagram、LINE など、インターネット上で個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。

^{注2} チャットボット: 「対話(chat)」する「ロボット(bot)」という2つの言葉を組み合わせたもので、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラム。

基本項目1-2. 地域生活の支援

めざすもの	だれもが自分らしく生き生きと自立してくらしていけるようにしたい
実施項目	1-2-1. 自立の支援
	1-2-2. 社会参加・就労支援
	1-2-3. 生活困窮者の自立支援

取組の状況と課題

- ・ 町内会活動の活性化の取組、健康づくり推進員による地区の健康づくり活動や各種健診受診の推進など、健康で自立した生活を支援するための取組を実施しています。
- ・ 地域におけるサロン活動や子育てサークルなどの取組や、障がい者の一般就労を支援するために「就労支援ネットワーク会議」において組織横断的に企画運営を実施するなど、社会参加の機会の創出を推進しています。また、令和4年(2022)3月に出雲市再犯防止推進計画を策定し、自立した生活への支援を体系的に実施しています。
- ・ 医療費助成や生活福祉資金の貸付、住居確保給付金の支給等、また、生活改善に向けた相談支援などを通して、生活困窮者の生活再建を支援しています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の社会的な影響が継続する中で、年齢や障がい、家庭の状況等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活するために、各種支援に継続して取り組む必要があります。

基本項目1-3. 市民の権利の実現

めざすもの	支援が必要な人たちが安心して暮らしていけるようにしたい
実施項目	1-3-1. バリアフリーの推進
	1-3-2. 権利擁護体制の充実
	1-3-3. 成年後見制度の利用促進

取組の状況と課題

- ・ あいサポート事業の推進、ヘルプマーク、マタニティマークの周知啓発など、相互理解を深める環境づくりに向けた取組を推進しています。
- ・ いずれも権利擁護センターにおける日常生活自立支援事業等を通じて、財産管理や福祉サービスの利用援助などの支援を行っています。また、子どもや障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等についての相談支援を行うとともに、平成31年(2019)4月に子ども家庭相談室(子ども家庭総合支援拠点)を設置し、児童相談体制の強化を図りました。
- ・ 市、いずれも権利擁護センター、出雲成年後見センターが連携し、成年後見制度に関する相談対応や制度の周知を行っています。また、市民後見人を育成し、第三者後見の担い手確保に努めています。さらに、低所得者等への制度利用に要する費用支援を通じて、確実に制度を利用できるよう支援を行っています。
- ・ 令和7年(2025)には、団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者に向けた成年後見制度の役割はより一層重要になります。
- ・ ハード面、ソフト面からのバリアフリーに係る取組及び権利擁護に係る取組を継続して進めていく必要があります。

基本方針2. 連携・協働による福祉サービスの提供

基本項目2-1. 福祉関連機関の連携推進

めざすもの	福祉サービスを効果的・効率的に提供したい
実施項目	2-1-1. 地域包括ケアシステム ^{注3} の構築
	2-1-2. 福祉課題や福祉ニーズの把握
	2-1-3. 福祉ニーズとサービスのマッチング

取組の状況と課題

- ・ 地域ケア会議（個別ケース会議、地域ネットワーク会議）を開催し、地域課題の把握と解決に向けた取組を実施しています。
- ・ アンケート調査により、地域福祉に関する課題や、市民の満足度、意識変化等の把握に努めました。また、関係機関が連携し多様な福祉ニーズに迅速・的確に対応できる体制の構築や、民生委員・児童委員等との連携により、福祉サービスの周知に努めています。
- ・ 地域住民の福祉ニーズが多様化する中、高齢者のみならず、障がい者、子ども等を含め、あらゆる世代・属性において地域包括ケアシステムの深化を中心とした地域共生社会の実現に向けた体制づくりをさらに推進します。
- ・ 各種会議等の機会を地域における福祉課題や福祉ニーズを把握することができる機会として捉え、その課題やニーズに向けた福祉サービスを提供することができる体制を整えていく必要があります。

基本項目2-2. 社会福祉事業の推進

めざすもの	福祉サービスの質や量を向上させたい
実施項目	2-2-1. 福祉事業者等の振興・参入
	2-2-2. 福祉サービスの向上
	2-2-3. 福祉サービス評価と内容の公開

取組の状況と課題

- ・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画などの関連する個別計画に基づき、福祉サービスの基盤整備を行いました。関連個別計画の見直し・改定時には、利用者のニーズを把握しながら、必要とされる福祉サービスの基盤整備を推進する必要があります。
- ・ 説明会・研修会等を通じて福祉サービスの質の向上を図るとともに、福祉サービスの人材確保に向けてホームページやSNS^{注4}を活用した情報発信や、各種補助を行っています。福祉サービスの人材確保は全国的な課題であり、人々の多様な福祉ニーズに対応するために、引き続き福祉人材の確保・育成、定着に向けた取組を推進します。

^{注3} 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される体制を構築するもの。

^{注4} SNS：16ページ参照

基本方針3. 参加と支え合い

基本項目3-1. 地域福祉活動への参加促進

めざすもの	より多くの市民に参加してほしい
実施項目	3-1-1. 地域福祉活動への支援
	3-1-2. 福祉活動拠点の充実強化

取組の状況と課題

- ・ 地区社会福祉協議会等で実施する福祉活動に対して助成を行い、地域住民が相互に交流する場を拡げ、福祉サービスを必要としている人や世帯について相談支援機関等につないでいく仕組みづくりを推進しています。
- ・ ボランティア活動への関心を高め活動への参加促進を図るため、出雲市総合ボランティアセンター及びボランティアまちづくりセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談、情報提供、必要に応じた調整等を行っています。
- ・ 地域福祉活動により多くの市民の参加を促進するために、各取組を継続して実施するとともに、効果的な広報を行うなど、地域福祉活動への理解と関心を高めるため取組を推進する必要があります。

基本項目3-2. 地域福祉活動を担う人材育成

めざすもの	地域福祉活動を担う人材を育成したい
実施項目	3-2-1. 地域や事業所等での人材育成
	3-2-2. 地域福祉にふれる機会の創出
	3-2-3. 住民福祉活動の担い手育成

取組の状況と課題

- ・ 地域福祉活動にふれることによって、活動をより身近に感じてもらうために、学校や地域、企業等において福祉教育を推進しています。
- ・ 技術ボランティアの養成や、誰もが気軽に取り組むことができるボランティアの講座、各種出前講座等を通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、実際に体験したり交流する機会が減少するなど効果的な取組が制限されている状況ですが、自然環境保護や文化・スポーツなど福祉以外の分野の活動とも連携し、地域福祉活動の活性化と担い手育成を図る必要があります。

基本項目3-3. 地域社会の支え合いの推進

めざすもの	だれもが孤立することなく安心して暮らしていけるようにしたい
実施項目	3-3-1. 支え合いを通じた孤立防止
	3-3-2. 防災・防犯対策の推進

取組の状況と課題

- ・ 市民一人ひとりが尊重される「誰も自死に追い込まれることのない出雲市」を目指し、平成31年(2019)3月に出雲市自死対策総合計画を策定し、関係機関と連携して支援事業を実施しています。家族間や地域における関係性の希薄化が社会的に課題となる中、地域社会における孤立・孤独対策は急務となっています。
- ・ 全国で頻発する大規模災害を教訓に、防災行政無線整備事業、防災ハザードマップの更新・配布、市や地域における防災訓練などを実施しています。市と地域が連携して地域の防災・減災力を高めていくとともに、犯罪を抑止することができる地域づくりを進めていく必要があります。



2. 市民アンケート調査からみた現状と課題

市民の地域における福祉活動等に関する意識や、福祉関連施策に対する重要度・満足度を把握し、計画の進捗確認を行うために、平成29年度(2017)から令和3年度(2021)まで市民アンケート調査を実施しました。この市民アンケート調査結果から見えた地域福祉に関する現状と課題は次のとおりです。(個別の調査結果は資料編に記載します。)

調査の概要

調査実施時期	平成29年度(2017)～令和3年度(2021)の6～7月
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関連施策の満足度・重要度 ・ 日常生活での困りごと ・ 地域福祉活動 ・ 地域活動や近所づきあい
調査対象者	出雲市在住の18歳以上(平成29年度(2017)、平成30年度(2018)は20歳以上)の方から毎年度1,500名を無作為抽出
回答率	38.2%(5年間平均)

<重要度・満足度の指標について>

アンケートにおける15項目の福祉関連施策の重要度と満足度に関する回答を、「重要である(満足している):2点」、「どちらかと言えば重要(満足):1点」、「どちらかと言えば重要(満足)でない:-1点」、「重要でない(満足していない):-2点」、「わからない:0点」として数値化しました。次ページ以降にニーズマップとして示しています。

福祉関連施策の重要度について

福祉関連施策の重要度については、医療施設の充実、消防・救急体制及び防災体制の充実・強化など、生活基盤に直結する項目の数値が高くなっています。

また、地域福祉施策、町内会・自治会、NPO・ボランティアなど、助け合いや支え合いに関連する項目の数値が第3次計画期間中に上昇しています。身近な地域における助け合いや支え合いが重要視されていると考えられます。

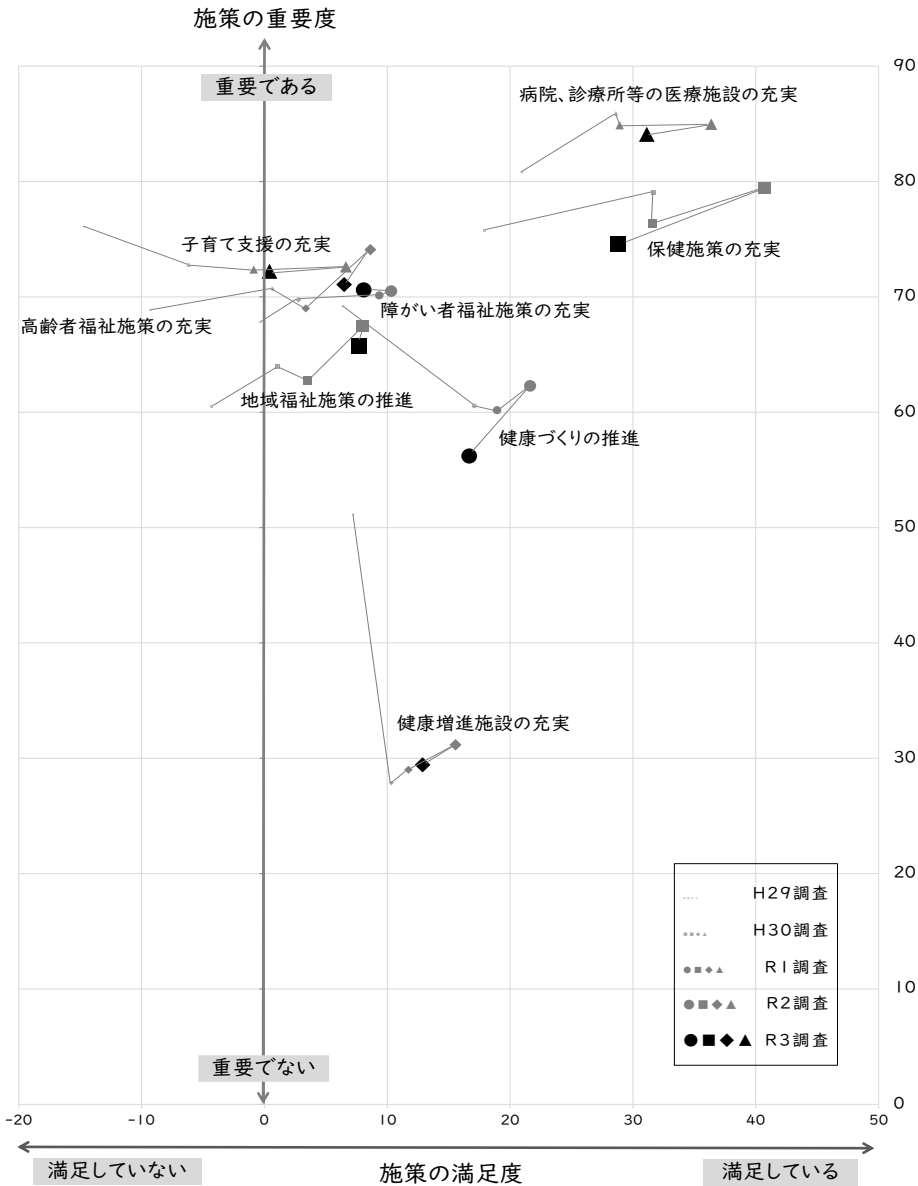
福祉関連施策の満足度について

福祉関連施策の満足度については、全体的に上昇傾向にあります。マイナスであった地域福祉施策、障がい者福祉施策、子育て支援、高齢者福祉施策については第3次計画期間中にプラスに転じています。

令和3年度(2021)は多くの項目で満足度が下降しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用や対面で行う施策等を制限せざるを得ない状況であったことが要因として考えられます。

【福祉関連施策のニーズマップ（平成29年度（2017）～令和3年度（2021））】

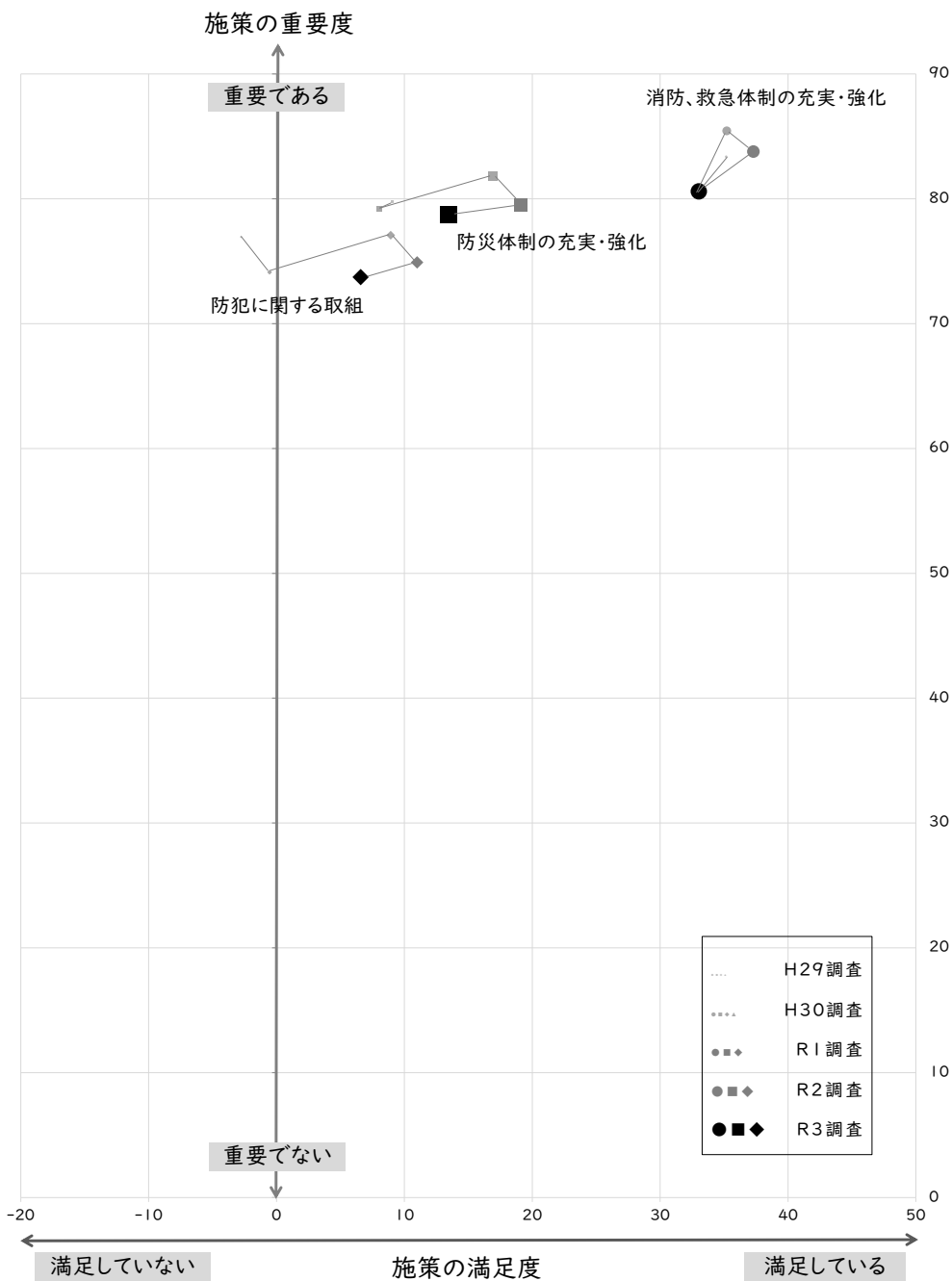
健康・福祉に関する項目



項目	重要度					満足度				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
健康づくりの推進	69.2	60.5	60.2	62.3	56.2	6.4	17.1	18.9	21.6	16.7
保健施策の充実	75.8	79.0	76.4	79.4	74.6	17.9	31.7	31.6	40.7	28.8
健康増進施設の充実	51.1	27.8	29.0	31.2	29.4	7.2	10.3	11.7	15.6	12.9
病院、診療所等の医療施設の充実	80.8	85.9	84.9	85.0	84.1	21.0	28.6	28.9	36.4	31.1
障がい者福祉施策の充実	67.8	69.8	70.1	70.5	70.6	-0.3	2.8	9.3	10.3	8.1
地域福祉施策の推進	60.5	63.9	62.8	67.4	65.7	-4.3	1.1	3.5	8.0	7.7
高齢者福祉施策の充実	68.9	70.7	69.0	74.1	71.1	-9.3	0.6	3.4	8.6	6.5
子育て支援の充実	76.1	72.8	72.4	72.6	72.2	-14.7	-6.1	-0.9	6.6	0.4

生活基盤に直結する施策であり、ほぼ全ての項目で重要度が高い水準にあります。「病院・診療所等の医療施設の充実」では、圏域として急性期から慢性期までの医療機能が確保されていることが、重要度・満足度が高い水準となった要因として考えられます。満足度については全体として上昇傾向にあり、各施策を継続して推進します。

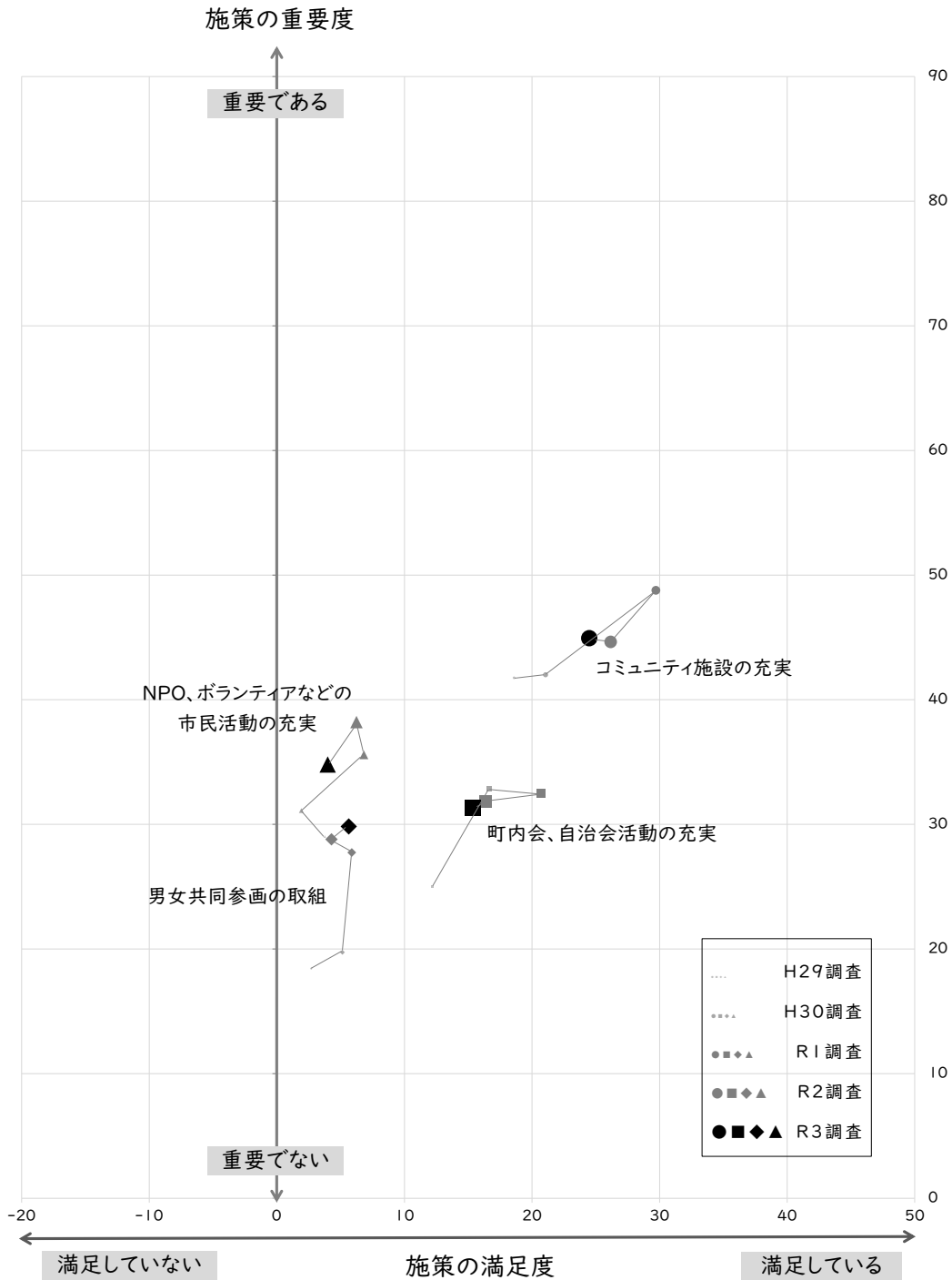
安心・安全に関する項目



項目	重要度					満足度				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
消防、救急体制の充実・強化	83.4	80.6	85.4	83.8	80.6	35.2	32.7	35.2	37.3	33.0
防災体制の充実・強化	79.8	79.2	81.8	79.5	78.7	9.0	8.1	16.9	19.1	13.5
防犯に関する取組	76.9	74.1	77.1	74.9	73.7	-2.8	-0.5	8.9	11.0	6.6

全国各地で大規模災害が発生するなか、すべての項目で重要度が極めて高い水準にあります。市民の安心・安全を守るため、日常における消防・救急体制の充実や防犯対策の強化はもとより、大規模災害に備えたあらゆる対策が必要とされています。

まちづくり・行政サービスに関する項目



項目	重要度					満足度				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
コミュニティ施設の充実	41.8	42.0	48.8	44.6	44.9	18.6	21.1	29.7	26.2	24.5
町内会、自治会活動の充実	25.0	32.8	32.5	31.8	31.3	12.2	16.6	20.7	16.4	15.4
男女共同参画の取組	18.4	19.7	27.7	28.8	29.8	2.7	5.1	5.9	4.3	5.6
NPO、ボランティアなどの市民活動の充実	29.0	31.1	35.6	38.2	34.8	3.8	1.9	6.8	6.3	4.0

他の項目と比較して重要度は高い水準にありませんが、まちづくりに関する各施策は地域福祉を推進するうえで中心的な役割を担っています。各地区の特性を生かしたまちづくりの支援に継続して取り組めます。

地域福祉に関する課題

市民アンケート調査では、日常生活での困りごと、地域福祉活動、近所づきあいに関する調査を行い、これらの結果を総合的に分析すると2点の主な課題が見えてきました。

この課題に対応するために、本計画第3章の計画の体系において実施項目として位置づけます。

課題① 地域での孤立化

関係する調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悩み事・相談事を相談する相手が「特にいない」人が令和3年度（2021）では約7人に1人でした。 ・ 近所づきあいが「ほとんどない」人で、自分が困ったときに近所の人に助けてもらいたいことは「特にいない」人が令和3年度（2021）では約3人に1人でした。
調査結果に基づく考察	<p>家族構成の多様化やつながりの希薄化により、困りごとや悩みを抱えた場合に、情報を収集する手段や相談相手がないため、解決しないまま深刻化する事態が想定されます。</p> <p>そのため、身近な人以外にも相談先があることを知ってもらうための周知や、相談を必要とする人を相談窓口につなげる取組が必要です。</p> <p>また、地域において日常的な関わりが少ないと関係性が希薄となり、そこから孤立化しやすく、悩みや課題を抱えた場合に、解決されずに長期化・重度化することが想定されることから、地域の中で孤立しない・させない取組が必要です。</p>

課題② 地域福祉活動の活性化

関係する調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動をこれまでにしたことがない人が半数以上ありました。「忙しくて時間がない」「きっかけや機会がない」などが地域福祉活動への参加の妨げになっている主な要因でした。 ・ 地域福祉活動をこれまでにしたことがない人は、活動につなげてくれる人材や、情報提供、研修会・講習会等を求めている傾向がみられました。 ・ 地域福祉活動への参加動機としては、友人や家族に誘われた、職場・学校・団体などで参加する機会があったという人が多くありました。
調査結果に基づく考察	<p>地域福祉活動の活性化には、「人とのつながり」、「情報発信（インターネット、広報紙など様々な媒体の活用）」の両要素が特に必要であり、地域福祉活動を実践する人から地域で呼びかけてもらうなど、より効果的と考えられる取組を進めていく工夫が必要となります。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

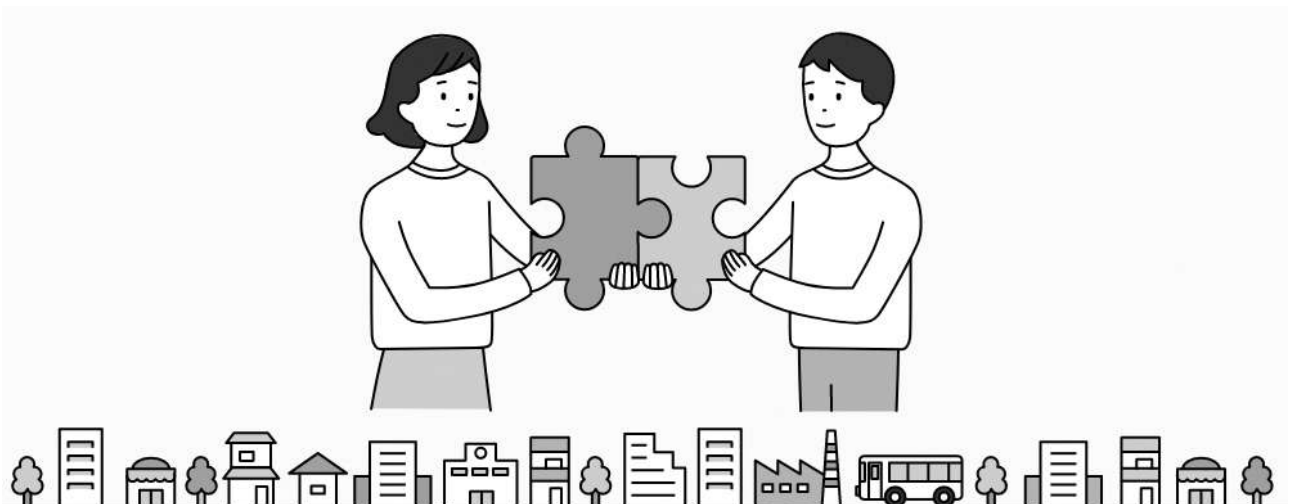
地域福祉は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活することができるまちづくりを目指す考え方であり、地域の個性を生かしながら施策を推進する必要があります。

近年、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより社会が大きく変化し、また、人々の価値観や考え方、ライフスタイルが多様化したことにより、家庭や地域でお互いに助け合う機会や、地域住民同士の交流が減少しています。

このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を将来にわたり継続していくために、互いに支え合い、それぞれの生き方を認め合いながら共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

本市では、様々な取組が行われています。地域の誰もが行くことの出来る「子ども食堂」は、子どもの食を支え、居場所づくりに寄与するとともに、地域における交流の場としての役割を果たしています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている人を助けたいという思いから生まれた、市民の寄附による食料支援や、買い物に行きにくい住民が利用できる移動販売などが実施されています。

地域の主役は生活している市民一人ひとりであり、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、事業者、地域住民との協働が不可欠です。本計画では、基本目標を「ぬくもりのある福祉のまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」とし、地域福祉を担う市、市社協、事業者そして地域住民が、互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

2. 基本方針

基本目標である「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を実現するため、市、市社協、事業者、地域住民が以下に示した3つの柱を基本方針として各種施策を推進します。

SDGs (国際社会における2030年までの開発目標) について

SDGsは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「国際社会における2030年までの開発目標」です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本市においてもこれらの目標を十分に踏まえ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



基本方針Ⅰ 安心・快適な暮らしの推進

誰もが住み慣れた地域で安心・快適な暮らしを営んでいくためには、課題に直面した際に、気軽に相談できる窓口等が設置されていることが求められるとともに、多様な福祉課題に対応できる体制が必要です。

各相談窓口において、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を行うことにより孤立を防ぎ、また、複雑化・複合化した課題を抱える場合には、世代や属性を問わず、関係する機関が連携して対応する体制を整備し運用することで、課題の解決を目指します。

また、地域において人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送るために、社会参加や自立を支援するとともに、防災・防犯対策の推進、バリアフリーの推進や権利擁護の取組を通じて、あらゆる人々が尊重される社会の実現を目指します。

関連するSDGsの目標



基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

市民一人ひとりが必要とする多種多様な福祉ニーズに対応するためには、福祉サービスを提供する各主体が連携・協働しながら、適切かつ効果的な支援を行うことが求められます。

少子高齢化が進展する中、高齢者の自主性を尊重しつつ、行政、医療・介護・福祉関係者、地域住民が連携し、必要な支援・サービスを切れ目なく提供できる仕組みである「地域包括ケアシステム^{注5}」の取組を推進します。このような仕組みは高齢者福祉の分野のみならず、社会福祉の様々な分野に共通して重要であり、福祉課題を抱えても、深刻化する前に適切な福祉サービスにつなげるなど関係機関が連携して支援する体制づくりに努めます。

また、地域において必要とされる福祉サービスの基盤整備を推進するとともに、福祉サービスの人材確保・定着の促進などを通じて福祉サービスの向上を図り、それぞれの福祉課題にあわせた適切な福祉サービスの提供が可能となる体制づくりを推進します。

関連するSDGsの目標



基本方針3:地域福祉の充実・強化

福祉のまちづくりには、地域での活動拠点の充実・強化及び様々な媒体により必要な情報が届くことが必要です。

また、地区社会福祉協議会の取組や地区のサロン活動など、これまでのつながりを活かした地縁型地域福祉活動に併せ、子ども食堂やフードドライブ^{注6}などのテーマ型地域福祉活動をさらに活性化していくことが重要です。

市内に福祉・医療系の学校が多く立地していることを活かし、連携して福祉教育を推進します。また、地域における世代間交流を通じて、次世代を担うリーダーの人材育成を図ります。

そして、本市に暮らす市民一人ひとりが、共に助け合いながら主体的に参画できる社会の実現を目指します。

関連するSDGsの目標



^{注5} 地域包括ケアシステム：18ページ参照

^{注6} フードドライブ：家庭にある食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

3. 計画の体系

本計画は基本目標及び3つの基本方針に基づき、以下の体系で施策を推進します。

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

基本方針1 安心・快適な暮らしの推進

【基本項目】

【実施項目】

1-1 包括的相談支援体制の推進

- 1-1-1 相談窓口の充実・多機関の連携
- 1-1-2 支え合いを通じた孤立防止

1-2 地域生活の支援

- 1-2-1 自立の支援
- 1-2-2 社会参加・就労支援
- 1-2-3 生活困窮者の自立支援
- 1-2-4 防災・防犯対策の推進

1-3 市民の権利の実現

- 1-3-1 バリアフリーの推進
- 1-3-2 権利擁護体制の充実
- 1-3-3 成年後見制度の利用促進

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

【基本項目】

【実施項目】

2-1 福祉関連機関の連携推進

- 2-1-1 地域包括ケアシステムの推進
- 2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握
- 2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング

2-2 社会福祉事業の推進

- 2-2-1 福祉事業者等の振興・参入
- 2-2-2 福祉サービスの向上

基本方針3 地域福祉の充実・強化

【基本項目】

【実施項目】

3-1 地域福祉活動への参加促進

- 3-1-1 地域福祉活動の推進
- 3-1-2 福祉活動拠点の充実強化
- 3-1-3 情報提供体制の充実

3-2 地域福祉活動を担う人材育成

- 3-2-1 地域や事業所等での人材育成
- 3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出
- 3-2-3 住民福祉活動の担い手育成

第4章 第4次計画の取組

基本方針Ⅰ 安心・快適な暮らしの推進

基本項目Ⅰ-Ⅰ 包括的相談支援体制の推進

近年の少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、ヤングケアラー^{注7}、高齢者独居、ひきこもりなど社会的に孤立する人が増えていることが社会問題となっています。

市民アンケート調査結果からも、地域において日常的な関わりが少ないと関係性が希薄となり、そこから孤立化しやすく、悩みや課題を抱えた場合に、解決されずに長期化・重度化することが想定されるという課題がみえてきました。

国においては、地域共生社会の実現を進める中で、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮の各分野及び制度の狭間となる人への支援を行うための重層的支援体制整備事業が施行されました。本市では、複雑化・複合化した課題を抱える方の支援を行うために、令和2年度(2020)から福祉総合相談支援事業を実施しており、引き続き取組を推進する必要があります。

施策の方向性

市や市社協の相談窓口において、対面だけでなく、電話、メール、SNS^{注8}など様々な方法により相談を受け止めます。そして福祉総合相談支援事業を推進することで、支援の入り口となる相談窓口の充実と多機関の連携による包括的な支援の提供につなげます。

また、支援を必要とする人に対する支え合いや地域での見守りの仕組みを構築することで、社会的孤立・孤独を防止する対策を強化します。

実施項目Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 相談窓口の充実・多機関の連携

【取組内容】

相談支援体制の充実

- 市や市社協の相談窓口において、包括的に相談を受け止めることができる体制を強化します。

多機関協働体制の強化

- 市及び市社協の連携や、関係機関とのネットワークにより、複雑化・複合化した課題を抱える対象者に多機関協働のもとで支援できる体制を強化します。

^{注7} ヤングケアラー：一般に、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。

^{注8} SNS：16ページ参照

実施項目1-1-2 支え合いを通じた孤立防止

【取組内容】

社会的孤立の防止

- ・ 支援が届いていない人に訪問などを通じて関係性を構築し、地域活動や福祉サービス等へとつなげていきます。
- ・ 地域の社会資源（就労や地域活動など）を活用し、社会とのつながりをつくるための支援を提供していきます。
- ・ 生活支援コーディネーター^{注9}を中心に、地域において高齢者の困りごとを支える「たすけあい活動団体」の活動を支援します。
- ・ 市民の身近な相談相手であり地域の見守り役である民生委員・児童委員活動を推進します。
- ・ 出雲市自治会等応援条例に基づき、町内会（自治会）への加入促進・活動支援を行います。
- ・ 子ども食堂の取組について支援を行い、子どもが安心して過ごすことのできる地域の居場所づくりを進めます。

自死対策及び若者等への支援

- ・ ゲートキーパー^{注10}養成や相談窓口の周知、啓発活動など自死対策を充実させます。
- ・ ヤングケアラーやひきこもりなど、近年社会問題となっている課題を抱えている人に向けて、周囲の理解を深めるための啓発や相談窓口の周知を図り、必要な支援を行います。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と市社協の連携を深めるとともに、関係機関への働きかけを通じて、市全体の相談支援体制を強化する。 ・ 福祉総合相談支援事業を推進し、複雑化・複合化した課題を抱える人や既存の制度やサービスでは対象とならない人への支援を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制を強化するとともに、市及び市社協において推進する、包括的な支援体制の強化に協力する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動や見守り活動を通して、地域の支え合いを強化する。 ・ 市や市社協、地域の福祉事業者との連携を深める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や市社協の広報紙や、テレビ・インターネット等の福祉に関する情報に関心を持つ。 ・ 困ったことや気になることがあれば、市や市社協の相談窓口や民生委員などに相談する。

^{注9} 生活支援コーディネーター：地域の支え合いの推進役として各地域に配置され、地域の高齢者支援のニーズと資源の把握及び課題把握、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成及びサービス開発などの取組を総合的に支援・推進する役割を担う。

^{注10} ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をとることができる人。

●地域における取組紹介「実施項目1-1-2 支え合いを通じた孤立防止」事例

子どもの食を支えつつ、誰もが気軽に集まれる場所へ

輪や和や食堂

平成29年(2017)12月から、月1回、今市コミュニティセンターにて開催されています。子どもからお年寄りまで幅広い世代が集まり、“わやわや”しながら美味しい食事と会話を楽しんでいます。



～始めるまでの経緯やこれからについて～(活動されている方のお話から)

活動の開始に向けて、小学校に話を聞きに行ったり、市外で既に活動している子ども食堂に見学に行ったりしながら、自分たちがイメージする「食堂」を完成させていきました。

不安もある中で実施した第1回目の子ども食堂は、子どもから高齢者まで100人が訪れました。その後も月1回開催し、毎回80人ほどが訪れ、おいしい食事を楽しんでいます。

「なるべく入口のハードルを低くして、多くの人に来てほしい」という想いから、予約制ではなく、年齢制限も設けないかたちをとっており、誰でも気軽に来ることができ、地域になくってはならない場所となっています。

◆「活動の始まりのきっかけは、子どもの食の貧困でしたが、今は食堂という存在が結果的に世代間交流などいろいろなことに繋がっていけばよいと思っています。」と、これからも楽しみながら続けていきたいとお話されています。

外国にルーツを持つ若者の居場所づくり

MANABIYA(まなびや)

市内で、学校に通うことのできない外国人の若者などに、ボランティアで日本語を教える活動を行い、子どもや若者の居場所ともなっています。



～始めるまでの経緯やこれからについて～(活動されている方のお話から)

ブラジルで日本語教師として活動後に日本に帰国し、行き場を失った10代の子もたちと出会い、「MANABIYA」の立ち上げにつながりました。

地道ですが、“いつでも来れる場所だよ”というメッセージを届けたいです。半年間全く返事がなかった子から“行ってみようかな”の一言が聞けた時はとてもうれしく感じました。また、地域のボランティア活動に参加し、人のために動こうとしている瞬間は本当に輝いています。

活動当初は“助ける側”と“助けられる側”の関係性だったのが、“みんなができることをする場”に変わってきました。子どもたちの心の変化がそうさせたんだと感じています。

◆今後も、外国にルーツを持つ子どもたちが直面する課題に向き合いながら、いつでも寄れる居場所として活動を続けるとお話されています。

基本項目1-2 地域生活の支援

誰もが地域において自分らしく生き生きと暮らしていくためには、様々な福祉課題がある場合でも、周囲の協力や関係機関の支援を受けて、住み慣れた自宅やまちの中で自立して生活できることが重要となります。

本市では、障がい者の地域生活を支援するサービスの提供や、高齢者が退院した後も本人が望む生活を送るための支援を行う仕組みを市全体で実践するなどの取組を進めています。経済的な理由などで生活が困窮している方については、相談・自立支援、医療費・福祉サービスの助成などを行っています。また、誰もが安心して地域生活を送ることができるように各地域における防災・防犯対策への支援を行っています。年齢や障がい、家庭の状況等にかかわらず、自分らしく生活するために、各種支援に継続して取り組む必要があります。

施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、健康的な生活を送るための支援、安心して在宅生活を送ることできる環境づくり、社会参加への取組を進めていきます。生活を送る上で経済的に困窮した場合には、生活を再建できる支援体制を強化していきます。

また、生活の基盤となる安心・安全なまちづくりを地域と一体となって推進します。

実施項目1-2-1 自立の支援

【取組内容】

健康増進・食育推進を通じた自立した生活の支援

- ・ 乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりと、食を通じた心身の健康増進を推進します。

地域生活の支援

- ・ 高齢者が自立した生活を継続できるよう、健康づくりや介護予防の取組を支援するとともに、地域の互助活動を促進します。
- ・ 障がい者の在宅生活を支えるためのささえ愛サポート事業^{注11}を重点的に進めていきます。
- ・ 保護司会等と連携し、就労や居住支援、啓発活動など再犯防止の取組を進めていきます。

^{注11} ささえ愛サポート事業：障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、障がいのある方の在宅生活を地域全体で支える仕組み。

実施項目1-2-2 社会参加・就労支援

【取組内容】

社会参加の促進

- ・ サロン活動、子育てサークルなどを継続的に実施し、社会参加の機会創出に努めます。
- ・ 世代間交流事業の継続的な実施により、あらゆる世代が地域の中でふれあえる機会を創出します。
- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室や介護保険サービスの充実等を推進し、仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備に努めます。

就労の支援

- ・ ハローワークと連携し、福祉課題を抱えていても自らの能力を活かした就業ができるよう、必要な情報提供等支援を行います。
- ・ 職業体験の実施等を通してその職種への適性を見極め、雇用者と被雇用者双方が納得できる就業機会の創出に努めます。
- ・ シルバー人材センターと連携し、高齢者の就業機会を確保するとともに、その知識・技術の活用を推進します。
- ・ 障害者雇用促進法^{注12}に基づき、事業者の障がい者雇用拡大を図るとともに、障がいに応じた留意点等を情報提供するなど、早期離職の防止等に努めます。

実施項目1-2-3 生活困窮者の自立支援

【取組内容】

多様な支援の提供

- ・ 市、市社協、ハローワーク等の関係者が本人の了解を得たうえで生活困窮者に関する情報を共有し、連携して相談支援や生活改善への支援を提供します。
- ・ フードバンク事業等を通じ、困窮状態に直面している方への緊急一時的支援を行います。
- ・ 生活福祉資金の貸付や住居確保給付金の支給等を通して、生活の再建を支援します。
- ・ 医療費助成や経済的支援等を通じて、生活困窮世帯の子育てや生活の支援の充実を図ります。

^{注12} 障害者雇用促進法：障がい者の職業の安定を図ることを目的とし、障がいのある方に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進、事業主が障がい者を雇用する義務等が規定されている。

実施項目1-2-4 防災・防犯対策の推進

【取組内容】

地域の防災力向上の推進

- ・ 各地区災害対策本部との連携のもと、地域主体の防災訓練や防災研修等を通して、平常時からの備えを進め、地域の防災・減災力向上を図ります。
- ・ 各地区災害対策本部や福祉専門職との連携のもと、避難行動要支援者の避難プラン（個別避難計画）作成に取り組みます。

地域の防犯対策の強化

- ・ 警察、出雲地区防犯協会と連携し、防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯カメラの設置や防犯灯設置補助などを通して、犯罪が発生しにくいまちづくりに取り組みます。
- ・ 学校等と連携し、子どもの通学路における危険箇所の点検や見守り活動を推進します。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立の支援や社会参加、防災・防犯対策など、地域生活の支援に関する情報を広く発信し、支援を必要としている方にきめ細かく提供する。 ・ 関係機関や地域との連携・調整を図る中心的な役割を果たす。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供などを通して、市民の地域における生活を支える。 ・ 高齢者・障がい者雇用などを通じて、誰もがいきいきと暮らすことができる環境づくりに協力する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題や状況を把握し、地域の実情に応じた取組を進める。 ・ 市と連携しながら防災・減災力の向上に努める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や自主組織における活動に協力する。 ・ 健康づくりなどを進んで行うとともに、周囲に呼びかけ活動を広げていく。



基本項目1-3 市民の権利の実現

社会全体において多様性の時代と言われるように、誰もが自分自身の意思に基づいて、日々の暮らし方を決めることが必要です。本市では、福祉のまちづくり条例を中国地方で初めて制定し、心づくり・地域づくり・都市づくりの3つの基本方針のもと各施策を推進しています。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数の増加が見込まれ、成年後見制度など権利擁護の取組はニーズが増えていくと考えられます。また、全国的に特殊詐欺被害や、インターネット上の詐欺など新たな手口の犯罪も発生しています。

誰もが安心して生活していくために、まちづくりにおける配慮などのハード面から、また、市民意識などのソフト面の両方から、権利の実現に関する取組を推進していくことが必要です。

施策の方向性

公共施設や民間施設において、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーを進めるとともに、障がい者への理解促進のためのあいサポート運動^{注13}など、心のバリアフリーにつながる取組を推進します。また、人権啓発や多文化共生などの取組を継続し、互いを尊重することができる社会の実現を目指します。認知症や障がいなどにより意思判断を十分にできない方に対し、成年後見制度による支援を行うなど権利擁護の取組を推進します。

実施項目1-3-1 バリアフリーの推進

【取組内容】

バリアフリーの推進

- ・福祉のまちづくり条例に基づき、公共の建築物・公園等や、民間施設や住宅の整備においてバリアフリーに配慮した整備がされるように努めます。
- ・研修や広報等により病気や障がい、妊産婦等への理解を深め、公共施設や交通機関を利用しやすい社会づくりに努めます。
- ・あいサポート運動の推進等を通して、病気や障がいがある方への理解を促進します。



^{注13} あいサポート運動:障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動。

実施項目1-3-2 権利擁護体制の充実

【取組内容】

安心して生活できる環境の整備

- ・ 誰もが地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人に福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行い、権利擁護を図ります。
- ・ 隣保館と連携し、同和問題など様々な人権問題の相談を受け付けるとともに、人権擁護委員との連携を図ります。
- ・ 文化や国籍、考え方の違いなど多様性を認めあえる多文化共生の取組を進めていきます。

個人の生命や財産を守る取組の強化

- ・ 生活・消費相談センターや警察等と連携し、出前講座などの啓発や情報提供を行い、特殊詐欺被害や悪徳商法の防止に努めます。
- ・ 子どもや障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、障がい者差別相談センターや高齢者あんしん支援センター等で相談に応じます。

実施項目1-3-3 成年後見制度の利用促進

【取組内容】

成年後見制度の利用促進

- ・ 市の広報紙やセミナー等を通じて成年後見制度の必要性を分かりやすく周知し、制度の利用を促進します。
- ・ 低所得者等への成年後見制度利用に要する費用支援を通じ、確実に制度を利用することができる環境づくりに努めます。

成年後見制度運用のための連携強化

- ・ 市、出雲成年後見センター、いずれも権利擁護センターが連携し、相談対応、申立手続きの助言、法人後見、家庭裁判所との連絡調整等に取り組みます。
- ・ 市、出雲成年後見センター、いずれも権利擁護センター、高齢者あんしん支援センター、福祉施設等が連携を強化し、権利擁護支援が必要な人の発見・支援に取り組みます。
- ・ 市民後見人の育成により第三者後見の新たな担い手の確保に努めるとともに、後見人支援の強化に努めます。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の権利が護られるように、必要な支援を提供する。 ・ 権利擁護について、関係機関と連携した支援体制の中心的な役割を担う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉のまちづくり条例に基づく環境整備を推進する。 ・ あいサポート運動^{注14}に協力するなど、互いの理解を深める取組を推進する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段からのコミュニケーションや声掛けにより、個人の生命や財産を脅かす危険の防止に努める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や関係機関からの情報に関心を持ち、権利擁護について意識を高める。

注14 あいサポート運動:36ページ参照

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

基本項目2-1 福祉関連機関の連携推進

令和7年(2025)にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるなど、高齢化が進展する状況に対応するため、国では平成17年(2005)から地域包括ケアシステム^{注15}の構築を推進しています。本市では、高齢者あんしん支援センター(地域包括支援センター)と連携し、地域包括ケアシステムの推進を図っています。

また、妊娠・出産・子育て期の不安や相談を切れ目なく支援するため、平成29年(2017)10月に母子健康包括支援センター『きずな』を開設するなど、各分野において包括的な支援が提供できる体制を構築しています。その中で、複雑化・複合化した課題を抱える対象者への対応については課題となっています。

施策の方向性

行政、医療・介護・福祉関係者、地域住民が連携して、様々な福祉課題や地域課題に向き合い、解決へとつなげていくために地域包括ケアシステムの推進に引き続き取り組んでいきます。

また、高齢者だけでなくすべての市民に向けて、それぞれが抱える福祉課題や多様なニーズを把握し、その課題やニーズに応じた適切なサービスが提供できる体制を強化していきます。

実施項目2-1-1 地域包括ケアシステムの推進

【取組内容】

体制づくりの推進

- ・ 保健・医療・福祉関係者が協力し、地域住民の「互助」の取組とも連携しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケア」を推進していきます。
- ・ 多職種の専門職を活用した地域ケア会議により、自立支援を目指した個別課題の解決、個別課題から明らかになった地域課題の検討等に取り組めます。
- ・ 高齢者あんしん支援センターにおいては、「地域包括ケア」の中核を担うケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の専門機関等とのネットワーク構築の支援に取り組めます。

^{注15} 地域包括ケアシステム：18ページ参照

実施項目2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握

【取組内容】

福祉課題や福祉ニーズの把握

- ・ 専門職や地域の関係者が集まる場に出向き、高齢者に関する福祉課題の把握に努めます。
- ・ 福祉に関する各種会議・委員会・専門部会において、様々な分野からの意見を集約し、本市における課題の把握や課題への対応を検討していきます。
- ・ 相談窓口や各種サービスにおける利用者の意見や地域からの意見を把握することに努めます。

実施項目2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング

【取組内容】

ニーズに応じたサービス提供の推進

- ・ 高齢者あんしん支援センター、母子包括支援センターなど相談窓口と関係機関が連携し、多様な福祉ニーズに迅速・的確に対応できる体制を強化していきます。
- ・ 地域において福祉課題を抱える人や世帯とサービスをつなぐ役割を担う民生委員・児童委員等と連携して適切なサービス利用へとつなげます。

施策推進に向けた役割

市・市社協	・ 地域ケア会議や福祉に関する各種会議・委員会・専門部会など、保健・医療・福祉関係者、地域住民が連携するための環境を整備する。
事業者	・ 市・市社協との連携や事業所間の連携を深め、地域包括ケアシステム ^{注16} の推進に取り組む。 ・ 地域へ出向いたり、サービスの提供を通して、地域課題や個人の福祉課題を把握するように努める。
地域	・ 地域課題の把握やその解決に向けた検討を行う。 ・ 民生委員児童委員、福祉委員などの活動支援を行う。
市民	・ 地域における支え合いを考える場などに参加する。

^{注16} 地域包括ケアシステム：18ページ参照

基本項目2-2 社会福祉事業の推進

福祉サービスの提供を行う社会福祉事業は、生活を行う上での基盤となっており、共働き世帯の増加や高齢化により、その必要性は年々高まっています。

全国的に福祉事業に携わる人材の不足が課題となる中、国では、福祉サービスの人材確保や福祉サービスの質の向上のための政策を推進しています。

本市では、多くの社会福祉法人等が福祉サービス事業を実施しており、また高校・大学・専門学校など、福祉人材を育成する機関も多く立地しています。そのような環境において、本市ではそれらの学校等と連携し、福祉事業者の人材育成への支援などを行っています。多様な福祉ニーズに対応するために、引き続き福祉事業に携わる人材の確保・育成、定着に向けた取組を推進する必要があります。

施策の方向性

社会福祉事業の基盤となる福祉事業者や福祉事業に携わる人材への支援を行います。福祉事業者が公的サービスに加えて地域や利用者の特性に応じたサービスを提供できるようにすることで、多様な福祉課題に対応できる包括的なサービス提供体制を充実させていきます。

また、福祉サービスの質の向上のために、第三者評価や各種研修等の取組を進め、市民が安心してサービスを受けられる環境を整えます。

実施項目2-2-1 福祉事業者等の振興・参入

【取組内容】

施設・設備整備への支援

- 福祉事業者における施設・設備整備に対して、補助金交付など必要な支援を行います。

人材確保への支援

- 福祉課題の把握や地域資源の掘り起こしを通じて、民間サービスの活用を進めます。
- 福祉人材の確保・定着のため、ホームページ等を通じて職員や職場の紹介等の情報発信を積極的に行い、福祉に関する仕事のイメージアップを図ります。
- 福祉人材の確保・定着のため、研修会や見学会の実施、また、キャリアアップ支援や事業所間交流などの取組を推進します。



実施項目2-2-2 福祉サービスの向上

【取組内容】

福祉サービス向上の取組

- ・ 定期的な研修会等を通じて、担当する職員、スタッフのスキルアップを図ります。
- ・ 社会情勢の変化や福祉制度の改正等を的確に捉え、提供しているサービスの継続的改善及び新たなサービスの創出に取り組みます。
- ・ 島根県福祉サービス第三者評価^{注17}を受けサービスの質の向上につなげるとともに、結果の公開に努め利用者の適切なサービス選択につなげます。
- ・ サービス利用者、地域、福祉に関する各種会議・委員会・専門部会などで把握した福祉課題や福祉ニーズを、各種サービスや支援体制の改善へとつなげて、サービスの質の向上を図ります。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事業者が適切なサービスを提供することができるよう、必要な支援を行う。 ・ 福祉事業に携わる人材の確保・定着のための取組を推進する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会への参加、第三者評価など、サービスの向上への取組を積極的に行う。 ・ 適切なサービスの提供とともに、地域貢献を意識して法人・事業所を運営する。



^{注17} 島根県福祉サービス第三者評価：福祉サービスを提供する事業者のサービスの内容について、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組み。

基本方針3 地域福祉の充実・強化

基本項目3-1 地域福祉活動への参加促進

地域における福祉活動は、住民にとって最も身近であるとともに、地域共生社会の実現のためには不可欠な要素です。

本市には、地域福祉活動の中心となる42の地区社会福祉協議会と、活動の拠点となる43のコミュニティセンターがあり、各地区の特性に応じた様々な活動が展開されています。

また、出雲市総合ボランティアセンター、ボランティアまちづくりセンターなどのボランティア活動の拠点を中心として、地域における支え合いやつながりを広げる取組を進めています。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉活動に「関心がない」という人の割合が増加傾向にあり、地域福祉活動に「これまで参加したことがない」という人は、地域福祉活動の活性化のためには、情報提供や活動につなげてくれる人材、研修会・講習会等を必要とするという結果がみられました。地域福祉活動の参加促進のため、「人とのつながり」、「情報発信（インターネット、広報紙など様々な媒体の活用）」の両要素について、効果的な取組が必要です。

施策の方向性

身近な地域における地域特性に応じた福祉活動は、互いに支え合うことができるぬくもりのある福祉のまちづくりの基本となるため、多くの方が活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。また、活動の充実へとつながる情報発信に努めていきます。

実施項目3-1-1 地域福祉活動の推進

【取組内容】

地域福祉活動の推進

- ・ コミュニティセンターにおける多世代交流や体験学習、広報紙の発行等を推進します。
- ・ 出雲市総合ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動への参加を促進します。
- ・ 共同募金への協力や寄附などの善意が地域福祉活動の推進に役立てられていることを周知します。

活動への支援

- ・ 地区社会福祉協議会に活動費助成等の支援を行い、地域における福祉活動の充実へとつなげます。
- ・ 市民団体、ボランティア団体、NPO等が取り組む地域福祉活動を支援します。
- ・ 施設や機材の貸し出し、出前講座などを通じて地域における福祉活動を支援します。

実施項目3-1-2 福祉活動拠点の充実強化

【取組内容】

福祉活動拠点の充実強化

- ・ 地域福祉活動の拠点となるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、活発に利用される施設となるよう努めていきます。
- ・ 出雲市総合ボランティアセンター、ボランティアまちづくりセンター、ファミリーサポートセンター等の情報発信や、研修会の開催・活動への相談を通して市民が福祉活動に関わりやすい環境づくりを進めます。

実施項目3-1-3 情報提供体制の充実

【取組内容】

ニーズに応じた情報の提供

- ・ 広報紙やホームページ、SNS^{注18}等、広報媒体の多様化を図ります。
- ・ 必要な情報をまとめたガイドブック冊子の作成や、チャットボット^{注19}による情報提供など、分野や世代に応じた情報提供を行います。
- ・ 声の広報や点字広報の発行、多言語情報の提供等だれもが必要な情報を得られるような情報発信に努めます。
- ・ 地域における活動やボランティア活動を広報紙やホームページ等を通じて積極的に発信することで、地域福祉活動の充実へとつなげます。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターやまちづくりボランティアセンターなど地域福祉活動の拠点となる施設の適切な運用に努める。 ・ 広く情報発信を行うとともに、様々なツールの活用や伝わりやすい内容など効果的な情報発信に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事業者は、専門的なノウハウ・知識の提供など地域福祉活動へのサポートを行う。 ・ 地域における福祉活動に関心を持ち、企業・団体での参画を推進する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた福祉活動を展開する。 ・ 地域にあるボランティア団体やNPO法人などと連携して福祉活動を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・市社協・地域からの情報に関心を持ち、地域福祉活動に積極的に参加する。

注18 SNS：16ページ参照

注19 チャットボット：16ページ参照

●地域における取組紹介「基本項目3-1 地域福祉活動への参加促進」事例

デジタルで続ける介護予防、つながる高齢者

新型コロナウイルス感染症の流行や気象・道路事情によって、高齢者の介護予防活動が停滞しないよう、デジタルツールの活用に取り組んでいます。



令和3年度(2021)には、「通いの場におけるICT活用検証事業」として、「通いの場」の参加者10名がタブレットを使って自宅から「リモート体操教室」に参加しました。この経験をふまえ、令和4年度(2022)に、高齢者がテレビ会議システムの使い方を習得し、他の高齢者に教える「リーダー養成講座」を開催しました。

鰐淵地区の「通いの場」では、令和3年(2021)7月豪雨災害により道路が通行止めとなり、地区外から講師が来ることができず、体操教室を休止していましたが、講師と集会所に集まった参加者がテレビ会議システムでつながることにより、体操教室を再開できました。

本市では、全てのコミュニティセンターにWi-Fi環境を整備しています。このようなデジタルを活用できる環境と人のつながりを活かし、高齢者の交流を広げていきます。

地域の頼りになる助け合いの組織

かみつお助けマン互助会

地域の過疎化・高齢化という課題に対して自分たちで立ち上げた助け合いの組織で、地域に必要とされる会になっています。



～始めるまでの経緯や現在の取組について～(活動されている方のお話から)

上津地区の過疎化が進み、高齢者世帯が増えつつある状況で生活応援組織の立ち上げが急務であると感じていました。「難しいだない?」との声もありましたが、「やらないけん!」と皆で立ち上がり、地区内の諸団体の協力もあって今日に至ります。

主な依頼は草刈りや植込みの手入れ等ですね。私たちの活動は上津地区限定ですが、繁忙期にはカレンダーが毎日埋まるほどの依頼もあります。皆さんに頼りにしてもらっているんだとの思いで動いています。

顔なじみであることがかみつお助けマンのいいところで、お茶を飲みながら昔話に花を咲かせることもあります。皆さんにとっても、私たちにとってもそれが楽しみになっています。

活動の担い手のほとんどが高齢者なので、会を継続させるためにも後継者の育成が急務です。今後も、地区内の隅々まで私たちの想いが浸透し、地区全体で盛り上げていくために活動を続けていきます。

地域における課題から支え合い活動へ

神門地区手互の会

「昔に比べて近所のつながりが薄くなってきた」、「ゴミ出しや買い物などに困っている人がいる」、「将来このまちで暮らしていけるのか不安」などの声から生まれ、地区社協を中心として支え合い活動を行っています。



～始めるまでの経緯や現在の取組について～

地区の実態や住民の意見を聞くための住民アンケートや、住民座談会や訪問調査などに取り組みました。その結果、多くの住民が日常のちょっとした困りごとを助け合うことができる生活支援のしくみの必要性を感じていることが分かりました。

こうした過程の中で、後々の組織構想の基となるようなアイデアや意見が多く出され、自治協会や民生委員児童委員協議会など各諸団体と共に検討しながら、住民同士が助け合う生活支援組織が立ち上げられました。

そして、住民に愛着を持ってもらうため組織名を住民から募集し、出雲弁で手助けを意味する「てご」という言葉を取り入れた、「福祉互助組織神門地区手互の会」と命名されました。

現在では、利用会員・協力会員合わせて約100名の会員登録があり、外出の付添いや草取り、掃除、ゴミ出しなど日々の小さな困りごとを住民同士が助け合うかたちで活動が行われています。



基本項目3-2 地域福祉活動を担う人材育成

地域福祉活動の充実のためには、活動の担い手を確保し、活動を活発化していくことが欠かせません。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉活動への参加動機としては、友人や家族に誘われた、職場・学校・団体などで参加する機会があったという方が多くありました。地域福祉活動の活性化には、「人とのつながり」が有効であり、地域において活動を実践する機会を増やし、多くの人が活動を実践し、さらに周囲を巻き込んでいくことが効果的であると考えられます。

本市には、多数の福祉事業者が福祉サービスを提供しているとともに、高校・大学・専門学校など福祉に携わる人材を育成する機関も多く立地しています。これらを活かし、福祉事業者と地域の連携を深めるための取組や、各学校との連携を推進します。

施策の方向性

地域における福祉活動充実のため、福祉事業者と地域の連携をより深めていくとともに、地域や学校、事業者など福祉に関わる地域資源を最大限活用できるよう、人材育成や福祉にふれる機会を創出する取組を進めていきます。

また、活動を持続可能なものとしていくために、担い手育成のための取組を推進します。

実施項目3-2-1 地域や事業所等での人材育成

【取組内容】

地域福祉活動に関する啓発及び人材育成

- ・ 地域・企業・学校において出前講座や研修等を行うことで、福祉への関心を高めるとともに、福祉活動への参加意欲を高めていきます。
- ・ 学校教育における道徳教育、人権教育及び総合的な学習の時間を活用した福祉体験等を推進します。
- ・ 福祉事業者が地域と連携して、地域における福祉活動に取り組むことができるよう、コーディネーターの配置や連携の仕組みづくりを進めます。
- ・ 福祉現場における学生等の実習や体験等を積極的に受け入れることを通じて福祉を担う人材の育成に努めます。

実施項目3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出

【取組内容】

多様な機会の創出

- ・ 高齢者と子どもの交流会や、福祉現場における体験の受け入れなどにより、福祉にふれる機会を創出します。
- ・ 市民の関心の高い福祉活動をリサーチすることで、市民が参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・ ボランティアの募集や研修会の開催など、積極的に情報発信します。
- ・ 職場や学校などに向けて、効果的な活動参加へのアプローチを行っていきます。

実施項目3-2-3 住民福祉活動の担い手育成

【取組内容】

人材育成及び活動しやすい環境の整備

- ・ ボランティア養成講座等を行うことで、ボランティア活動に参加する人材の育成を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、住民福祉活動の負担軽減につながる働きかけを行います。

施策推進に向けた役割

市・市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等を通じて、地域福祉活動への関心を高める取組を実施する。 ・ 学校・地域・事業者など様々な機会でも福祉にふれる機会を創出していく。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する研修会や、福祉にふれる機会の創出のために、専門的なノウハウや知識を提供する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等を開催し、地域における福祉への関心を高める。 ・ 市や市社協と連携し、地域福祉活動の促進・担い手育成に取り組む。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興味関心のあることから参画するなど、出来ることから地域福祉に関わっていく。

●地域における取組紹介「基本項目3-2 地域福祉活動を担う人材育成」事例

世代や分野を超えた協力により長く続く活動

莊原地区世代間交流しじみ採り

約20年続いている地区の活動で、実際に体験する園児に向けて、地域関係者はもとより、中学校の生徒も協力して実施しています。



～取組や関わる人について～

莊原幼稚園、莊原保育園、東部保育園などの地域園児（年長組）がしじみ採りを行い、特産大和しじみや宍道湖の生き物（宍道湖七珍）、環境について学ぶ体験機会をつくとともに世代間交流を図っています。

実施においては、地元しじみ漁師、地区社協、民生委員児童委員など地域の関係者が協力し、また、園児たちへの説明資料のイラストを斐川東中学校美術部の生徒が制作するなど、幅広い世代が関わることのできる仕組みとなっています。

今後も、環境についての学びや、地域の地場産業についての学びを通して、世代や分野を超えてのつながりや地域を共に作っていく機会として活動を続けていくこととしています。

第5章 計画の進捗管理

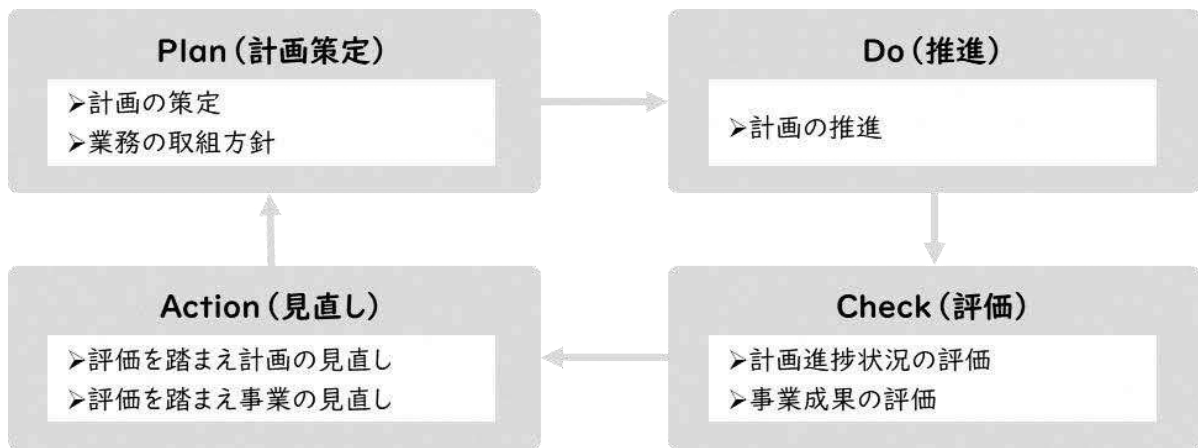
1. 進捗管理手法

本計画は、福祉関連計画の上位計画に位置付けられることから、個別の取組に対する評価や数値目標の設定等は、関連する個別計画に委ねることとします。

本計画を着実に進めるため、毎年度、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会において、計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直し等に活用します。

【PDCAサイクルによる進捗管理（Plan:計画 Do:実行 Check:評価 Action:改善）】

【PDCAサイクルのイメージ】



2. 進捗管理体制

本計画は、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会が進捗を管理し、計画内容の見直しや次期計画策定に向けた検討などを行います。

また、出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会は、市内の地域福祉の現場に携わる各種部門の関係者、学識経験者、地域活動団体等の委員により構成されていることから、本市における様々な福祉課題について情報交換を行い、意識の共有を図る場としても位置付けます。

第6章 各地区の取組状況

出雲市内の各地においては、コミュニティセンターや地区社会福祉協議会等を中心として、地域住民や福祉団体等による福祉活動がそれぞれ展開されています。

海、湖、川、平野、山間部などの多様な自然環境や、人口等の社会条件をふまえ、各地区がそれぞれ地域の特性を生かし様々な取組を推進しています。次ページ以降では、コミュニティセンターや地区社会福祉協議会への聞き取り等により、具体的な活動の状況や今後に向けた展望と課題について紹介しています。

【掲載内容】

(1) 地域福祉活動の状況

「子育て支援活動」「高齢者支援活動」「障がい者支援活動」「その他住民活動」「コミュニティセンターの活動」について、地区における具体的な活動内容を掲載しています。

(2) 展望と課題

地区において、地域福祉活動を推進するうえでの展望と課題について掲載しています。

【地域福祉活動の方針】

地域における福祉活動は、住民にとって最も身近であり、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現のために不可欠です。

市民の地域における福祉活動等に関する意識等を把握するために実施した市民アンケート調査結果から、地域において日常的な関わりが少ないと関係性が希薄となり、そこから孤立化しやすく、悩みや課題を抱えた場合に、解決されずに長期化・重度化することが想定されるという課題がみられました。

このような課題を踏まえ、地域福祉活動において、①地域住民による助け合いの取組、②地域で孤立を防ぐための取組、③地域において福祉課題を抱える人を早期に発見するため取組をそれぞれ重点的な取組として推進します。

今市地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市わくわく広場」(月1回) ・「三世代交流事業」七夕まつり
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市8連区でのふれあいサロン」(年2~3回) ・「ふたふたクラブ」(月4回)健康体操・もの作り・ちまき作り ・「ふれあい昼食会」(年2回)ひとり暮らし老人を招いて ・「今市健康マージャン」(月1回) ・「在宅医療座談会」(年1回)
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者と高齢者との交流事業」高齢者との昼食会
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「見守りネットワーク」登下校時の立哨・パトロール ・「輪や和や食堂」の充実・拡大 ・「戦没者慰霊法要」の執行 ・「要支援者の実態把握」(民児協との連携) ・「活動リーダーの育成」(地域支え合い研修会の実施)
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい昼食会、世代間交流事業」の共催 ・「今市コミュニティセンター報」の活用 ・「社協いまいち」での地区社協の活動やサロン活動の広報

○展望と課題

- ・ 健康マージャンにはたくさんの男性の方が参加しているが、その他の地域活動への男性参加が少ない。男の料理教室など男性が参加しやすい活動を検討していく。
- ・ 少子化が進む中、保育園に預けて仕事に復帰される家庭が増え、子育てサロンの参加者が減ってきている。土日の開催も検討していく。
- ・ 子どもの登下校や高齢者の見守り、要支援者の実態把握などみんなが協力し今後も安全・安心で子どもから高齢者まで住みよい街づくりを進めていく。



大津地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員会が、子育てで孤立しがちな保護者の不安解消を目的に「すくすく広場」を開設。 ・ 地区社協は、もちつき等を開催し、世代間交流を図る。 ・ 弥生の森子ども広場の居場所づくり事業として、サタデー教室等を開催。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認等を目的に、めめの会が作ったおやつを、民生児童委員がひとり暮らし高齢者に届ける。 ・ 地区社協は、地区内で出会った人を対象に、認知症声掛け訓練や、交流等を目的に高齢者遠足を実施している。 ・ 福祉委員会が、高齢者を対象としたサロン活動を実施し、生き甲斐健康づくりを図っている。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽スポーツ(ボッチャをたのしもう)を通して、大津地区住民が交流。 ・ 交対協が地区内道路のバリアフリー化の推進を図っている。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等により構成された大津ほのぼのネットワークを活かし、それぞれが連携を図りながら、安全で安心できる地域作りをめざしている。 ・ 地区社協は、住民の方々に、福祉に関する情報を発信している。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり教室を開催し、地域の方々が運動を通してふれあいながら、心と体の健康の保持・増進を図っている。

○展望と課題

- ・ 活動がマンネリ化しているため、大津地区の福祉に関する問題・課題を明確にし、その解決を図る事業を実施していく必要がある。
- ・ 各団体がそれぞれ独自に福祉活動に取り組んでおり、重複する事業等もみられる。もう少し連携を図りながら効率よく事業を展開する必要がある。
- ・ 福祉にかかわる人たちが高齢化している。組織の活性化を図る上でも、65歳から70歳のボランティア人口を増やす必要がある。



認知症声掛け訓練

塩冶地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童のための日本文化体験学習(食・遊び) ・ 児童綱引き大会 ・ 子ども食堂(子ども等の居場所づくり)開設 ・ 子ども会活動支援 ・ 子ども会活動活性化促進補助金交付 ・ 青少年修養の集い助成 ・ 塩冶百寿会(高齢者クラブ)との世代間交流事業 ・ 出雲二中生徒との交流活動 ・ 乳幼児子育てサークル活動支援
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症研修会 ・ 高齢者福祉大会 ・ 話食交流会(高齢者料理教室) ・ 一人暮らし高齢者懇談会(いこいの集い) ・ 塩冶百寿会補助金交付 ・ ふれあいサロン活動 ・ ふれあいサロン活動推進助成金交付
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩冶愛友会(身体障がい者団体)との連携及び支援 ・ 障がい者交流会(調理実習、梨狩り、パラスポーツ)
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩冶地区社協機関紙発行・塩冶地区社協ホームページ更新・管理 ・ 福祉座談会(諸団体、住民組織と意見交換)開催 ・ 地域環境美化活動(美化啓発看板点検、補修、清掃) ・ 理事による「演劇集団あげそげ塩冶福祉座」の活動強化 ・ 更生女性会活動支援

○展望と課題

- ・ 塩冶地区は住宅需要と外国人増加により人口、世帯数ともに増加しているが、少子化や町内会加入率の低下がコミュニティ機能に影響を与えている。
- ・ 高齢化が進み、高齢者世帯、一人暮らし高齢者世帯が増加し、老老介護や認知症対応などの問題も乗り越えていかなければならない。
- ・ 自主財源(香典返し等の寄付収入)の減少により地区独自事業が縮小の危機。
- ・ 理事の選出が出来ない地区があり、また短期退任者が多く、安定的な運営が困難。
- ・ 地区の特性を生かして、多文化共生に向け組織強化を図り、住民が主役を基本に、活動計画を実効ある地域福祉に努める。



外国人児童の食育活動

古志地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「りんごちゃん教室」(月1回)リズム体操や音あそび ・ 絵本の読み聞かせ ・ ミニ運動会 ・ クリスマス会 ・ 子育て相談 ・ 保護者同士の交流
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ さくらんぼサロン(月2回)看護師の会による血圧測定や健康チェックを毎回実施 ・ 特殊詐欺防止 ・ 認知症予防のおはなし ・ 栄養講座 ・ 人権講話 ・ 古志元気サロン(誰でも参加できるサロン・月1回) ・ 健康体操 ・ 保健師の健康相談 ・ 町内別サロン(8ヶ所) ・ 高齢者いきいき教室(ルディックウォーク・室内ペタンク)
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者軽スポーツ大会でグランドゴルフ同好会と交流
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども福祉ボランティアによる活動 ・ 一人暮らし高齢者への誕生日プレゼント ・ 年賀状の作成、配布 ・ 福祉基本調査の実施 ・ 見守り支援ネットワークの推進 ・ 古志ふれあい農園の活動 ・ 三世代交流事業 ・ 敬老の日の御祝 ・ 戦没者合同慰霊祭
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「福祉だより」の発行と「社会福祉のしおり」を全戸に配布し、地区社協の活動紹介と福祉情報の提供

○展望と課題

- ・ 少子高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、また核家族化も進み、地域社会とのつながりが希薄化。ボランティア活動においても担い手の高齢化、人材不足のため、一部の人材に偏っている。
- ・ 誰もがができる限り地域で安心して暮らしていけるよう、見守り・声掛けなどの見守りネットワークの推進、地域福祉の担い手の人材育成、そして小地域のひとり一人が福祉ボランティア活動に協力、参加できるような意識を広めることが重要。地域コミュニティの活性化を図り、地域住民がボランティア活動に積極的に参加できるよう地区社協だけでなく、各種団体と協力、連携して支え合い活動の推進を図ることが今後の課題。



さくらんぼサロン

高松地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てサークル「てほむ」(2回/月) ・ 子ども会活動の支援 ・ 遊園地の遊具の点検、補修助成 ・ 放課後子ども教室「まつぼっくり教室」の支援 ・ 地域座談会
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロン交流事業 (番茶会:17か所36回/年、抹茶の会:6回/年、 ひまわりコーラス:8回/年、健康マージャン:2回/月) ・ 男の料理教室(9回/年) ・ 認知症研修会(1回/年) ・ ひとり暮らし高齢者年末慰問
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流研修会 ・ 児童との交流軽スポーツ大会
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松地区戦病没者追悼法要 ・ 敬老事業 ・ 要支援者の見守り活動 ・ 地域、学校、保護者、子どもの協力によるあいさつ運動 ・ 子ども会活動 ・ 子どもの防犯見守り活動 ・ フードバンク
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流事業 ・ 男の料理教室 ・ 米作り ・ 体験学習 ・ 健康教室 ・ 講演会 ・ スポーツ指導教室 ・ 清掃ボランティア

○展望と課題

- ・ 福祉活動推進のための財源確保と、収支のバランスを考慮した運営。
- ・ 福祉活動の未来を見据えた人材の育成と担い手を確保。
- ・ withコロナ時代の事業の工夫と、参加者の拡大。
- ・ 地域の連帯感醸成による自治会加入率の向上。



「てほむ」芋掘り遠足



男の料理教室

四絡地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援団体「なかよしコアラ」において、毎月1回交流行事を実施するフリーデー活動 ・ クリスマスなど年2回の季節行事。 ・ 子育て機関紙「キッズキッズ」を発行して情報の伝達と参加者の交流。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふれあいサロン」を福祉委員、市保健師、県立大学生などの協力を得て地区全体、および地区内の町内単位で実施。 ・ 「四絡連合福寿会」の活動への助成。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の会の呼称を「ホットハートクラブ」として地区内有志と共同で花壇整備などを実施。 ・ 「四絡身障者会」の活動への助成。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「私たちのまちは私たちが守る」：四絡地区では災害時支援隊を結成。災害の発生する前の避難に関する情報伝達、災害発生時には安否確認と避難支援活動を行う組織がある。平常時には、隊員と民生委員が同行して要支援者宅を訪問し、避難支援活動に必要な情報を聞き取り個別計画書の作成を行っている。お互い顔を知る訪問活動は、要支援者の見守りおよび孤立防止につながっている。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一人ひとりが輝く人づくり地域づくり」：四絡地区には、人口の4.6%にあたる570人の外国籍住民がいる。外国籍住民を地域住民として受け入れ、ともに暮らす多文化共生の社会づくりをめざす。 お互いの食文化を紹介する料理教室やイベントでのブラジルスイーツ販売による交流、日本語が十分に理解できない外国人住民に、緊急時・災害時に役立つ「よつがね安心マップ」の作成、このほか、ブラジル人の定住に向けた自立支援につながる農場で収穫した、ブラジル野菜を使った料理レシピの提案など、地区住民による支援の輪が少しずつ広がっている。

○展望と課題

- ・ 四絡地区は多世代の住民にとって利便性の高い環境が整っている。特に商業施設、医療施設等が充実し、子育て世代や高齢者世帯には、安心して暮らしやすい町として人口が増加傾向。その一方で、都市的生活様式の広がりや地縁によって築かれた組織に基づく人間関係の希薄化につながり、地域の担い手不足や自治会加入率の減少を招いている。
- ・ 地区内では、地域づくりに長年携わってきた住民の高齢化が進み、町内会の運営や継続、地域活動に参加できない高齢者の問題や各種団体の後継者不足などが顕在化している。
- ・ このような地域課題を住民全員で協力して解決していくため、今後は子供から高齢者までが世代を超えて交流し、助け合い支え合うまちづくりへの取組に力を入れ、全住民が常に生き生きと活躍できる四絡地区を築き上げることに努めていきたい。



ふれあいサロン

高浜地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援サークル「プチトマトクラブ」(年8回程度):0~3歳の母子が集まり、保健師さんを講師にお招きし健康測定等を開催するとともに、茶話会や、クリスマス会等を開催し、子育ての悩み等の情報交換を行う。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ミニデイサービス「たんぼぼの会」では、70歳以上の高齢者を対象に年6回開催。 ふれあいサロン活動で「番茶会」を2ブロックと3町内で開催。 サークル活動として「なかよし会」、「えにしの会」においてはそれぞれ健康体操を年間36回開催。 「健康麻雀クラブ」で健康麻雀を年10回開催。 「いちろく会」で健康体操、物作り等を年間9回開催。 高浜地区安心ネットづくり協議会活動では、出雲市、出雲市社会福祉協議会及び関係団体、医療・福祉施設、小学校、かわと交番等で組織する協議会において、認知症対策及び高浜地内高齢者等への「救急医療キット」設置並びに小単位の見守り活動の組織化を推進。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 高浜身体障がい者協会への活動支援を行う。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者友愛活動(慶人会) ・ 下校時見守り(子供見守りチーム) 図書貸し出し(図書ボランティア) ・ 戦没者追悼 平和式典(社協、遺族会)
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> 子育て楽座(親子もの作り教室・オープンカフェ) 読み聞かせ活動(ブックランド、幼稚園、小学校で開催)

○展望と課題

- 高浜地区においては、各町内から社協委員を選任していただき、事業に参加していただいているが、大半の町内が1年で交替されており、社協委員の活動に対する温度差もあるのが現状である。
- 福祉推進委員(5名)を配置して、これまで交流活動委員会において「たんぼぼの会」でのお世話をお願いしているが、今後、福祉推進委員を増やして、各委員会に所属いただき、委員長と連携して活動を強化していきたい。
- 事業活動の参加者が、年々減少傾向にあり、特に男性の参加者がほとんどいないので、今後、活動内容の充実と周知活動の充実を図っていく。



クリスマス会



ミニデイサービス

川跡地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てサロン・どんぐり広場」年10回 ・「出生年度別子育てサークル」(各サークル毎月2回)
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき交流会」(年6回) ・「茶のん話し会」(5大字毎に年4~12回) ・「地域ミニ交流会」(5大字毎に年1回) ・「長寿者いこいの集い」 ・「健康づくり体操教室・健康吹き矢体験」(年4回) ・「認知症予防講座」(年2回) ・「健康家庭料理教室」
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者ふれあい活動 ・「ふれあい通信」発行(年2回)
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「世代間交流事業」(年4回) ・登下校見守り活動 ・個人的見守り活動 ・「困りごと相談会」(毎月1回) ・社協だより発行(年3回)
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「夏休みがくしゅう広場」 ・「伝統行事で世代間交流」(ちまき・とんど) ・「支え合い認め合い・はーとふる交流会」(障がい者交流) ・「かわとチャレンジ広場」(季節行事、伝統芸能体験) ・「かわとマルシェ」(まちづくり交流) ・「めざそう健康長寿講演会」

○展望と課題

- ・ スタッフの若返りとスキルアップ。(お試しスタッフ経験・先進地区視察研修等の導入・推進)
- ・ 地域内すべての人が気軽に参加できる雰囲気醸成。(ユニバーサルデザインの精神の拡大・定着化)
- ・ 地区内の他の活動組織や団体との連携を図ることにより“住民一体”の意識高揚を図る。(自治体への加入促進に資する取組)



親子で音楽あそび

鳶巣地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぴよっこ教室(0歳児から未就学児の親子対象に月2回) ・ 食育講座 ・ 子育て講演会 ・ 幼稚園との交流会 ・ 子育て相談会
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者ふれあいサロン会(年7回) ・ 各町内サロン会(介護予防体操、軽スポーツ実施) ・ いきいき健康教室(月4回) ・ はっぴートレーニング教室(月4回) ・ 介護予防に向けた健康づくり ・ 認知症予防講座(年2回) ・ 慶人会活動 ・ 一人暮らし高齢者訪問活動 ・ 鳶巣お助けマン活動
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハートピア出雲利用者さんとの交流活動(年2回) ・ 障がい者団体との一日研修 ・ 軽スポーツ交流会 ・ 食育講座
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三中学校、北陽小学校のふるさと学習支援(地域講師による世代間交流文化継承等、地区の人・もの・ことを活かした活動) ・ 鳶巣幼稚園のお作法教室(年間10回) ・ 登下校時見守り活動、青色防犯パトロール活動
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特産品に繋げようブルーベリープロジェクト事業 ・ 島根大学、県立大学出雲キャンパス協働による空き家対策プロジェクト事業 ・ 放課後支援事業ゆめ広場(小学生対象) ・ 地域の集いの場コミセンカフェ

○展望と課題

- ・ 高齢化が進行する一方で新しい世帯も増加しつつある中、若い年代の方への自治会加入促進をすることで鳶巣の良さを再確認し、住みよい環境づくり、福祉のまちづくりを目指す。
- ・ 子どもの時から健康づくり事業に参画することで、ひとり一人が健康意識を高め、未来を見据えた健康増進、体づくりへと繋げる。
- ・ 空き家対策事業により、空き家を利用しての交流の場、憩いの場となる体制づくりを進める。
- ・ 地区社協のスローガン「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり健康と福祉、文化とスポーツのまち鳶巣」を目指し未来へ繋げる。



サロンペタンク大会



お作法教室

上津地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ つくしんぼ教室：未就園児親子対象。月1回
高齢者支援活動	・ ふれあいサロン事業を通じた高齢者の居場所づくり。 Aサロン：75歳以上一人暮らしの方等対象 Bサロン：地区内7集会所が中止（年2回地区全体会を実施） ハイハイサロン：65歳以上の高齢者。住民の自主組織。
障がい者支援活動	・ 地域の障がい者会の活動
その他住民活動	・ 上津地区あんしん見守り台帳：災害時見守りネットワークの充実。民生委員、福祉委員と連携して作成。 ・ 上津地区健康づくりネットワーク：地域全体で健康づくりに取り組むため会議を通じて地区の健康状況や組織の活動を共有。 ・ 運動のきっかけづくりとして上津健康づくりスタンプカードを普及。
コミュニティセンターの活動	・ コミュニティセンターは高齢者、子どもを見守る会などの相互の調整と福祉活動の中心を担う。

○展望と課題

- ・ 人と人とのふれあいで笑顔ある明るく住みよい上津を目指す。
- ・ 高齢者や障がい者の身の回りのちょっとした「お困りごと」をかみつお助けマン互助会を通じて支援する。



Aサロン活動

稗原地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒の見守り活動 ・ 乳幼児学級、赤ちゃん支援への助成 ・ 赤ちゃんの誕生お祝い ・ 子ども祭りの開催
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の見守り活動 ・ 敬老会 ・ 認知症研修会 ・ ミニデイサービス(Aサロン) ・ 井戸端工房(世代間交流活動) ・ ふれあいサロン活動:各自治会に福祉サポーター2名配置
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の会への助成
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者慰霊祭の催行 ・ 地区社協だより発行 ・ 喜楽会、民児協活動支援
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成 ・ 健康セミナー ・ 乳幼児学級 ・ おやし塾 ・ 見守りネットワーク活動:地区全体のあらゆる組織が参加し、高齢者や障がい者、子どもなどを見守り

○展望と課題

- ・ 福祉活動をサポートしている方々の高齢化が進み、新しい人材が不足している。
- ・ 連帯感が強く、ご近所同士の思いやりと支え合いが健在。
- ・ 地区社協が中核となって福祉の充実と継続を図る。



乳幼児学級



井戸端工房

朝山地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てママさん交流会（未就園児さくらんぼの会） ・ 子どもと楽しく遊ぼう（幼稚園児交流）：月見団子づくり、餅つき会 ・ 三世代交流：夕涼みコンサート、ひなまつりコンサート ・ 子どもサロン（居場所づくり：夏休み、冬休み）
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ いきいきサロン：高齢者の集い、男の料理教室、認知症予防研修 健康マーじゃん ・ ふれあいサロン：町内サロン・分団健康サロン ・ 高齢者見守りネットワーク：わがとこネットワーク
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流会等（出席者が殆どなく活動休止中）
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動・ボランティア活動・青パト隊見守り活動 ・ 社協だより発行
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の要支援者の支援・介護予防健康教室 ・ 豆腐作り体験学習・米作り体験学習・センターだより発行

○展望と課題

- ・ 高齢化率が40%を超え、ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯が増加している。
- ・ 若者の減少で、次世代の担い手が不足している。
- ・ サロン活動等の重要性について福祉委員に理解を求める。
- ・ サロン活動に男性の参加者が少ない。
- ・ 災害時の要支援者の避難及び援助。
- ・ 自主財源（香典返し等の寄付収入）の減収により、今後、地区独自事業が縮小・廃止になる可能性がある。
- ・ 「朝山お助けマン互助会」による高齢者や障がい者の身の回りのちょっとした困りごとをお手伝いする。
- ・ 各種団体と連携を図り、見守り活動の推進を図る。



お座敷がウリング



米作り体験学習

乙立地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ 児童福祉費等の支援活動
高齢者支援活動	・ 健康マージャン ・ 各町内にまめな会 ・ 健康体操 ・ 世代間交流ふれあい会食 ・ 年末高齢者宅訪問餅配り ・ 見守りネットワーク事業 ・ 健康学習会 ・ 買い物サポートと健康学習会
障がい者支援活動	・ 障がい者団体への活動費を助成 ・ 共生支援事業
その他住民活動	・ 毎年、春分の日に戦没者慰霊祭を実施
コミュニティセンターの活動	・ 地域を基盤にした様々な団体、組織を中心とした活動やコミュニケーションの場として活用。

○展望と課題

- ・ 4年前に小学校が統合し、又、コロナ禍の影響で全体の福祉事業の縮小及び中止が相次ぎ、残念ながら高齢者の憩いの場がなくなっている状況。
- ・ 健康マージャンは平成30年に立ち上げてから毎回(1回/月)24名程度の参加があり定着している。
- ・ 高齢化率が40%を超えている中、住み慣れた地域で元気に暮らせる地域を目指して、地区社協としても少人数でも楽しめる事業計画の検討を進める。



神門地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ あんじゅ:0歳児の身体測定と保護者の交流/月1回 ・ スマイルキッズ:1歳~就園前児の保護者の交流/月2回 ・ 子どもサロン:小学1年生~3年生の交流 ・ 青色パトロール隊活動(隊員17名で自主的にパトロール) ・ 夏季修養の集い(座禅)
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロン事業:ふれあいサロン/月1回、町内B型サロン ・ わがとこネットワーク:社協・民児協・慶人会の三者による声かけ・見守り活動 ・ 全町内アンケート ・ 住民座談会 ・ 認知症研修会 ・ 健康マーじゃん ・ ふくし相談日の相談所運営
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区身障者協会との研修/年1回 ・ あいサポーター研修
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神門地区ボランティアグループ:在宅介助者への訪問活動、地区内奉仕活動 ・ 福祉互助組織「神門地区手互の会」:生活支援活動 ・ 神門ヒスタム:歴史探訪 ・ かんど花と緑の会:地区内花壇管理
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙発行 ・ 総合文化祭 ・ 子ども体験活動 ・ 健康増進 ・ 新成人を祝う会 ・ 人権教育啓発の活動

○展望と課題

- ・ 退職年齢が延びた影響で地域福祉の担い手が不足している。
- ・ サロン事業や「わがとこネットワーク」の充実、ボランティアグループとの連携促進等により関係機関の連携を深め、子どもや高齢者、障がい者に「やさしいまち神門」を目指す。



神西地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てサロンは毎週火曜日開設、子育て中の家族を対象に開催し悩みや不安を解消。 ・ ベビーマッサージ ・ おっぱい相談 ・ 栄養相談 ・ クリスマスコンサート ・ ふれあいお茶会 ・ 子ども活動は笹まきづくり・もちつき大会・伝承あそび等、園児や小学生を対象に地域住民との交流会を実施。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロンは80歳以上の高齢者を対象にふれあいサロンを月1回開催。 ・ 番茶会を町内ごとに集会所で開催。閉じこもり防止、生きがいづくりの手助け、孤独感の解消を目的に、神西ボランティアセンター・JAやすらぎ会、民児協、地区内の福祉施設との連携・協働により実施。 ・ 敬老の日に敬老大会の開催および祝い品の配布。参加呼びかけにあわせて見守り活動・声かけを実施。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民児協による、寝たきり・身障者の方への訪問活動を実施。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の「あいさつ運動」、青パトでの見守り活動。 ・ 地区内13ヶ所遊園地を地区ごとに安全点検・清掃活動 ・ 社協だより「じんざい」の発行。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランターの花植え、手作りおもちゃ工作、環境学習など、園児や学校の児童との交流活動の中で、同世代だけでなく世代間のつながりを深めている。 ・ ウォーキング・健康教室・健康講演会・料理教室等、健康づくりを推進する活動を実施。

○展望と課題

- ・ 高齢者世帯が増加し、自治会・町内会の脱会も点々とみられる。そのため、地域住民どうしの助け合い活動が低調になり、協力関係が希薄化してきている。
- ・ ボランティア活動への参加の減少、ボランティアの高齢化もあり、高齢者等の要支援者の地域での見守りや支援が困難になりつつある。
- ・ 今後、他団体とも連携、協調しながら地域福祉活動を支える人材の育成や組織づくり、魅力ある活動のあり方などを検討していく必要がある。



長浜地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児講演会 ・ 育児サークルでの意見交換 ・ 長寿会と園児によるサツマイモの苗植え付けから芋ほり、焼き芋会までの活動 ・ 小学校1年生対象の伝承(お年玉、こま、竹とんぼ、ほか)遊び ・ 保育園との餅つき
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 笹巻づくり ・ 男の料理教室 ・ 高齢者のための料理教室 ・ 敬老大会 ・ ふれあいサロン会(7団体)
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいサポーター研修 ・ 地区の障がい者との交流 ・ 地区内の障がい者団体の再結成に向けた会員募集
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者慰霊祭 ・ 「長浜社協だより」発行
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急講習の実行 ・ 「健康づくりを進める会」による健康増進

○展望と課題

- ・ 福祉委員の任期が2年と短く、活動の発展につながりにくい。
- ・ 福祉活動を支える地域のボランティアの育成が必要である。
- ・ サロン会が全体的に高齢化していて、予算の管理や実施の計画が難しい。
- ・ デイサービスなどの普及に伴い、サロンへ出かけにくくなり、人数が減少している。



平田地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 小学生児童の事業が多く、就学前の幼児等の事業は少ない。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 引きこもり防止のスポーツやモノづくりの活動が多い。 町内の福祉推進委員が中心となり、サロン活動に取り組み、世話するほうも楽しみながら活動できるようになり、活発になった。 新型コロナウイルスの感染予防のため、サロン活動も自粛され、交流が減り、体調不良を訴える方もいる。引きこもり防止、居場所づくりのためサロンの再開を希望する声も上がり、予防対策を徹底して高齢者事業を再開するよう取り組んでいる。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアスタッフは、地域福祉関係団体と兼ねている方も多く、事業に対しての情報も寄せられ、また新しい事業も取り入れやすい反面、高齢化が進んでいる。 参加しやすいよう、町内福祉推進委員が日頃から声掛けをし、いつでも話しやすい雰囲気を作っている。

○展望と課題

- 年々ボランティアスタッフの高齢化が進み、事業を開催したいという思いはあるが、なかなか踏み切れないもどかしさもある。退職後の年代の方が、スタッフに加わっていただけるよう、コミュニティセンターや自治会等の人とのつながりから情報を得て、協力をお願いしたい。
- 事業に参加する方は概ね固定化され、周知方法や声掛けも工夫が必要。ここ数年新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業の中止や参加人数の制限など、参加したくてもできない場合など引きこもりの高齢者には、ストレスを感じることも多いと思われる。少しずつコロナウイルスの感染予防の対策を取りながら、また感染リスクの少ない事業を考えながら、取り組んでいく。



グラウンドゴルフ

灘分地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みずほのくらし創り」福祉活動計画に基づいた「もちつき会」 ・ 「クリスマス会」
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「敬老会」「いこいの集い」「認知症講演会」の開催 ・ なかよし体育会への招待・交流
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、地区社協役員による「家庭訪問」活動
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治協会、町内会長、各委員会による自治振興 ・ 地区夏まつり、体育祭、文化祭、防災避難訓練の開催 ・ 消防後援会、防災委員会、交通安全協会による地域安全活動 ・ 青少年育成協議会、地域安全推進員、少年補導委員、子どもみまもり協議会、青色パトロール隊、広域交番連絡協議会による青少年育成指導 ・ 見守り巡回活動 ・ 寿会連合会 ・ 小学校PTA ・ 幼稚園や地域、家庭との連携 ・ 支援活動 ・ 地区社会福祉協議会だより、地区広報等の発行
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報なだぶん、コミュニティセンターだよりの発行 ・ 人権同和教育の啓発 ・ 文化祭 ・ 文化講演会 ・ なだぶん竹あかり ・ まちづくり学習会 ・ 地域防災学習会 ・ 地域みんなで奉仕大作戦 ・ ピンポン ・ 灘分ふるさと探訪 ・ 出雲神話 ・ 日本古来の”おもてなし” ・ SDGs ・ 平和学習会 ・ 高齢者向け運動会 ・ 高齢者の遠足、歌って笑って楽しまこい

○展望と課題

- ・ 福祉活動を支える人材の確保と養成を推進する。
- ・ 少子高齢化が進む中、地域活性化や安心安全まちづくりの具体的な方策を検討する。
- ・ 社協活動・民生委員活動の負担軽減を図る。
- ・ 向陽中学校区内の地区との連携、調和のとれた活動を推進する。
- ・ 地域づくり推進目標「心豊かで、生き生きと、活力あふれる郷土づくり」を目指すための結束した活動を推進する。



認知症講演会



クリスマス会

国富地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てサロン「くっぴい」: 当地区でも少子化の傾向があり、近所にあそび仲間がいない・子育ての悩みを話す仲間がいない等の悩みを持つ家庭も少なくない。就学前の子どもを子育て中の保護者を対象に、毎月1回子育てサロン活動をしている。 子どもと一緒に遊んだり、季節の行事を取り入れたり、おやつを作ったりと、子育て中の保護者の情報交換・交流の場、情報提供の場となっている。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロン: 高齢者の方が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべりを楽しむ。健康体操やレクリエーションを楽しむなど、和やかなひと時を過ごしている。最近の身近な話題や地区の行事の話など、会話が盛り上がりニコニコと楽しく過ごされる姿がある。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども見守り隊: 「国富青色パトロール隊」を中心に、登下校時の子ども達への声かけ活動や、地区内の巡回など、子ども達の見守り活動を行っている。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・介護者の集い ・ 子どもの居場所づくり ・ 世代間交流会 ・ 社協だより ・ 国富を元気にするウォーキング ・ その他専門部による各種事業

○展望と課題

- ・ 人口の変動は少ないが、少子高齢化時代を迎え、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増えてきている現状があり、単独世帯と夫婦のみの世帯は多数を占めている。
- ・ 地域のつながりが弱くなっている状況で、核家族化の中、学校と家庭を往復する子どもたちは、地域の多世代の「人」や、「もの」との出会いが少なくなっている。
- ・ 地域福祉を進めるには、高齢者・障がい者等が安心して暮らせるように、「ふれあい」～「ささえあい」～「たすけあい」の「三愛運動」を継続し、住民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築くことが重要である。



西田地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいサロン事業」を地区ごとに年3回程度行っている。新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止をせざるを得なかったが、体操やレクリエーション、音読など全員参加型のプログラムを取り入れて開催。 ・「ふれあい遠足」を実施。密を避けるため2回に分け、一畑薬師、本性寺、佐香(松尾)神社を訪問。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援(おたのしみ会・クリスマス会) ・クラブ活動の育成支援 ・生涯スポーツの振興 ・福祉施設との連携

○展望と課題

- ・福祉活動は裾野が広くリーダーに係る負担が大きく、分野毎に責任者を分散させたら、現状より濃密な活動ができる。
- ・民生委員が中心となっている地域社協の活動だが、協力していただけるボランティアの育成事業を進めていきたい。



ふれあい遠足

鰐淵地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ 子育て講演会
高齢者支援活動	・ 長生き健康教室:健康で長生きするための学びの場として鰐淵地区7会場で開催。 ・ 認知症予防のための研修会:県立大学から講師を招き、予防への意識を深めた。
その他住民活動	・ 敬老会 ・ サロン ・ 福祉委員研修会 ・ ヨガ教室 ・ 小学生を対象とした節分豆まき会 ・ 鰐淵ふるさとかるた大会等
コミュニティセンターの活動	・ スマホ教室:正しい使い方を学び、安心・安全な使用をする

○展望と課題

- ・ 鰐淵地区は少子高齢化が顕著で高齢化率約50%、地域によっては65%に達する。しかし、鰐淵地区内の高齢者は元気な人が多く、農業や家のまわりの管理をするなど家庭での大きな役割を持っている。
- ・ 民生委員、福祉委員を中心に福祉活動を担っており、世代交代も必要となっているが新たな担い手が不足している。
- ・ 地区内の40歳以上の独身者が多く、独身高齢者が増加している。
- ・ 地区内の若者が少なく、結婚や出生も少ない。
- ・ 今後各団体と連携しながら、さらに地域での声かけ、見守り、助け合いの活動が必要である。



健康教室



認知症予防研修会

久多美地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども食堂」運営を通じて、人々が「集う場」、「学び場」、「育む場」をつくり、「子どもたちの健やかな成長」と「地域交流」（世代間交流）を目指し活動をスタートした。 「子ども食堂 こもれびkitchen」は、スタッフ3名が作った料理を『みんなで一緒に食べよう』と毎月1回開催している。久多美地区では、約20年前に比べ約55%も児童が減少していることから分かるように、少子高齢化が進み、核家族も増えている。このことから、多忙な保護者が多くなり、児童の「孤食」や「手作りの食事を食べる機会の減少」が課題となってきた。「子ども食堂」を通して、「みんなで食べると美味しい」ことを実感してもらい、食に興味をもつことやバランスの良い食事の大切さを学んでもらう。 子ども食堂の運営に当たっては、SDGsの目標の一つにも挙げられている「つくる責任 つかう責任」の視点から、地区住民等に家庭で消費できない食材提供を呼びかけこの事業への関心と、食べ物を無駄にしない暮らしについて協力をお願いしている。

○展望と課題

- ・「子ども食堂」は低価格でバランスの良い食事を提供することに意義がある。そのためには、無償の食材提供に期待をしている。近年、公的な場所でも様々な取組をされているので最大限活用し、継続することを一番の目標としている。
- ・現在の調理スタッフは3名で、事前準備から当日の調理まですべてを行っているが、今後は地区住民等から新たなスタッフを募るなど、余裕のある活動が出来るよう支援したい。
- ・この月1回の夕食を提供する「子ども食堂」が児童、保護者に定着した後は、朝食を食べてこない（家庭でしっかりと食べられない）児童のために、朝食の提供も実施したい。



子ども食堂 こもれびkitchen

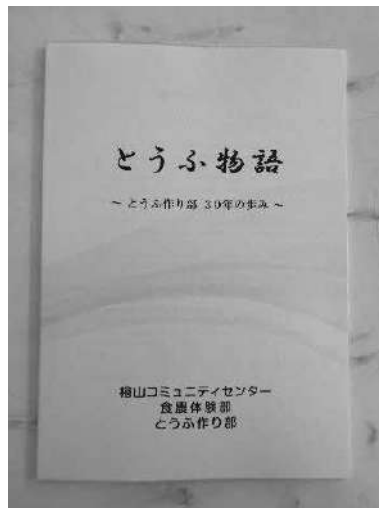
檜山地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
コミュニティセンターの活動	・ 以前から有志によるとうふ作りを定期的を実施。これは地域住民が美味しいとうふを食べて健康に暮らせるようにと開始され、その材料である大豆は地域のサークルの方々が種まきから収穫まで一連の作業を通し、完成したとうふは地区内の希望者に供給。なお、【「とうふ物語」～とうふ作り部30年の歩み～】の発刊など精力的に元気に楽しく活動している。

○展望と課題

- ・ 檜山小学校が閉校となり隣接する家庭科室でとうふ作りを実施しているものの、その建物は築60年と老朽化が進んでいる。今後の耐用年数と相談しながら檜山の伝統をなんとか絶やさず続けたい。
- ・ 作業場所の提供や作業者を増やしていくことも必要。



東地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動『子育てを楽しむ会』（月1回） ・ 子育て中の親子との交流、救急救命法講習、歯科衛生指導 ・ 子育て中の親子の情報交換と育児経験のボランティアとの交流
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿の会での健康教室 ・ 講演会又グランドゴルフ等に依る健康増進活動の開催 ・ スポレククラブ ・ 銭太鼓クラブ ・ ラージピンポンクラブ ・ 趣味充実と病気予防対策や健康応援活動 ・ 年4回発行の『おまめですか』の配布等に依る声掛け訪問の実施
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域在住中高年者による小中学生の登下校の見守り活動（東地区子どもの安全を守る会を中心に） ・ 歳末助け合い活動として、80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び80歳以上の2人暮らし高齢者世帯にお手紙を添えて品物を贈呈する（配付は民生委員に依頼）
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の若者をアドバイザーに招いてスマホ教室と世代間交流の実現を目指す（月1回、3ヶ月連続で実施） ・ サロン活動（2サロンは健康体操中心に又1サロンは歌声の集い）の閉じこもり防止と健康増進活動 ・ 介護予防教室（月2回 6か月間 県立大看護学科及び出雲市医療介護連携課と連携して実施）

○展望と課題

- ・ 地域における支え合い機能の低下が懸念されており、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立する人や制度の狭間にある問題を解決できないまま抱えている人への支援が課題となっている。
- ・ 社協、コミュニティセンターを中心に自助、互助、共助をもとに地区住民の意識改革を目指して、連帯感を高め、避難行動要支援者の災害対応も含めた地域福祉活動を進めていく。
- ・ 若い人、高齢者を問わず、世代を超えての体制づくりを目指す。



見守り活動



サロン活動

北浜地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校単位での世代間交流事業への支援：北浜小学校「さつま芋苗植えから収穫まで」、「海岸清掃と磯活動」、「北浜ぼうけん隊（地域探訪学習）」、「海苔摘み体験」など。 ・ 子育て世帯への助成金交付（令和4年度～）
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロン事業（現在6サロン。1カ所は地域自主サロン）：地区集会所での高齢者の居場所づくりと介護予防活動。活動内容は茶話会、体操、レクリエーション、保健指導、季節の行事など。 ・ 健康づくり活動：健康体操教室、認知症研修会等内容を変えて健康維持・介護予防に繋がる活動を行っている。 ・ 見守り活動：民生委員と福祉委員を中心に見守り・声掛け等を行う。また、民生委員と福祉委員の両者による情報共有や連携強化のため連絡会を開催している。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協だよりの発行、福祉委員研修会など。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンター専門部（3部）のうち、健康福祉部が自主企画事業の一環で福祉推進に関する事業を行う。

○展望と課題

- ・ 少子高齢化と過疎化が一段と進み、また新型コロナの影響による住民意識の変化も見受けられるが、地域住民がより住みやすく、幸せを感じるようなまちをつくっていくことが必要である。
- ・ 第4次北浜地区福祉活動計画を策定し、地区民が「知恵よせて みんなで築こう 北浜の郷」のスローガンのもと「青い海のように清しい福祉のまちづくり」を目指して、「福祉意識の向上による地域づくり」、「住民総参加の福祉活動による地域づくり」、「健康で暮らせる地域づくり」、「子どもたちを大切に作る地域づくり」、「高齢者に優しい地域づくり」及び「安全安心で快適な暮らしのできる地域づくり」の基本方針を定め、年次計画に沿った事業を実施し、充実と推進を図っていく。



佐香地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい広場: コミセンの桜並木を眺めてもらい、お花見会として、保育所児との交流、高齢者同士の交流を深め、生きがいと閉じこもり予防を目的として実施。 ・ 高齢者グラウンドゴルフ大会: 高齢者の健康増進と交流。 ・ ふれあい運動会: 健康増進を目的に、保育所児と競技を楽しむ。 ・ ふれあい遠足: ひとり暮らし、昼間ひとり暮らしを対象に、地区外へ出かけ、閉じこもり予防を目的とする。 ・ サロン事業: 65歳以上の方を対象。参加者24名と健康づくり推進員の協力で月1回開催。引きこもり防止及び認知症予防を目的として、レクリエーション、もの作り、外部講師を招くなど内容を工夫している。

○展望と課題

- ・ 事業を開催する施設(コミュニティーセンター)が遠く、バス・車などを利用しないと参加しづらい面がある。
- ・ 地域での高齢者福祉事業についての参画は、高齢者組織があるので協力体制は整っているが、参加する方が偏りがちとなっている。



ふれあい広場

伊野地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休業中等の児童の居場所づくり ・ 三世代交流事業:しめ縄づくり、いがもち作り、カルタ大会、ホタル鑑賞会等 ・ 伊野いち(産直市)への児童の参加・高齢者によるPTA活動支援 ・ 子育てママの会、赤ちゃん訪問 ・ 赤ちゃん誕生お祝い金贈呈 ・ 国際ワークキャンプでの児童との交流活動 ・ (プチ)わくわく広場:未就学・児童と保護者同士の交流活動 ・ 伊野バージョン:大学生、子ども、保護者等の交流活動
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症研修会 ・ 高齢者健康教室 ・ 交通安全教室 ・ 地区敬老会 ・ ひとり暮らし高齢者への慰問品贈呈 ・ 高齢者見守り活動 ・ ふれあいサロン活動 ・ 小学生とのふれあいミニ運動会
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、社協役員による慰問品贈呈 ・ 見守り活動 ・ 災害緊急時における避難支援
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策協議会、青パト隊、見守り隊、更生保護女性会、地区住民有志による児童登下校時の見守り声掛け活動 ・ 社協だより発行

○展望と課題

- ・ 人口減少、少子高齢化が進む中、持続可能な伊野をつくるため10年後の伊野将来ビジョンである「やって未来こい!ENO暮らし2030」を策定。このビジョンに則り、実動部隊の「未来こい!ネット」と連携し、地区民がお互いに支えあい助け合いながら安心して住み続けられる地域づくりを目指す。
- ・ 地理的に買物や通院に不便を感じる地域であり、高齢や障がいにより車の運転が困難になったとき、公共交通機関や代替交通手段の確保、移動販売の誘致等を考えていく必要がある。
- ・ 最近多くなってきている災害に備え、高齢者等の避難支援が適切に行える体制づくりが必要。平常時の声掛け等地域住民の連帯感を高めていくことも重要であることから、今後も民生委員や福祉委員を中心に声掛け訪問等も継続していく。



高齢者によるPTA活動支援



ふれあいサロン活動

佐田地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動:月2回 各種団体30名が通学路(9か所)で挨拶 ・ 熊鈴贈呈:町内小中学校3カ所 防犯パトロール・青少協 ・ とんど祭:町内保育所2カ所 地区社協・高齢者クラブ・JA佐田 ・ 各小中学校教員と民生委員の懇談会
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロン:10地区11グループ自主的に活動(コロナ感染状況に対応する運営サポートの一環で町内講師一覧を作成) ・ ふれあいの集い:年2回。ひとり暮らし高齢者、地区社協役員、福祉委員、民生委員が交流 ・ ふれあいレター:毎月1回 小中学生、ボランティア、福祉委員がひとり暮らし高齢者宅に見守りハガキを送る ・ 柚子味噌作り:民生委員による高齢者宅を見守り訪問 ・ 介護予防出前講座:やまゆり ・ 高齢者世帯住宅修繕:建築組合 ・ 高齢者世帯困りごと支援:くぼた錦森びとクラブ(草刈・除雪・墓回り清掃等)
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 干支開運ミニ色紙作り:やまびこ園制作(歳末たすけあい事業)
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協だより:年4回発行。 ・ 健康づくり講演会:年1回。高齢者クラブ、更生保護女性会、コミュニティセンター、地区社協の合同開催。 ・ 安心安全一斉パトロール・歳末特別警戒一斉パトロール ・ 手作り紙芝居上演(食育・防犯・いじめ防止):更生保護女性会 ・ 佐田未来ビジョン:4つの部会に分かれ地域課題を検討・対応 ・ 農村RMO事業

○展望と課題

- ・ アフターコロナにおける事業の工夫・継続・再開
- ・ 過疎高齢化に伴う高齢者世帯への見守りの強化、相談窓口の充実
- ・ 住民主体の支え合い活動の立ち上げ・人材育成・担い手確保(関係人口の創出拡大を含む)・得意分野のマッチング
- ・ 町内の福祉関係団体との連携を強化、地域課題に対する素早い対応・事業化



防犯紙芝居



ふれあいサロン

多伎地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験交流事業：折り紙教室、いもほり体験会、銭太鼓体験会、しめ縄づくりなど ・ 親子交流イベント：夏まつり、コンサート等 ・ チャイルドシートの貸出し
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り活動：ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯へあんしんカードの設置、月1回のほっとだよりの配布を兼ねた見守り訪問 ・ ふれあいサロン：町内13か所で開催 ・ 健康づくり研修会 ・ ねんりんの集い：ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に生きがいづくり研修会 ・ 認知症に関する研修会
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽スポーツ交流会（ペタンク・ボッチャ・カローリング） ・ 多伎町身障者協会への支援
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉合同研修会 ・ 男の料理教室：引きこもり防止、地域活動への参加啓発 ・ 地区社協だより発行：年4回発行、地域福祉の情報提供と活動紹介
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌：年6回発行 ・健康ウォーキング ・ 専門部による各種事業

○展望と課題

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進める。（見守り活動の継続。支え合いの地域づくり。サロン活動やイベントなど、小さな子どもから高齢者まで出かけやすい場所を提供していく）
- ・ 役員及び福祉委員の選出が難しく、安定的な運営が困難。（福祉活動の推進を担う人材育成の強化が必要）
- ・ 近年、地区内の各種団体と連携を取りながら事業を行っている（多伎地域共催団体連絡会）。今後も一層の連携を図り取り組んでいきたい。



湖陵地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ 健全育成を目的とした世代間交流：稲作体験学習支援（田植え・稲刈り・餅つき）を年間通して実施。昔あそび体験（コマ回し・あやとり・けん玉）
高齢者支援活動	・ 敬老フェスティバルの開催（年1回9月開催） ・ 認知症予防研修（絵手紙教室を年1回開催） ・ 高齢者見守り活動：80歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者夫婦のみ世帯を対象にハガキを年2回送付。また、12月には80歳以上のひとり暮らし高齢者宅に手作りの赤飯を届け、見守り、声かけを実施
その他住民活動	・ 広報活動（年2回7月・3月に地区社協だよりを発行）：地域福祉活動の推進、地区社協や他団体の活動を発信する。
コミュニティセンターの活動	・ コミセン専門部の福祉部では、認知症理解の為の寸劇を作成し、福祉フォーラムにて発表。認知症になっても地域で生き生きと生活できる町づくりを目指す。

○展望と課題

- ・ 高齢化が進む地域であり、福祉委員等の役員選出も困難になっている。今後の湖陵地域を担うリーダー育成が必要である。
- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増えている現在、助け合いの場を作り、自助、公助、共助の三本柱が充実した組織作りが急がれる。
- ・ 地域の人が自由に集まり、寛げるような場所作りを実現したい。たとえばコミュニティカフェや認知症カフェの開設。（コミュニティセンターの福祉部が主となって、認知症カフェの立ち上げを目指している）



杵築地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ 子どもの遊び場新設及び補修事業：毎年度、1～2町内会で遊具の修理、塗装の塗替えを行っている。
高齢者支援活動	・ 高齢者手打ちそば教室：毎年度、高齢者を対象に全5地区で手打ちそば教室を開催し、約100名の参加がある。 ・ ふれあいサロン活動：各町内を中心に研修会や茶話会等を実施している。
その他住民活動	・ 制服譲渡会：制服が不要になった人から必要としている人へ渡れば、少しでも保護者の経済的負担軽減になるとの考えから大社小学校・大社中学校の制服を譲ってもらい、無償制服譲渡会を開催すべく制服を集めている。 ・ 福祉活動委員研修会：年度当初に福祉活動委員の研修会を兼ねた研修会を実施し福祉活動推進事務等についての理解を深めている。 ・ 福祉座談会：年度末に各地区ごとに、地区の福祉活動についての講演会を含めた意見交換や情報交換を行っている。 ・ 杵築地区社協だより「きづき」を年2回発行している。
コミュニティセンターの活動	・ 「介護予防教室白うさぎ」、「生涯現役の会」の共催事業を共同で実施し助成している。

○展望と課題

- ・ 社会福祉とは、高齢者のみならず、児童、障がい者の弱者の方々に対する支援、援助と幅広い活動が必要であるが、現在の活動がそれぞれの方々が必要としている支援になっているのか思考しながら実施している。
- ・ 「ふれあいサロン活動」など各町内を中心としたフェイスtoフェイスの付き合いが、地域のつながりや支えあいをつくる。
- ・ 大社小学校、大社中学校の校区であり、制服を着用していることからリサイクルや経済的負担軽減の想いから無償制服譲渡会の取組を進めており、年間を通しての大きな活動になっていると考える。



高齢者手打ちそば教室



福祉活動委員研修会

荒木地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ 児童遊園地の補修整備 ・ 登下校時の見守り
高齢者支援活動	・ 高齢者ひとり暮らし世帯等の見守り声かけ活動 ・ 認知症予防についての講演会 ・ ふれあいサロン 各町内単位 ・ 回想法研修 4団体(年間通して月1~2回実施)
障がい者支援活動	・ 見守り、声かけ活動 町内単位で実施
その他住民活動	・ 広報紙の発行(年2回全世帯配布) ・ 三世代交流事業(町内単位) ・ 小学校、児童クラブとの交流等
コミュニティセンターの活動	・ 3.11メモリアルウォーク ・ 地域各サークル毎の作品展の開催 ・ 各講座の活動状況の紙上発表 ・ あらきプレイランド設置(キッズスペース)

○展望と課題

- ・ 新型コロナウイルスが蔓延し、なかなか終息したと言えない状況の中ではあるが、今できることから実行していくことが重要である。特に、地域のコミュニティが希薄になっている中で、見守り、声かけ活動を重視していくことを一番の課題としている。それには、地域の各種団体(特に民生委員・児童委員)と連絡を密にし、協力体制を強化することが大切である。(年2~3回、福祉座談会の実施等)
- ・ 全国的に、少子高齢化、ひとり暮らし世帯・ひとり親世帯の増加、ヤングケアラーの問題等さまざまな課題が山積し、地区にも大なり小なりその波が押し寄せていると思われる。地域住民が支え合い、協力し合って乗り越えていかねばならない課題である。
- ・ あらゆる課題解決に向けて、地域福祉団体組織として何ができるか、何をすべきか、知恵を出し合い進んで行きたい。



学生と認知症研修



あらきプレイランド
(小さな子どもたちの遊び場)

遙堪地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園地の補修整備 ・ 幼児サークル、にこにこサークル活動補助 ・ 子供の居場所づくり、ようかんなかよし教室 ・ 新生児誕生祝金事業
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老事業 ・ 各地区でのサロン活動 ・ 高齢者ふれあい交流遠足
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買物・家事代行サービス事業 ・ 寄せ植え講座 ・ 広報誌の発行 ・ 敬老事業に合わせてメッセージカード作り ・ 福祉委員研修会
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流餅つき

○展望と課題

- ・ 少子高齢化により、核家族や高齢者のひとり暮らしの世帯が増えており、近隣との関係が希薄化しつつある。
- ・ 福祉活動委員だけでなく、住民全体で福祉活動の意識を高めることにより、人との繋がりを大切にしたい、助け合いのできる安心安全な住みよい地域づくりを目指していきたい。



幼児サークル



わくわく広場

日御碕地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園地の補修整備 ・ 日御碕子ども安全見守り隊活動 ・ みさきっ子の成長を祝う会
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り声かけ活動 ・ たすけあいチームでの福祉座談会 ・ 三世代交流活動 ふれあいサロン(年24回) ・ 健康運動教室(年24回) ・ 敬老会 ・ 手紙ボランティア(地区在住小学生)
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り声かけ活動(町内単位で実施)
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ボランティア養成講座
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミセン活動の参加者が地区でいろいろなボランティア ・ 小学生によるひとり暮らし高齢者のお宅訪問 ・ 学校支援ボランティア ・ 中高生ボランティア活動 ・ 認知症についての研修会

○展望と課題

- ・ 人口減少、少子高齢化が顕著に進行しているなかで、無理なく、効果的に「福祉のまちづくり」を進めていくための検討が必要である。
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、昼間ひとり暮らし高齢者世帯の見守りをより一層強化する必要がある。
- ・ 地区内にある各種団体と連携を取りながら、地区社協の役割を果たしていく必要がある。
- ・ 円滑な福祉活動を行うためには、引き続いての安定した財源の確保が必要である。



「ふれあいサロン」参加者のみなさんによる
「ウェディングドレスでファッションショー」

鶉鷺地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地区は鶉峠地区と鷺浦地区から成り、市内でも高齢化率が進む地域の一つであるが、町内会加入率はほぼ100%の強い絆で結ばれているのが特徴。旧鶉鷺小を中心として、子どもたちのためならば何を差し置いても駆けつける共通認識が地域を一つにまとめていたことが大きな要因である。閉校とともにその気概は薄れてきたが、地域のためならばの思いは依然として強いものがある。 ・ サロン活動は両地区ごとに毎週水曜日と木曜日に実施。活動時間は9:30~11:30の2時間。外部講師を招いてストレッチなどの軽体操やゲーム感覚を取り入れた諸活動・歌集によるコーラストタイムなどを行う。コーラスは民謡から歌謡曲や童謡に至る様々なジャンルの曲をお腹の底から大合唱することで、健康維持に役立っている。 ・ ひとり暮らし高齢者が増加しているが、当サロン活動が安否確認の一助を担っている。休憩時の茶話会は貴重な情報交換の場にもなっており、何気ないやりとりが警察による特殊詐欺被害防止に関する講演会に発展した。 ・ コロナ禍の緊急事態宣言発令中は活動を一時中断したが、解除後は感染防止策を十分に講じていち早く再開するなど、工夫しながら実施している。 ・ 日頃は両地区で別々に活動しているが、四季の折々に触れて花見会など合同で開催することもある。また、コミュニティセンターの諸活動を通しての交流もしている。

○展望と課題

- ・ 当地区は梅雨末期の集中豪雨に見舞われ、一時避難所に希望するひとり暮らし高齢者を避難させる対応を取った。初めての開設であったが幸い人的被害は無く、毎年度継続する防災避難訓練の成果の現れとの検証や反省意見が寄せられた。今後も継続して、災害時避難行動要支援者の確認と更新を行う必要がある。
- ・ ひとり暮らし高齢者へ元気で笑顔溢れる生活を過ごしてもらえる高齢者サロン活動をおこなう。
- ・ 「情報交換」と「安否確認」をキーワードとして、サロン活動がさらに活発となるよう支援するとともに、人生百年時代を迎え、ますます健康で長寿を楽しむ日々への誘いとなるよう創意工夫を模索して行きたいと考えている。



ふれあいサロン活動



茶話会の様子

荘原地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流しじみ採り:園児(年長組)と地元しじみ漁師、社協スタッフが宍道湖でしじみ採りを行い、特産大和しじみや宍道湖の生き物(宍道湖七珍)、環境について学びながら世代間交流を図る。 園児たちへの説明資料のイラストを斐川東中学校美術部の生徒に制作依頼するなど、幅広い交流の仕組みづくりを目指している。 ・ 世代間交流しめ縄作り:年末の伝統行事の継承と世代間交流を目的に、荘原小学校PTAと共催で、地元の達人(高齢者)の指導を受けながら、親子で正月飾りを作り家庭で飾りつける。地区内の幼稚園、保育園にも出向いて、しめ縄作りを通して園児たちとの交流を図っている。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい交流会:介護施設利用者と地元高齢者が、花見、笹巻作り、そば打ち、しめ縄作りなど年6回程度開催し、高齢者間の交流を促進し地域の絆を深めている。 ・ 敬老会:75歳以上の高齢者に贈呈するお祝品に、荘原小学校及び斐川東中学校の児童生徒全員が書いたメッセージカードを同封し、地域ぐるみで長寿をお祝いし地域間の絆を深める。(年2~3回)

○展望と課題

- ・ 当地区は世帯数が増加傾向にあるが、高齢化と自治会加入率の低下が顕著になってきている。
- ・ 福祉事業を進める上で、自治協会やコミセンとの連携は重要であるが、自治会未加入が多くなれば漏れが出てくる事が考えられる。地域全体で対策を考える必要がある。
- ・ 福祉活動をさらに推進するために、自治協会、コミセン、学校、福祉施設、各種団体などと交流をさらに深め、「住んで良かった町」「住みたい町」を目指す。



世代間交流しじみ採り



世代間交流しめ縄作り

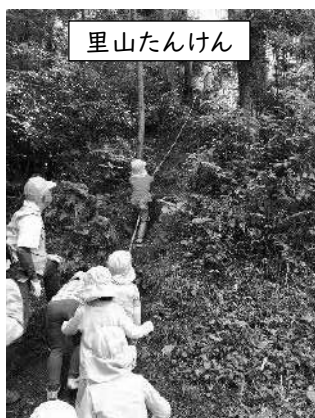
出西地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童へのお祝い事業:新入学児童へ図書カード贈呈 ・ 子育てサロン:未就学児童とその家族を対象とした集いの場 ・ 里山たんけん活動:地区内の幼稚園児、保育園児に里山遊びの機会を提供 ・ 世代間交流事業:地域住民の世代間交流 ・ 伝統文化事業:親子での出雲五色天神作り ・ 遊び場補修:老朽化した遊具の補修、安全な遊びの場の提供
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出西地区高齢者の集い(敬老会)の開催 ・ ふれあいサロン事業:地区内8サロン
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいがある人と高齢者の交流事業:軽スポーツや音楽などで交流を図る
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども見守り隊(青パト隊を含む):登下校時の声かけ、見守り ・ 水源地ふれあいの会:地区住民全体の交流活動
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌の発行:年4回発行。月例版発行 ・ 出西健康ウォーク:ウォーキングを通じた健康増進 ・ 出西わくわく教室:子どもを対象とした地区住民講師による生け花教室、茶道教室、おはなし会 ・ 年4回、季節に応じた自然体験活動

○展望と課題

- ・ 世帯数の増加に伴い、自治会未加入世帯の増加が予想される。
- ・ 子育てに不安を抱える人が多い。継続して子育てサロンなど相談する場や集える場を提供することでの孤立感解消。
- ・ 福祉活動の推進を担う人材育成のため、定年退職者への地域活動への参加促進。
- ・ 地区住民が手を取り合い、安心安全で明るく住みよい地域づくりを推進。
(参考)平成28,29年度の出雲市同和教育研究指定事業の際、実施したアンケートでは関心を持っている人権問題として「子どもに関する問題」が35.0%でトップとなっている。



阿宮地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	・ ミニまめっこルーム：子育て支援と親子のふれあいの場として年4回（3か月に1回）開催。
高齢者支援活動	・ ふれあいサロン：毎月1回、概ね75歳以上の在宅高齢者対象。 ボランティアによる手作り昼食を提供。 ・ 小地域サロン（平成会、はつらつサロン）：毎月1回、在宅高齢者を対象に自治会公民館で活動 ・ 敬老会：75歳以上の高齢者を対象に実施。
その他住民活動	・ 青色防犯パトロール：パトロール隊員が活動計画に基づき実施。 ・ 子ども教室：夏・冬の長期休業期間中に、幼稚園児や児童を対象に開催。川遊び、ものづくり、地区内クラブとの交流等。 ・ 阿宮の健康を守る会：早朝健康ウォークや健康のつどいを開催し、住民の健康に対する関心と意識の高揚。 ・ 自治会活動：各自治会主催でグラウンド・ゴルフ、ウォーキングなどの健康づくり活動を実施。 ・ 環境美化活動：地区内のゴミ拾い、草刈り等の環境整備、リサイクル活動（アルミ缶回収） ・ 地域ささえ合い研修（地区社協）
コミュニティセンターの活動	・ スポレク祭 ・ ラジオ体操 ・ 盆踊り大会 ・ 文化祭 ・ 早朝健康ウォーク ・ 健康のつどい ・ グラウンドゴルフ大会 ・ カローリング大会 ・ 料理教室 ・ 各専門部研修及び先進地等視察 ・ 文化講演会等

○展望と課題

～顔が見える 声が聞こえる地域づくり～

- ・ 少子高齢化の進行に伴うひとり暮らし高齢者及び核家族が年々増加している。
- ・ 次代を担う児童・青少年に対し、心豊かにたくましく自身をもって生き抜くことができるように育成するとともに、在宅高齢者が生きがいを持ち、安心していきいきと生活できるように地域での支え合いと介護予防に取り組む。
- ・ 災害のない地域づくりの為に防災対策の充実を図り、地域住民が連帯感とふれあいの心を培い、明るく住みよい、郷土への誇りと愛着を持てるような魅力ある郷土づくりを推進する。



早朝健康ウォーク&ふるさと教育
「武部峠の歴史」



子ども教室「川遊び」

伊波野地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none">・ 当地区は住民の1割以上が外国人住民であり、人口・世帯数共に増加中。多文化共生社会の実現を図るため、数年前から多文化理解や多文化事業に取り組む。昨年度は「キャッサバ芋について学ぶ」をテーマにキャッサバ芋の苗植えと試食会を開催。・ 参加者募集チラシを外国語（英語・中国語・ポルトガル語）に翻訳し配布したところ、ブラジル人の方が7人参加し、日本人8人と一緒に活動した。キャッサバ芋料理は、日本人にも食べやすくアレンジしたものもあり、みんなで感想を言い合いながら試食した。活動の後には、互いに言葉を交わして交流を深めることができ、多文化共生社会の一步を踏み出す一助となった。

○展望と課題

- ・ 当地区は人口が増加している一方で自治会への加入世帯が減少し、新しく福祉活動の担い手となる人材の掘り起こしがしにくい状況。
- ・ 多文化共生活動については外国人への事業周知のための手段が分からず、手探り状態で進行している。
- ・ 今後、チラシだけではなくSNSを活用して地区住民に対し地域福祉活動について啓発していくことも検討している。



直江地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピノキオの会や直江地区青少年育成協議会等のスタッフによる小学生日帰りキャンプ ・ 自然体験 ・ スイカ割り ・ 世代間交流 ・ 直江絵手紙の会による小学生を対象とした夏休み絵手紙教室 ・ 直江一式飾り保存会員の指導で、小学生がミニ一式飾り作製 ・ 同じく中学生といっしょに移動式枠に一式飾りを作製し、病院等の施設に移動展示
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロンを月1回開催。コロナ禍で小学生との交流が減少。本物のアジサイを見ながら色塗り。 ・ 直江健康づくりの会による健康に関する講演など。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直江絵手紙の会による小学校支援学級生徒に絵手紙指導。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者慰霊祭。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「コミュニティセンター報なおえ」年5回発行。 ・ 7月 なおえ夏祭り開催。10月 なおえ文化祭開催。 ・ 地域活性部 9月なおえ花いっぱい活動。 ・ 総務部 9月なおえふるさと探訪。 ・ スポーツ・レクリエーション部 10月なおえ健康ウォーク。 ・ 健康・生活部 12月寄せ植え教室。 ・ 高齢者・子ども支援部 1月子どもスケート教室。

○展望と課題

- ・ 人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯や空き家の増加、自治会や介護の担い手不足等、課題ばかりで展望が難しい。
- ・ コロナで行事や会合等が中止になり、いろいろな団体も無難な中止を選択してきた。今後、地域で福祉活動をする場合、通常マスクと消毒そして体温測定を感染予防策としているが、感染するかもしれないという不安はある。しかし活動を積み重ね不安を少しずつ解消していくかれないと考える。



久木地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中部小学校、幼稚園、保育所の子どもたち対象にサヒメル、さんべ森林公園で野外体験交流を企画、島根の魅力たっぷり自然を体験。 凧作り、餅つき交流会。西中学校ボランティアの子ども達と餅つき、高齢者宅訪問、餅配布。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設訪問、野外の窓ふき清掃、奉仕活動。 ひとり暮らし高齢者への鉢花配布。
障がい者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人「桑友」との軽スポーツを通じた交流活動。 (1回/月:軽スポーツひさぎ)
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい地域の交流会。 久木地区戦没者慰霊平和祈念式を開催。 地区文化祭、同和問題、文化祭の各組織(災害対策環境保全、人権同和、自治協会)等にスタッフとして参加。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間中にコミュニティーセンターカレッジ、体験教室を開催し、学習支援やモノづくり等の体験。 健康、高齢者福祉、文化、子育て、災害対策に関する講演会や研修会を開催。 自治会加入の75歳以上を対象とした赤飯贈呈、祝い歳を祝う敬老事業。 ふれあいサロン:久木なごみ会の開催(1回/月)

○展望と課題

- ・ 支え合い研修会の開催で地域の皆様から、子どもの見守り、居場所づくり、高齢者の支援等のネットワーク作りの必要性について、意見や課題がある。
- ・ 災害時に要支援者の援助や声かけ等についてまた地域住民の災害時避難体制の仕組みづくりが望まれる。



出東地区

○地域福祉活動の状況

活動	内容
子育て支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんサロン：毎月開いて相談を聞くと共に、母親同士のつながりも持てるように支援している。 ・ 世代間交流：小学校、子ども園、介護施設が隣接していることから、小学生の施設への訪問、子ども園児、施設入所者と芋植えなどを通して世代間交流を図っている。
高齢者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングクラブ：ウォーキング交流会により高齢者健康増進を図ると共に、地元の大黒山ファミリー登山などで地区の子どもたちとの交流を深める活動を実施している。 ・ 介護者の集い：介護者の皆さんの気分転換や情報交換を目的として計画している。「ひとり暮らし世帯等への歳末訪問」も実施している。
その他住民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の見守りあいさつ運動：登下校時の声かけ、あいさつ運動、見守り活動を実施している。 ・ 自主防犯パトロール活動：地区住民による安全見守り活動を実施している。
コミュニティセンターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいサロン：高齢者ふれあいサロンを実施している。コロナの感染が収束していけば「世代間交流餅つき大会」地区の子どもと高齢者との交流事業を計画している。

○展望と課題

- ・ 多世代同居家族が多いためひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は比較的少ない地区だが、少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者は増加している。また、団塊の世代の高齢者世帯が急増しており、高齢者支援活動の充実とともに、活動内容の検討が必要となる。
- ・ コロナの感染の収束を願いながら多世代同居の地域特性を生かした世代間交流子育て支援事業の充実へ向け、地区全体での取組が必要である。



資料編

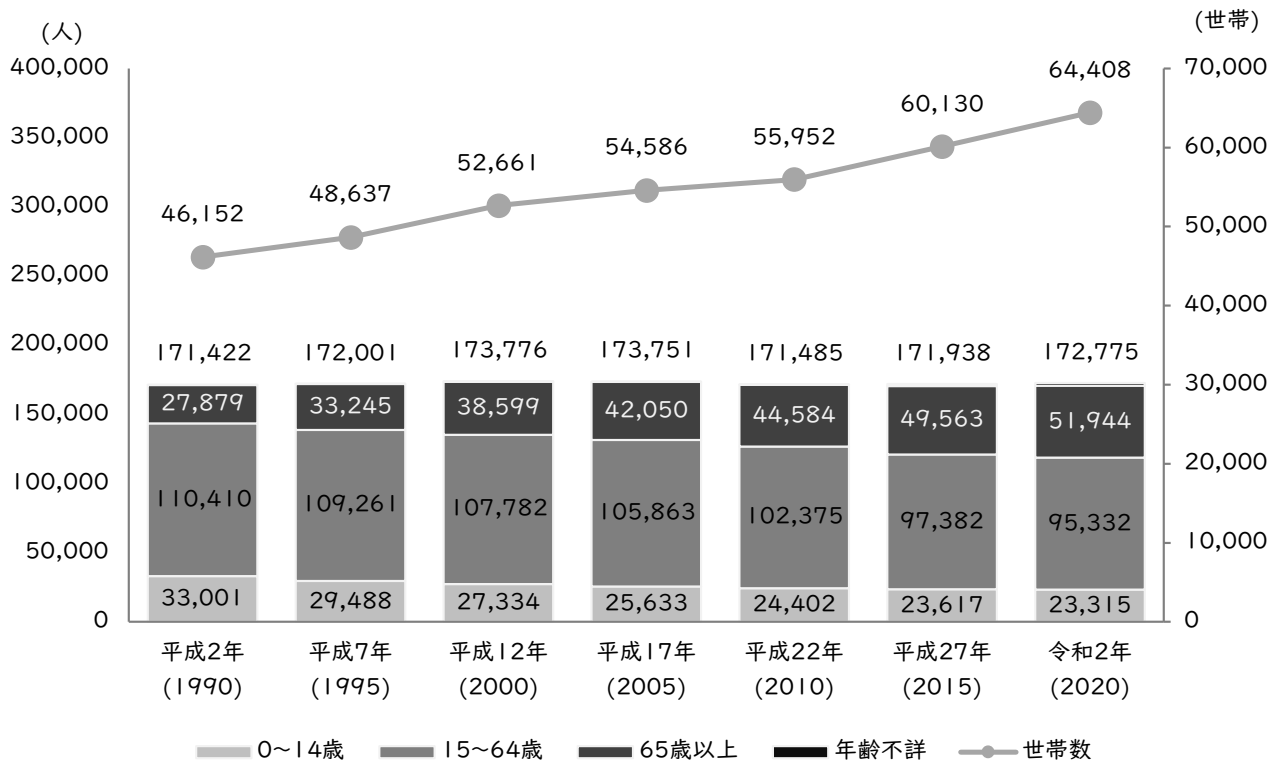
資料1. 統計データ

1. 人口・世帯数

本市の人口は、平成12年(2000)の約17万4千人がピークとなっていますが、平成22年(2010)以降増加傾向にあります。

世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年(2015)には6万世帯を超えました。

人口の増減に比べて世帯数増の割合が大きく、世帯当たりの人数は減少しています。



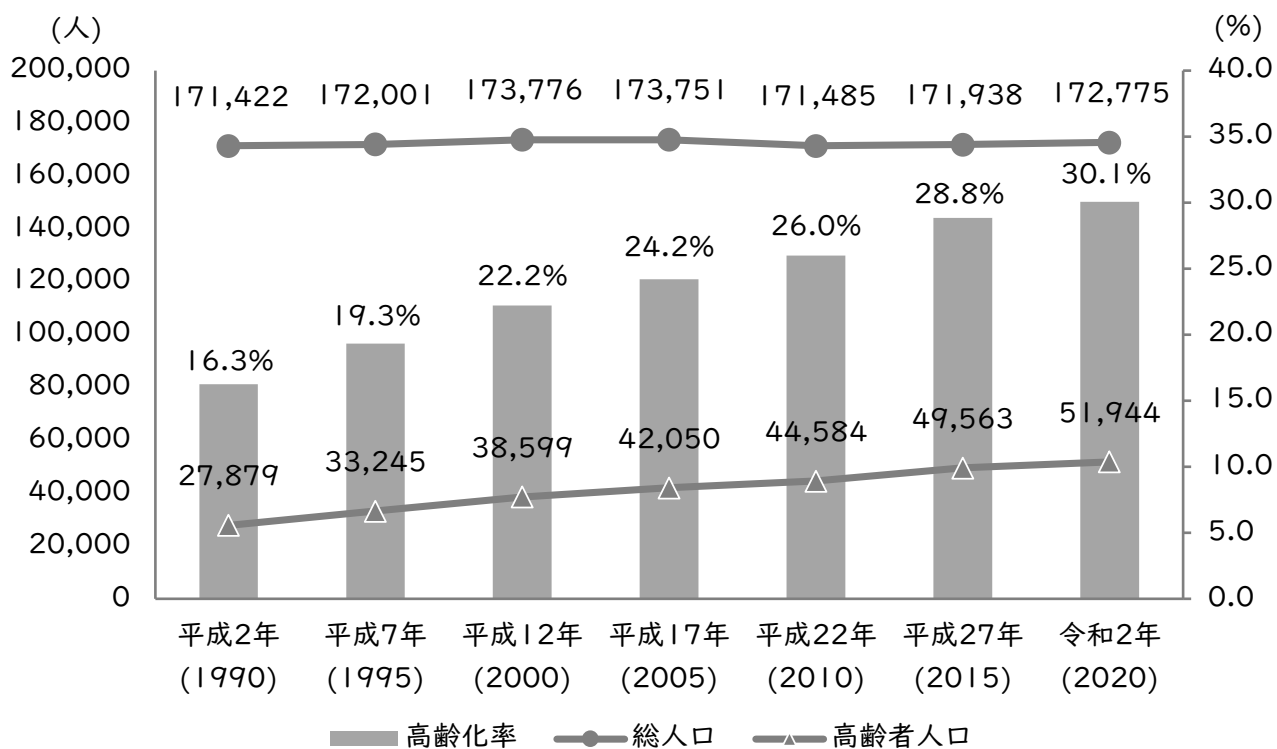
資料：国勢調査 各年10月1日現在

2、高齢者

本市における高齢化率は一貫して増加しており、令和2年（2020）には30%を超えており、総人口約17万3千人のうち、約5万2千人が高齢者という状況です。高齢化率については、今後も増加することが見込まれます。

高齢者のみの世帯数も一貫して増加しており、特に高齢者の1人暮らし世帯の増加割合が大きくなっています。

■高齢者人口・高齢化率



資料：資料：国勢調査 各年10月1日現在

■高齢者世帯数

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総世帯数	60,916	48,637	52,661	54,586	55,952	60,130	64,408
高齢者夫婦世帯数	2,270	2,905	3,939	4,681	5,186	6,290	7,042
高齢者1人暮らし世帯数	1,556	2,038	2,662	3,304	3,832	5,037	5,913

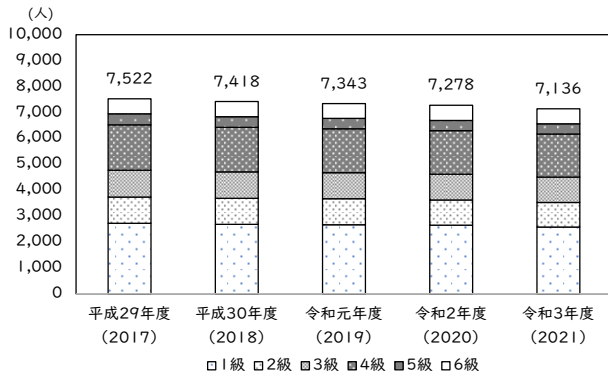
資料：国勢調査 各年10月1日現在

3、障がい者

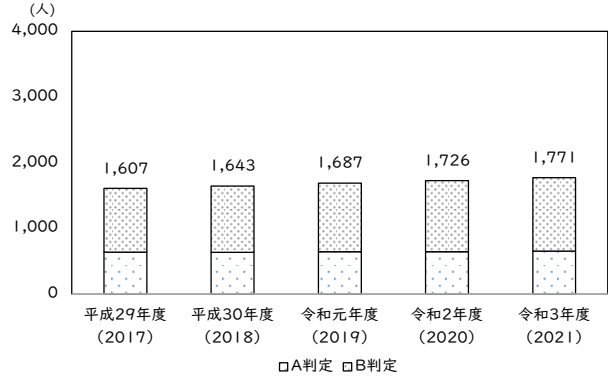
本市では、身体障がい者手帳の所持者は減少傾向にあり、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

身体障がい者手帳の所持者は、65歳以上の高齢者が多くなっています。

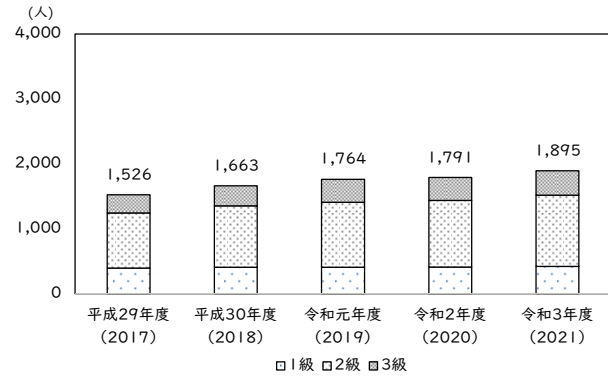
■等級別身体障がい者手帳所持者数



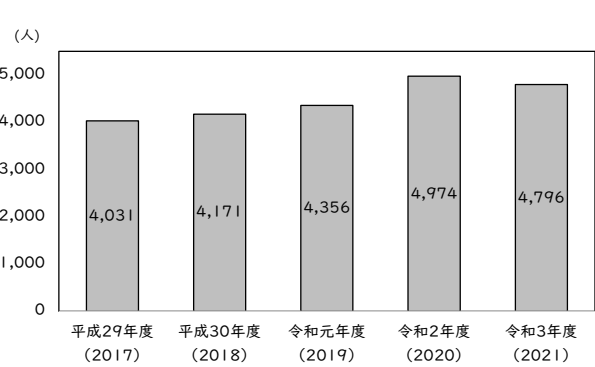
■等級別療育手帳所持者数



■等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



■自立支援医療(精神通院)受給者数



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要 各年度末時点

■年齢区分別障がい者手帳種類別所持者数

	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	合計
身体	112	1,380	5,644	7,136
療育	263	1,244	264	1,771
精神	80	1,391	424	1,895

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要 令和3年度(2021)末時点

■障がい支援区分認定状況

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
区分1	18	16	14	13	13
区分2	123	112	126	150	151
区分3	268	252	239	237	231
区分4	196	191	188	190	192
区分5	169	177	187	186	194
区分6	233	237	244	245	259
合計	1,007	985	998	1,021	1,040

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度末時点

■障がい福祉サービス支給決定状況

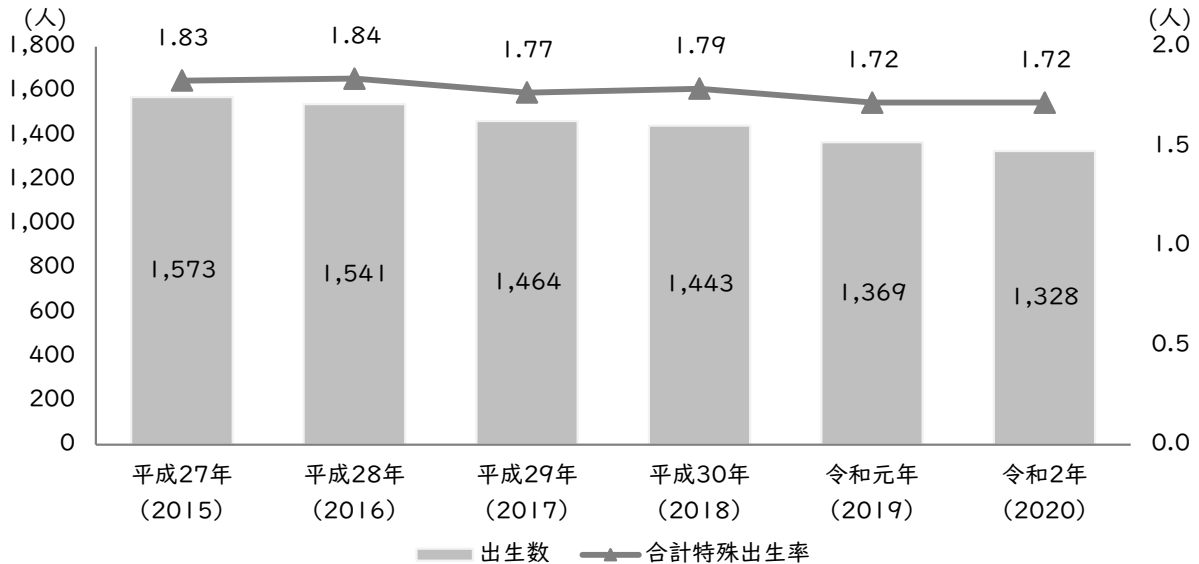
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
居宅介護等	404	384	384	402	387
生活介護	506	496	496	513	525
自立訓練(機能訓練)	8	8	5	5	6
自立訓練(生活訓練)	24	27	41	32	18
就労移行支援	46	41	46	26	32
就労継続支援A型	51	53	52	52	50
就労継続支援B型	543	578	575	633	704
就労定着支援	0	0	6	11	21
児童発達支援	91	86	91	70	76
放課後等デイサービス	277	306	319	353	357
保育所等訪問支援	152	129	133	83	70
短期入所	241	249	250	229	223
療養介護	57	58	58	52	51
共同生活援助(グループホーム)	187	189	189	208	216
施設入所支援	295	288	288	289	294
宿泊型自立訓練	4	8	8	6	7
自立生活援助	0	0	8	15	16
計画相談支援	1,412	1,450	1,456	1,535	1,606
地域移行支援	7	4	3	3	4
地域定着支援	73	70	72	85	91
障がい児相談支援	377	404	426	436	444

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度末時点

4、子ども

本市における出生数は、全国的な出生数の減少に伴い、平成27年(2015)の1,573人から令和2年(2020)は1,328人に減少しています。合計特殊出生率は、やや減少傾向にあります。

■出生数・合計特殊出生率



資料：【出生数】人口動態調査、【合計特殊出生率】出雲市調べ 各年実績

■母子・父子世帯数

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
母子世帯数	503	517	619	772	811	878	855
父子世帯数	63	66	65	80	90	75	71

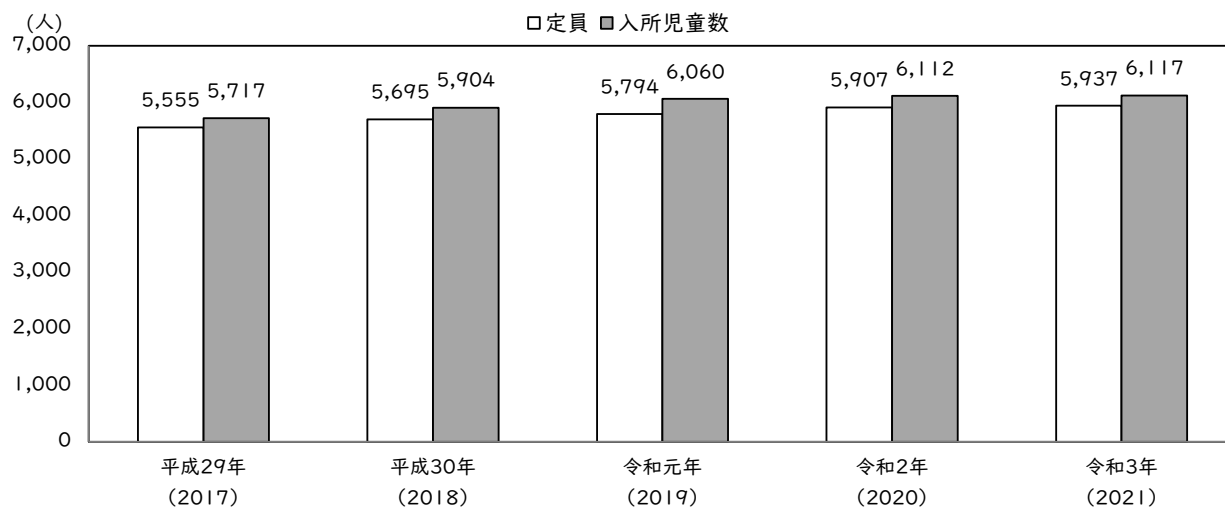
資料：国勢調査 各年10月1日現在

■児童相談件数

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	
児童相談	179	97	91	82	138	
養育力不足	169	75	76	72	118	
児童虐待	計	10	22	15	10	20
	身体的	3	3	2	2	7
	性的	0	0	1	0	0
	心理的	0	4	3	3	10
	ネグレクト	7	15	9	5	3

資料：出雲市子ども政策課調べ 各年度実績

■保育所の定員・入所児童数



資料:出雲市保育幼稚園課調べ 各年5月1日現在

■待機児童数

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
4月1日時点	78	3	0	0	1
10月1日時点	33	7	3	4	1

資料:出雲市保育幼稚園課調べ 各年度記載時現在

5、健康

65歳の方が何らかの障がいのために要介護状態（要介護度2以上）になることなく、健康で自立した生活を送ることができる期間である65歳平均自立期間は、男性18.29年、女性21.35年となっています。また、本市における平均寿命は、島根県及び全国より長くなっています。

自死者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

■健康寿命

男性	①65歳平均自立期間	②65歳平均要介護期間	①+②65歳平均余命
出雲市	18.29	1.85	20.14
島根県	18.16	1.72	19.88
全国	—	—	19.97
女性	①65歳平均自立期間	②65歳平均要介護期間	①+②65歳平均余命
出雲市	21.35	3.46	24.81
島根県	21.36	3.38	24.74
全国	—	—	24.88

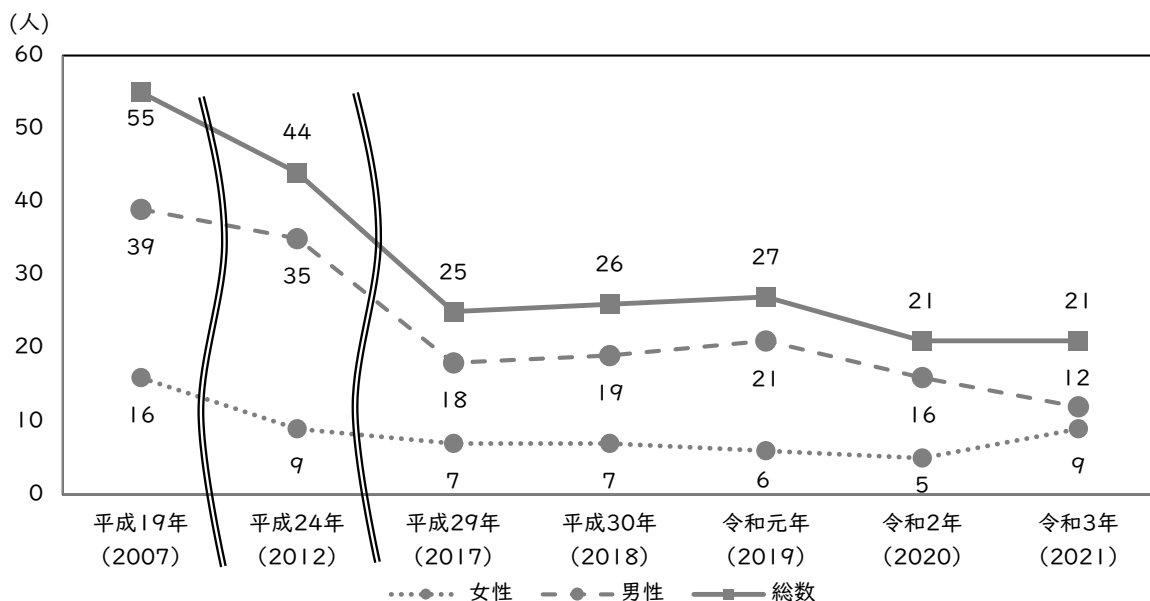
資料：島根県健康指標データシステム
 【出雲市・島根県】平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値 【全国】令和2年(2020)

■平均寿命

	男性	女性
出雲市	81.99	88.08
島根県	81.24	87.70
全国	81.56	87.71

資料：島根県健康指標データシステム
 【出雲市・島根県】平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値 【全国】令和2年(2020)

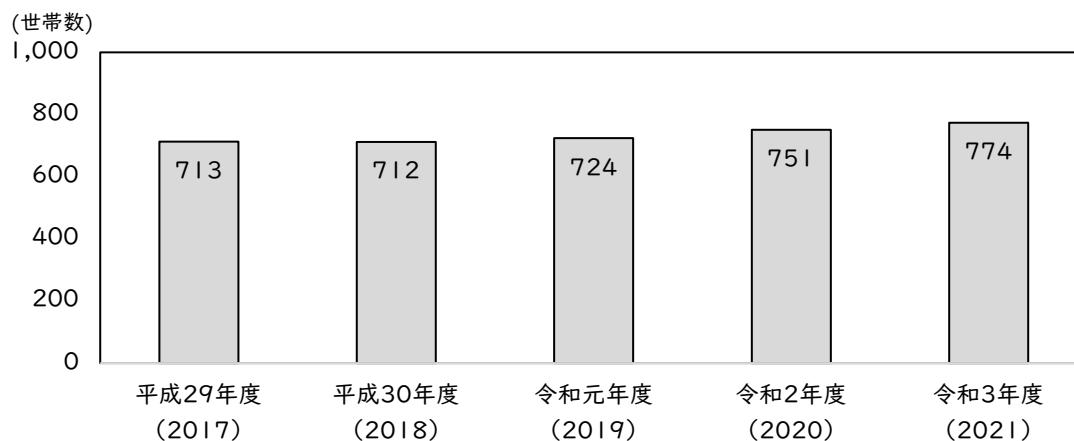
■自死者数



6、生活保護

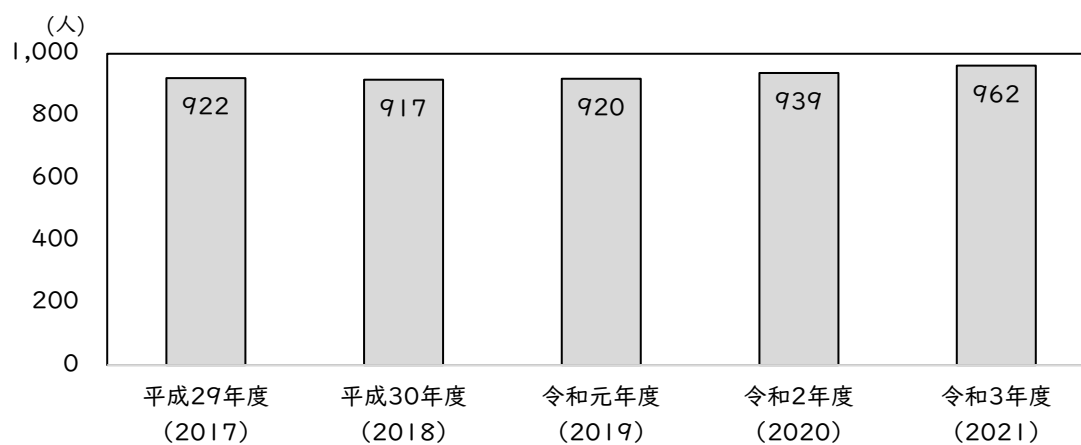
本市においては、生活保護世帯数、生活保護人員数（生活保護者）とも増加傾向にあり、令和3年度（2021）の平均では774世帯、962人（1.24人／世帯）となっており、1人暮らし世帯が多くなっています。

■生活保護世帯数



資料：出雲市福祉推進課調べ ひと月における被保護世帯数の年度平均値

■生活保護人員数



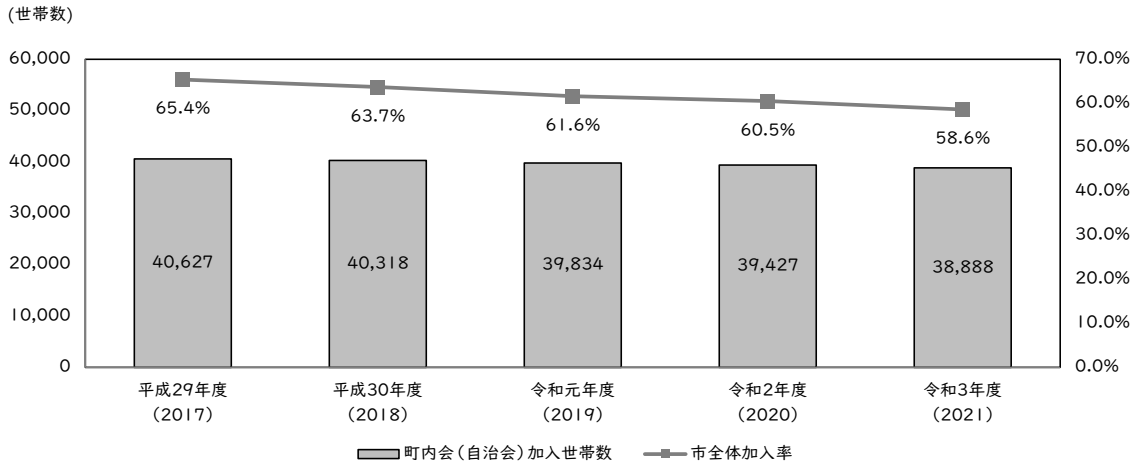
資料：出雲市福祉推進課調べ ひと月における被保護人員の年度平均値

7、地域

本市における町内会（自治会）加入率は年々低下しており、令和3年度（2021）は58.6%となっています。地域により加入率の差が大きく、佐田・多伎地域が特に高く、出雲・斐川地域が特に低くなっています。

また、民生委員・児童委員は、支援が必要な方の相談対応や見守り、関係機関へのつなぎなどの相談支援、自主活動や地域行事への参加など、地域福祉活動の推進に非常に重要な役割を果たしています。

■町内会（自治会）加入率・加入世帯数



資料：出雲市自治振興課調べ 各年度4月1日現在

■地域別町内会（自治会）加入率

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
出雲地域	55.8%	53.8%	51.7%	50.7%	49.0%
平田地域	81.6%	81.0%	79.4%	78.5%	77.5%
佐田地域	89.6%	88.4%	89.3%	89.0%	88.2%
多伎地域	90.7%	90.3%	89.2%	87.8%	85.5%
湖陵地域	85.8%	85.4%	82.6%	80.1%	79.5%
大社地域	82.4%	81.0%	80.5%	79.9%	79.1%
斐川地域	67.4%	65.2%	62.5%	60.8%	57.5%

資料：出雲市自治振興課調べ 各年度4月1日現在

■民生委員・児童委員及び主任児童委員活動実績

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	3,647	3,809	3,435	3,376	3,712
	障がい者に関すること	566	645	608	440	491
	子どもに関すること	2,649	2,628	2,102	1,457	1,786
	その他	2,345	2,188	2,026	1,754	1,801
	計	9,207	9,270	8,171	7,027	7,790
その他の活動件数	調査・実態把握	4,550	4,854	3,790	3,463	3,534
	行事・事業・会議への参加協力	15,082	13,946	12,880	6,854	7,958
	地域福祉活動・自主活動	18,745	20,765	19,593	17,322	19,593
	民児協運営・研修	13,384	12,929	13,717	10,906	12,639
	証明事務	1,132	976	858	963	960
	要保護児童の発見の通告・仲介	126	102	56	60	131
	計	53,019	53,572	50,894	39,568	44,815

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度実績

資料2. 市民アンケート調査結果

調査実施時期	平成29年度(2017)～令和3年度(2021)の6～7月
主な調査内容	福祉関連施策の満足度・重要度、日常生活での困りごと 地域福祉活動、地域活動や近所づきあい
調査対象者	出雲市在住の18歳以上(平成29年度(2017)、平成30年度(2018)は20歳以上)の方から毎年度1,500名を無作為抽出
回答率	38.2%(5年間平均)

各グラフにおける年度表記：H29=平成29年度(2017)、H30=平成30年度(2018)、R1=令和元年度(2019)、
R2=令和2年度(2020)、R3=令和3年度(2021)

1. 日常生活における幸福度

“生きがいがありますか”以外の項目については、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が「そう思う」と回答した割合がやや増加しています。

「あまりそう思わない」及び「思わない」と回答した割合を合わせると、全体の10-20%程度が、日常生活、社会生活ともに幸福や満足を感じていない結果となっている傾向が続いています。



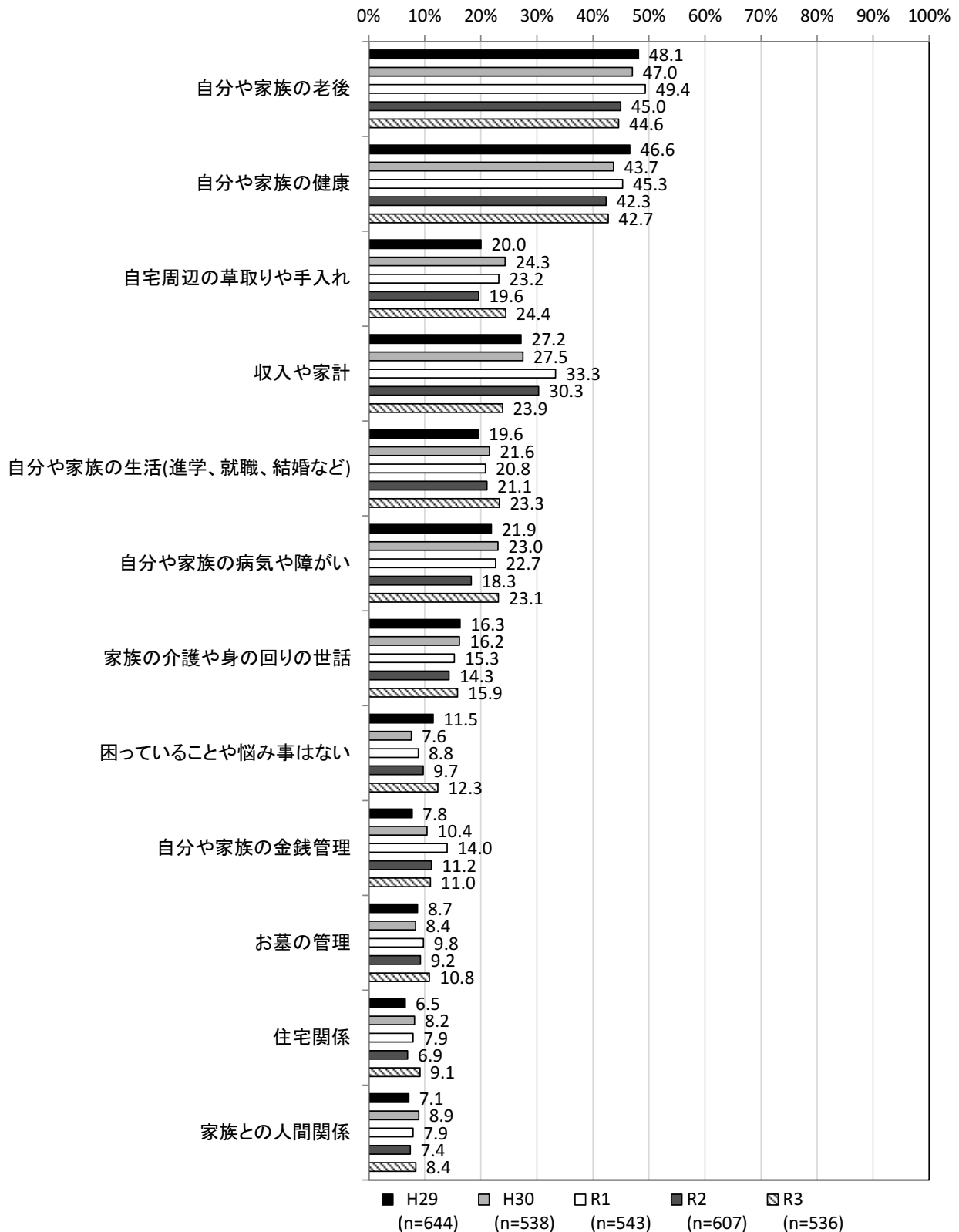
■そう思う □ややそう思う □どちらともいえない □あまりそう思わない □思わない ■無回答

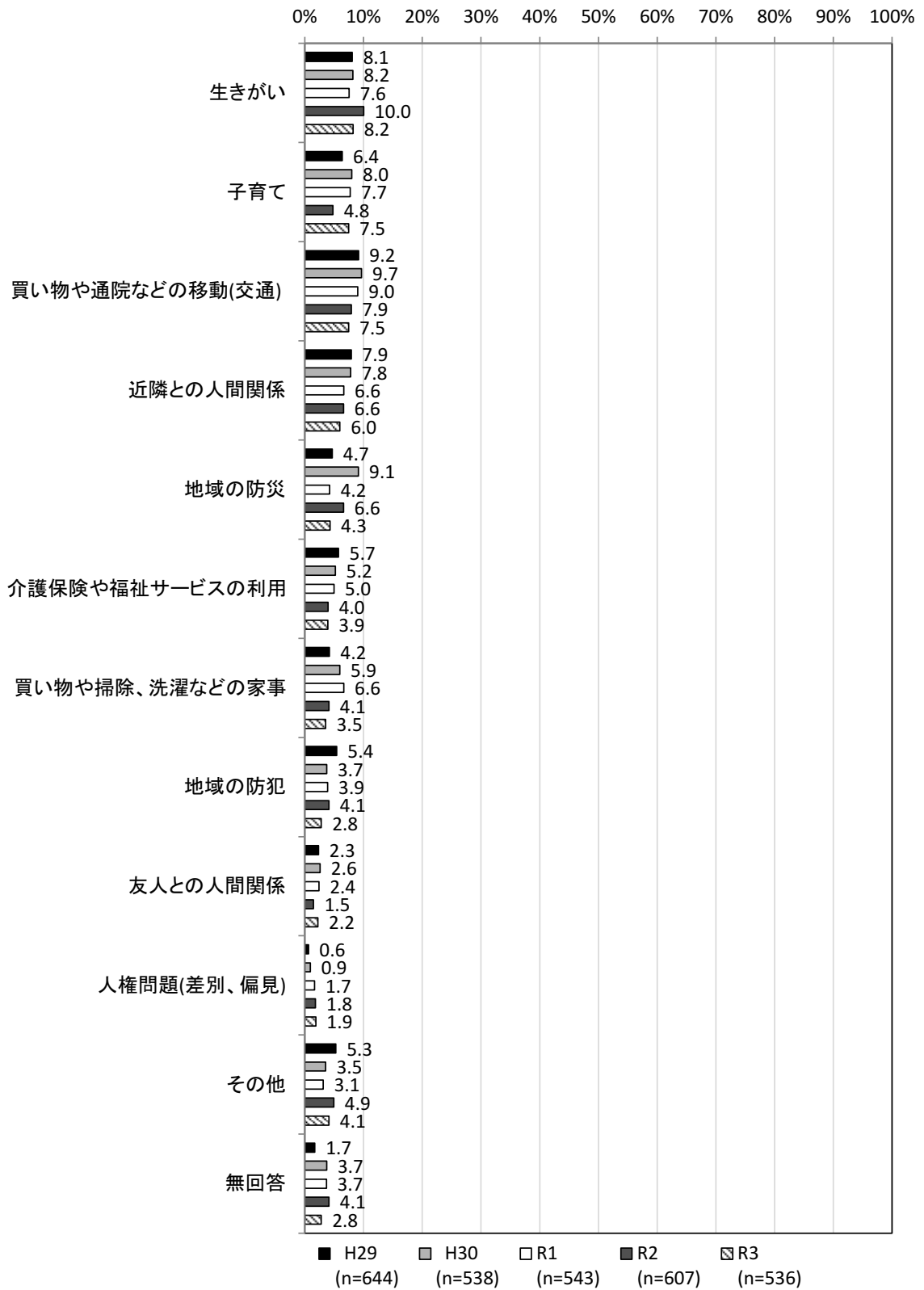
2、日常生活における悩みや困りごと

令和3年度(2021)では、「自分や家族の老後」と回答した割合が44.6%で最も高く、次いで、「自分や家族の健康」が42.7%となっており、経年における傾向の変化はありません。

令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が特に増加しているのは、「自宅周辺の草取りや手入れ」、「自分や家族の病気や障がい」となっています。

一方で、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が特に減少しているのは、「収入や家計」となっています。



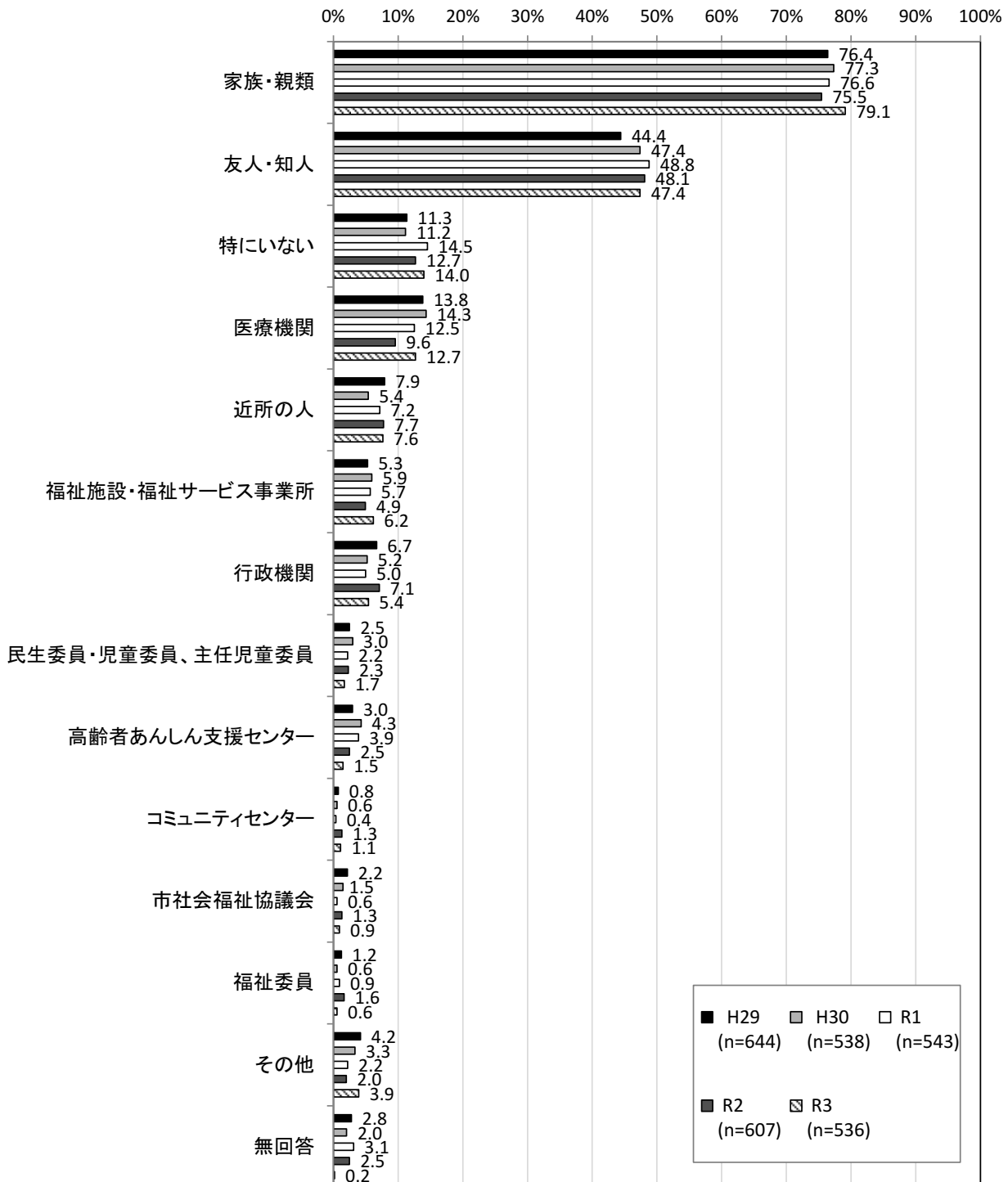


3、悩みや困りごとの相談相手

令和3年度（2021）では、「家族・親類」と回答した割合が最も高く79.1%、次いで、「友人・知人」と回答した割合が47.4%となっており、「家族・親類」は、令和2年度（2020）より増加し経年で見ても最も高くなっています。

「特にいない」と回答した割合は、令和元年度（2019）から続けて「家族・親類」、「友人・知人」に次いで3番目に位置する結果となっています。

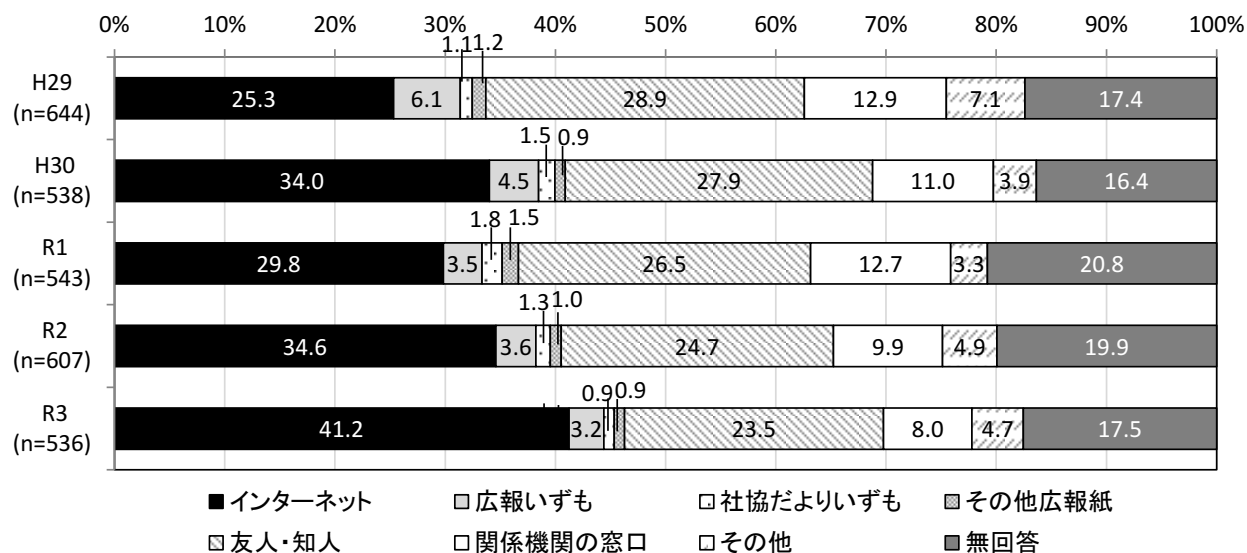
「医療機関」と回答した割合は、令和2年度（2020）は新型コロナウイルスの影響により、医療機関に行く行動が制限された可能性があり減少していましたが、令和3年度（2021）は令和元年度（2019）と同程度の結果となっています。



4、悩みや困りごとのを解決するための情報収集手段

令和3年度(2021)では、「インターネット」と回答した割合が41.2%で最も高く、次いで、「友人・知人」が23.5%、「関係機関の窓口」が8.0%となっています。

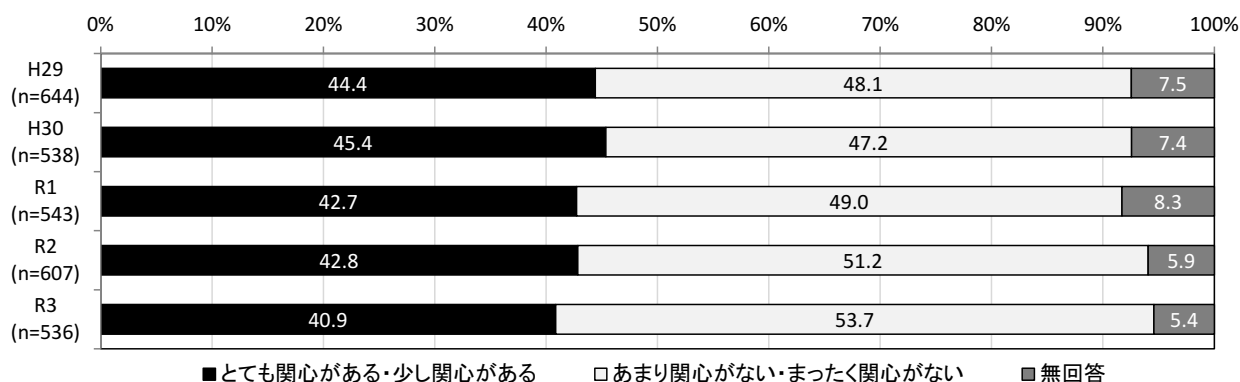
平成29年度(2017)では、「友人・知人」と回答した割合が最も高かったのに対し、平成30年度(2018)以降は、「インターネット」と回答した割合が最も高くなっており、令和2年度(2020)以降増加しています。



5、地域福祉活動への関心度

令和3年度(2021)では、「関心がある」と回答した割合が40.9%、「関心がない」と回答した割合が53.7%となっており、「関心がない」と回答した割合が多い結果となっています。

「関心がある」と回答した割合と、「関心がない」と回答した割合を比較すると、各年ともに、「関心がない」と回答した割合の方が高い結果となっています。

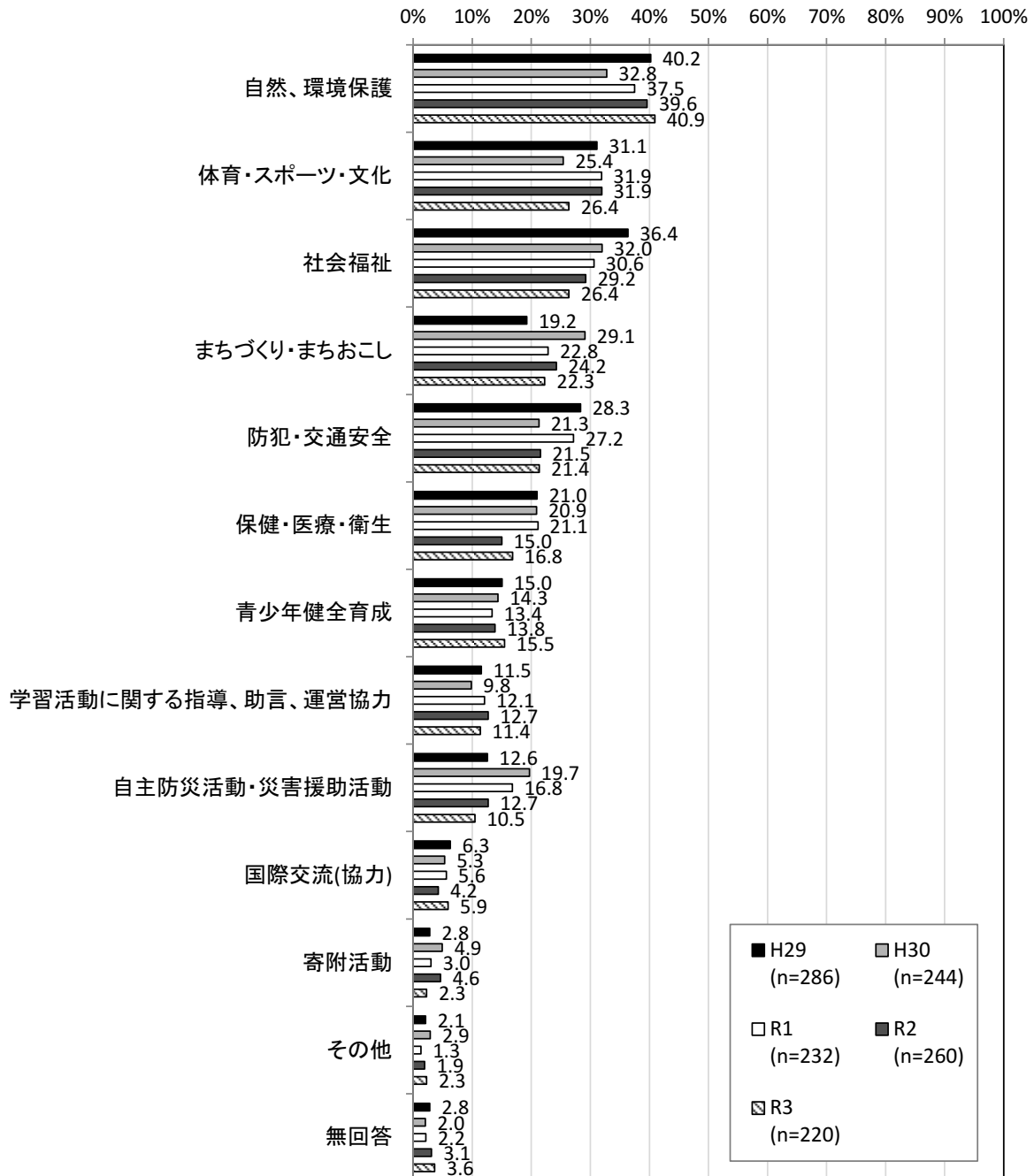


6、関心のある地域福祉活動の種類

令和3年度(2021)では、「自然、環境保護」と回答した割合が40.9%で最も高く、次いで、「体育・スポーツ・文化」及び「社会福祉」で26.4%となっています。「体育・スポーツ・文化」は、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が減少しています。

やや増加傾向にあるのは、「自然、環境保護」となり、令和元年度(2019)以降増加傾向にあります。

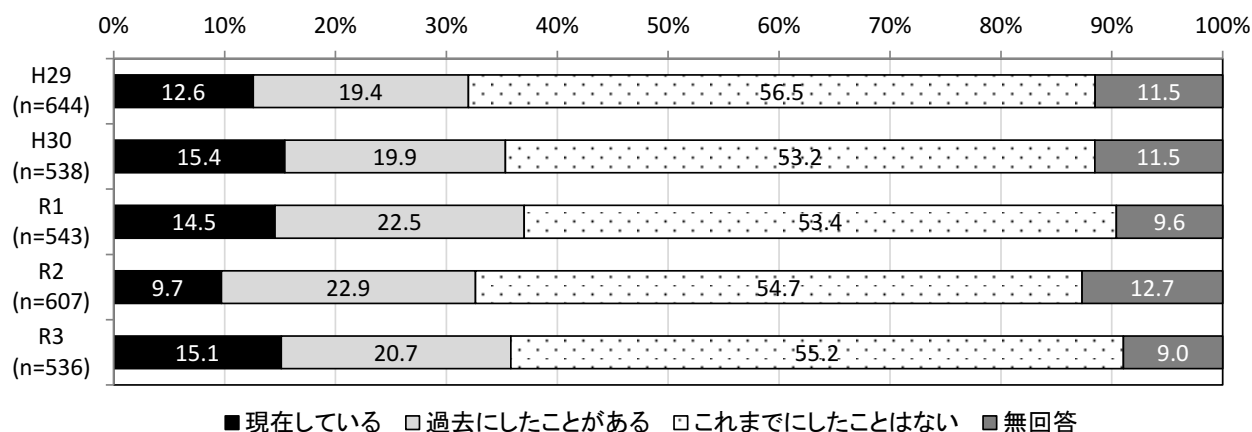
やや減少傾向にあるのは、「社会福祉」及び「自主防災活動・災害援助活動」となり、「自主防災活動・災害援助活動」については、令和元年度(2019)以降減少しています。



7、地域福祉活動の経験

令和3年度（2021）では、「これまでにしたことはない」と回答した割合が55.2%と最も高く、次いで、「過去にしたことがある」が20.7%、「現在している」が15.1%となっています。

「現在活動している」と回答した割合は、令和2年度（2020）において新型コロナウイルスの影響により活動が制限されて低くなっていたと考えられますが、令和3年度（2021）は平成30年度（2018）及び令和元年度（2019）と同程度となっています。



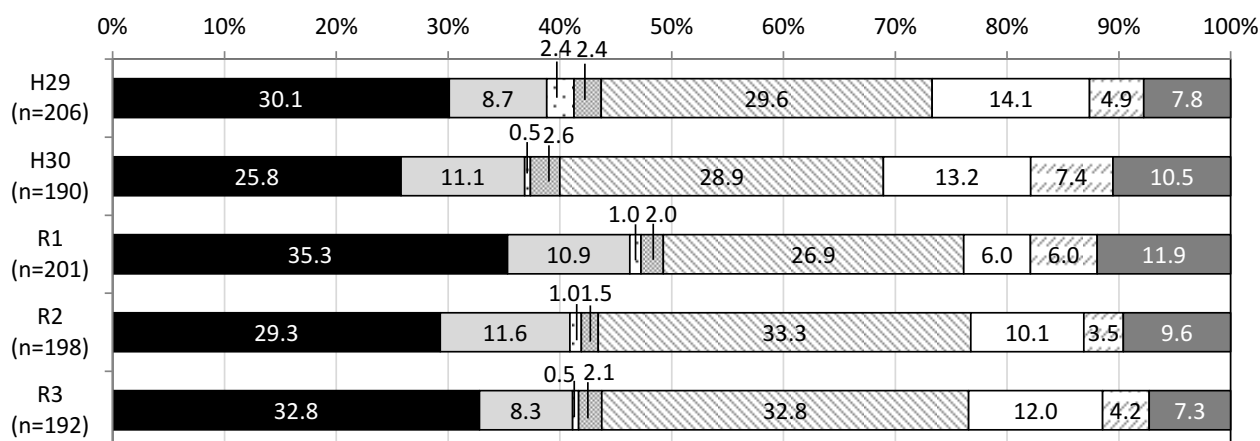
8、地域福祉活動を始めたきっかけ

令和3年度（2021）では、活動参画の動機として最も多いものは、「友人・家族からの勧誘」及び「職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから」で32.8%となっています。

「友人・家族から勧誘」及び「職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから」という、「他から活動を促されること」については、各年ともに概ね60%で推移しています。

一方、「テレビ・新聞・雑誌・ポスターなど」及び「広報紙」という“広報”がきっかけとなっている割合は数%程度となっています。

友人・家族・職場など“他から活動を促されること”が多くの割合を占める傾向が続いています。

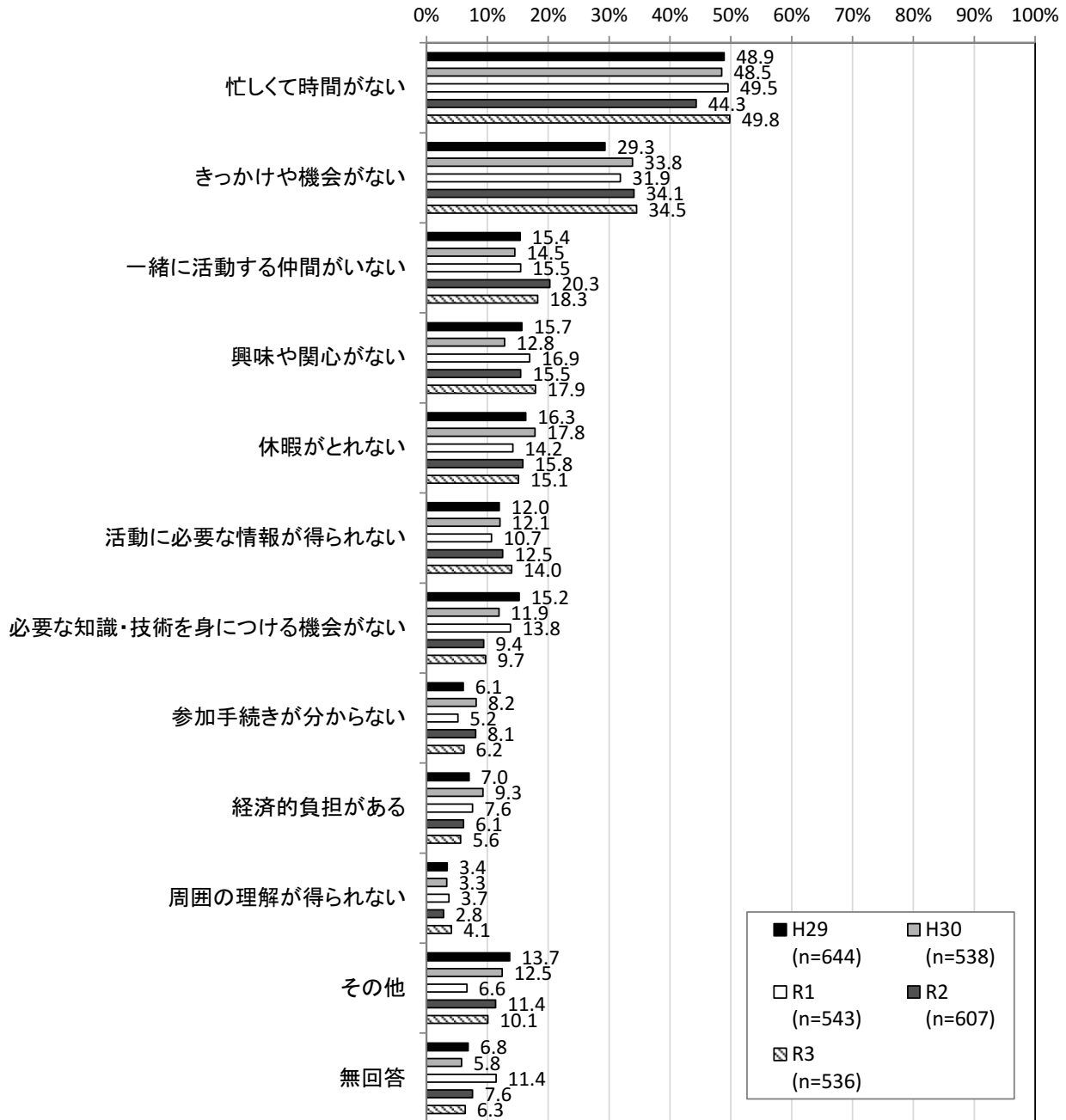


- 友人や家族にすすめられた、または誘われたから
- 地域福祉活動に関する行事、講演会などに参加したから
- テレビ、新聞、雑誌、ポスターなどを見て
- 市や社会福祉協議会などの広報紙を見て
- 職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから
- その他
- 特に理由はない
- 無回答

9、地域福祉活動を行う上での障がい

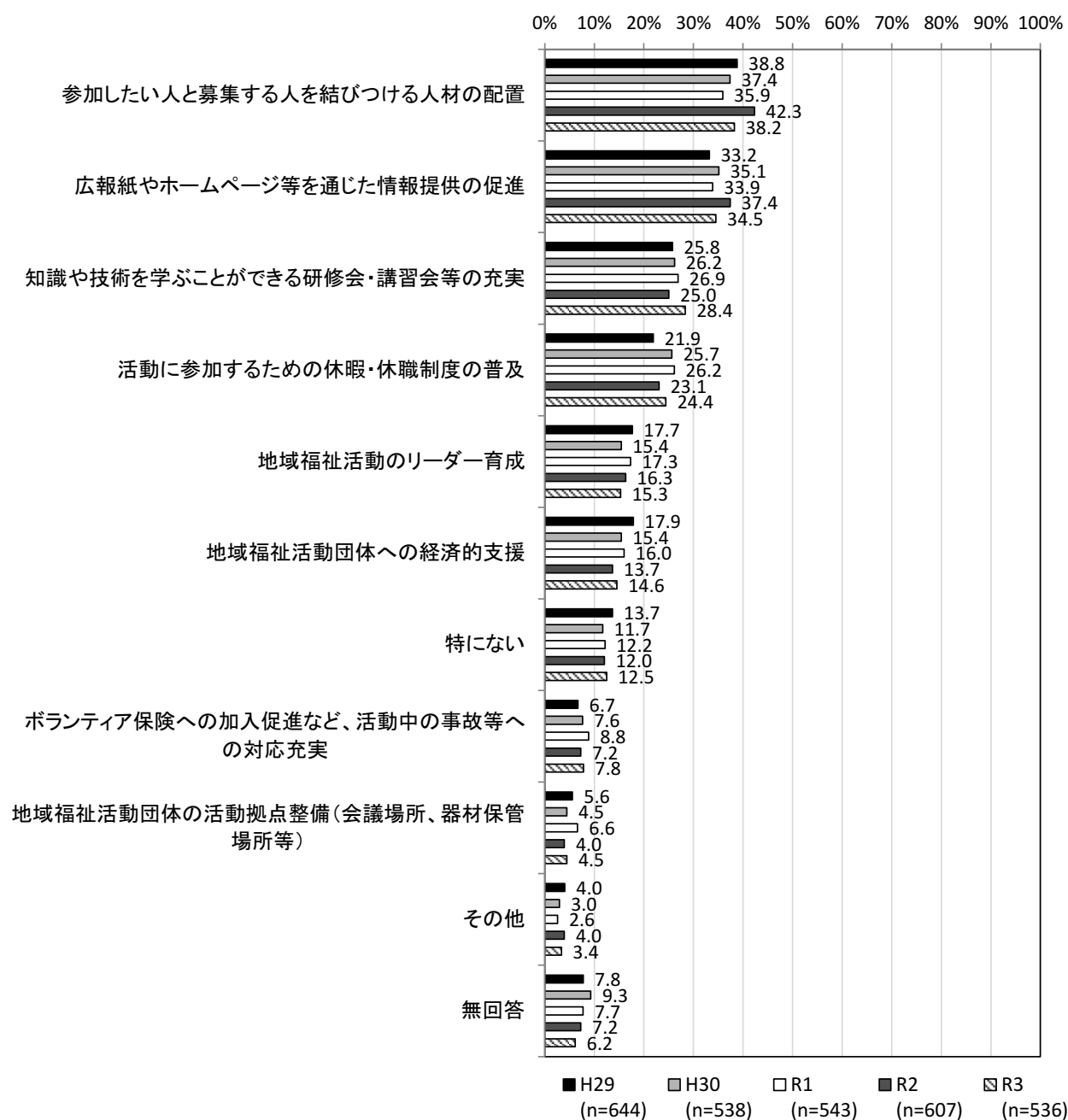
令和3年度(2021)では、「忙しくて時間がない」と回答した割合が49.8%と最も高く、次いで、「きっかけや機会がない」が34.5%となっています。

各年ともに、「忙しくて時間がない」と回答した割合が最も高く、次いで、「きっかけや機会がない」が高い割合を占める結果となっています。結果の増減はありますが、結果の順位においては大きな変化はありません。



10、地域福祉活動の活性化に必要だと思うこと

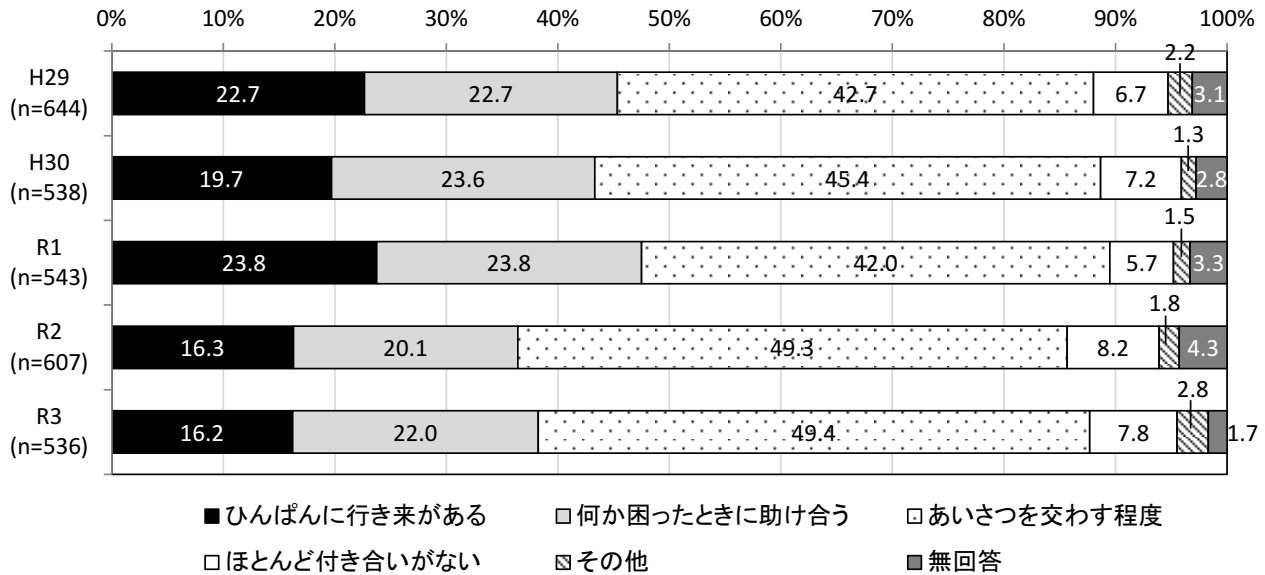
令和3年度(2021)では、「参加したい人と募集する人を結びつける人材の配置」と回答した割合が38.2%と最も高くなっており、次いで、「広報紙やホームページ等を通じた情報提供の促進」が34.5%となっています。



11、近所づきあいの程度

令和3年度(2021)では、「あいさつを交わす程度」と回答した割合が49.4%で最も高く、次いで、「何か困ったときに助け合う」が22.0%、「ひんぱんに行き来がある」が16.2%となっています。

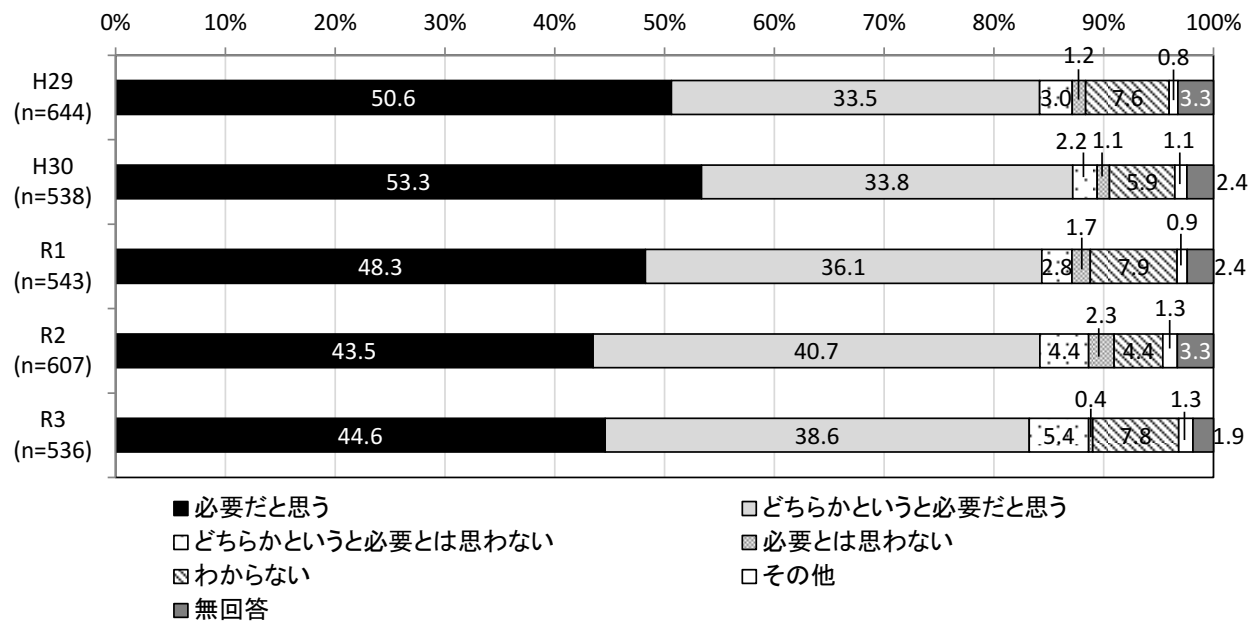
「ひんぱんに行き来がある」と「何か困ったときに助け合う」は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度(2020)は減少していたと考えられます。令和3年度(2021)は、令和2年度(2020)よりわずかに増加していますが、令和元年度(2019)以前と比較すると低くなっています。



12、地域で行われる住民相互の助け合い

令和3年度(2021)では、「必要だと思う」と回答した割合が44.6%で最も高く、次いで、「どちらかという必要だと思う」と回答した割合が38.6%となっています。

「(どちらかという)必要だと思う」と「(どちらかという)必要とは思わない」の比率を経年で比較すると、大きな変化はありません。

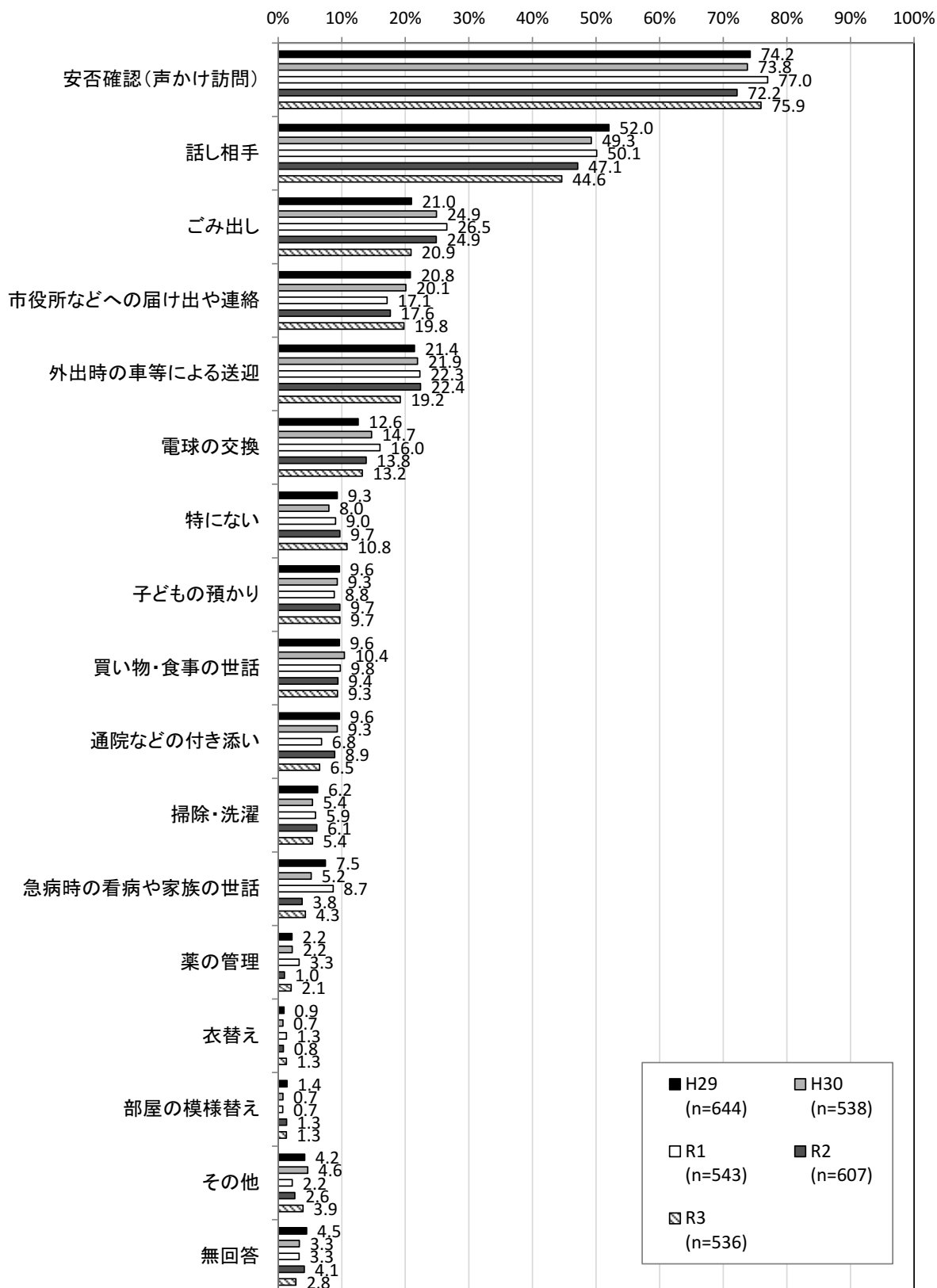


13、自分が出来そうな手助け

令和3年度(2021)では、「安否確認(声かけ訪問)」と回答した割合が75.9%で最も高く、次いで、「話し相手」が44.6%となっています。

各年ともに、結果の増減はありますが、全体の傾向においては大きな変化はありません。

「話し相手」については、令和2年度(2020)以降減少傾向にあります。

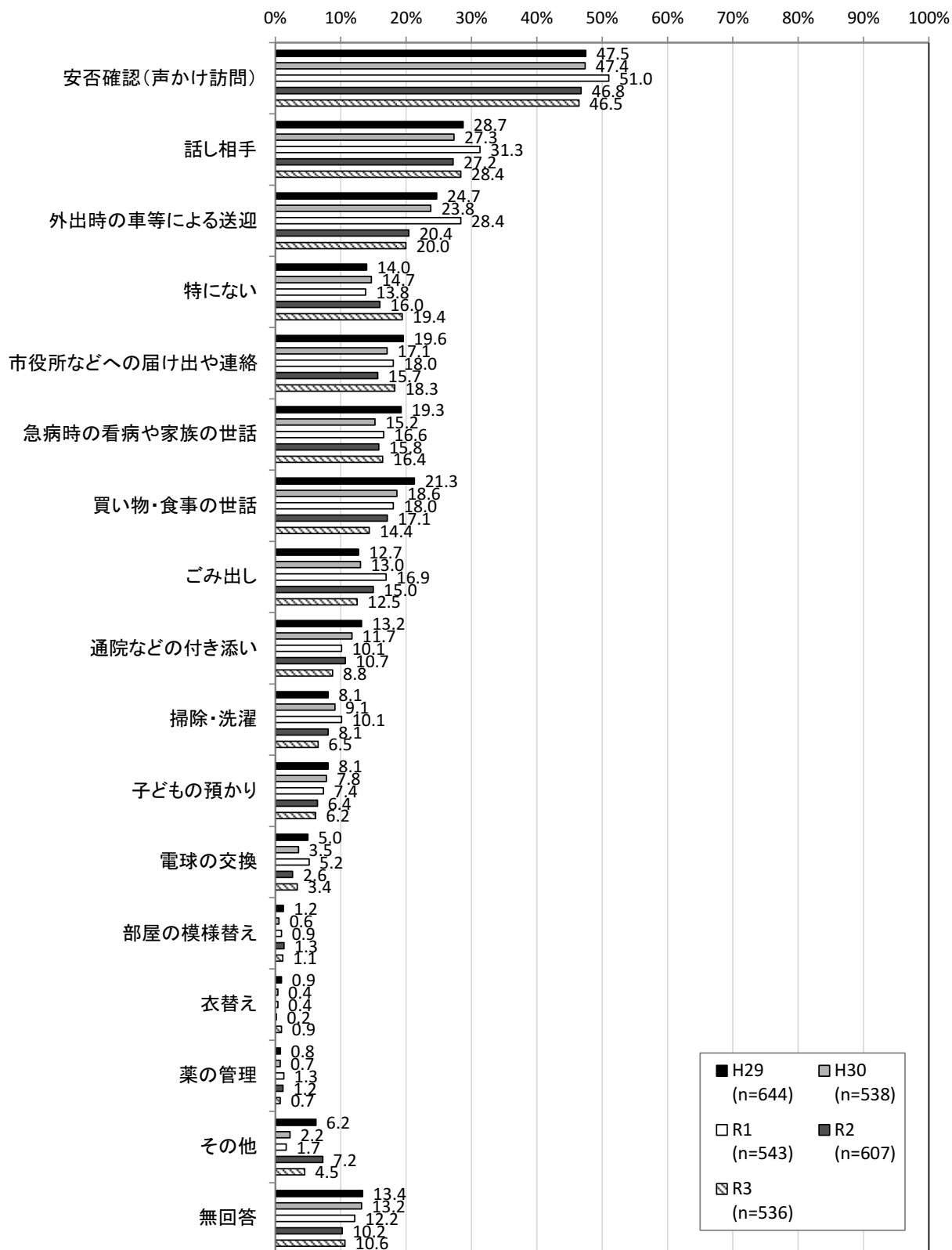


14、自分が困ったときに助けを必要とすること

令和3年度(2021)では、「安否確認(声かけ訪問)」と回答した割合が46.5%で最も高く、次いで、「話し相手」が28.4%となっています。

経年でみても、「安否確認(声かけ訪問)」の割合が最も高く、次いで、「話し相手」、「外出時の車等による送迎」と回答した割合が高いという傾向に変化はありません。

令和2年度(2020)以降、「特にない」の割合が増加傾向にあります。



資料3. 出雲市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(平成26年出雲市告示第419号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び計画的な推進を図るため、出雲市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、市長に提案するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉・保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員の謝金は、市長が別に定める。ただし、第3条第2項第4号に規定する委員には支給し

ない。

2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を準用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

（招集の特例）

3 最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料4. 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉の推進を図るため、本会地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定及び計画的な推進を図るための計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、本会会長に提案するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉・保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号の掲げる者のほか、本会会長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会総務課企画係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(召集の特例)

3 最初に召集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が召集する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から一部改正し施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和2年4月1日から一部改正し施行し、同日から適用する。

資料5. 出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

NO	氏名	組織・役職等	区分
1	○芦矢 京子	島根県重症心身障害児(者)を守る会 副会長	福祉・保健関係者
2	飯塚 由美	出雲市民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表	地域活動団体関係者
3	○石飛 丈和	出雲市身体障害者福祉協会 理事	地域活動団体関係者
4	大國 哲也	出雲市保育協議会 副会長	福祉・保健関係者
5	小倉 幹夫	出雲市コミュニティセンター長会 副会長	地域活動団体関係者
6	金築 真志	出雲市福祉事務所 所長	関係行政機関の職員
7	川谷 吉正	平田地域福祉のまちづくり協議会 副会長	地域活動団体関係者
8	◎齋藤 茂子	島根県立大学 名誉教授	識見を有する者
9	高橋 陽	社会福祉法人恵寿会 事務局長	福祉・保健関係者
10	竹下 茂	出雲市高齢者クラブ連合会 会長	地域活動団体関係者
11	中間 敦司	斐川地区社会福祉協議会会長会 代表	地域活動団体関係者
12	錦織 和人	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会 副会長	福祉・保健関係者
13	福間 昇	出雲地域地区社会福祉協議会会長会 会長	地域活動団体関係者
14	矢田 栄子	NPO法人出雲スポーツ振興21 事務局長	地域活動団体関係者
15	吉田 太郎	出雲成年後見センター 副会長	識見を有する者

◎委員長 ○副委員長

※五十音順 敬称略

第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

【発行】

出雲市健康福祉部福祉推進課

〒693-8530

出雲市今市町70

TEL 0853-21-6694

FAX 0853-21-6598

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会

〒693-0001

出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内

TEL 0853-23-3781

FAX 0853-20-7733

出雲力 いずもりよく TM